

高	愛	香	德	和	山	廣	岡	鳥
知	媛	川	島	山	口	島	山	根
郡市	郡市	郡市	郡市	郡市	郡市	郡市	郡市	郡市
計部	計部	計部	計部	計部	計部	計部	計部	計部
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

(三) 經費

昭和十三年三月三十日現在厚生省社會局保護課の調査によ

總	沖	鹿	宮	熊	佐	大	福
計	繩	兒	崎	本	賀	分	岡
郡市	郡市	郡市	郡市	郡市	郡市	郡市	郡市
計部	計部	計部	計部	計部	計部	計部	計部
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

宮	長	岐	滋	山	靜	愛	三	奈
城	野	阜	賀	梨	岡	知	重	良
郡市	郡市	郡市	郡市	郡市	郡市	郡市	郡市	郡市
計部	計部	計部	計部	計部	計部	計部	計部	計部
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

鳥	富	石	福	秋	山	青	岩	福
取	山	川	井	田	形	森	手	島
郡市	郡市	郡市	郡市	郡市	郡市	郡市	郡市	郡市
計部	計部	計部	計部	計部	計部	計部	計部	計部
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

(四) 方面世帯数
 昭和十一年度末現在に於ける方面世帯数は五五八、六八五世帯でその人員二、二〇一、三七五名である。これを昭和十年

度末と比較するに世帯数に於て四〇、三九五世帯、人員に於て一四〇、八七五名の激増を來してゐる。

方面世帯数

昭和十年 度末現在

昭和十一年 度末現在

市郡別	區	分	昭和十年 度末現在		昭和十一年 度末現在	
			第一種	第二種	第一種	第二種
北海道	市	計	1,035	5,117	1,133	6,216
		市部	4,148	2,015	6,216	3,250
北海道	郡	計	2,477	3,830	2,855	6,033
		郡部	9,008	3,271	11,333	6,033
東京	市	計	3,533	14,433	3,977	16,133
		市部	13,156	4,633	17,789	5,733
東京	郡	計	1,133	4,033	1,033	3,033
		郡部	4,033	1,033	5,066	3,033
東京	島嶼を合	計	4,033	1,033	4,033	1,033
		島嶼部	1,276	2,276	1,276	2,276
東京	新市部	計	7,551	2,276	7,551	2,276
		新市部	2,276	2,276	2,276	2,276
東京	舊市部	計	1,836	2,276	1,836	2,276
		舊市部	2,276	2,276	2,276	2,276
東京	計	計	10,387	10,387	10,387	10,387
		計	10,387	10,387	10,387	10,387
東京	計	計	2,276	2,276	2,276	2,276
		計	2,276	2,276	2,276	2,276
東京	計	計	10,387	10,387	10,387	10,387
		計	10,387	10,387	10,387	10,387

市郡別	區	分	昭和十年 度末現在		昭和十一年 度末現在	
			第一種	第二種	第一種	第二種
京	市	計	2,366	2,366	2,366	2,366
		市部	8,333	1,033	9,366	1,033
京	郡	計	1,276	1,276	1,276	1,276
		郡部	1,276	1,276	1,276	1,276
大	市	計	7,551	7,551	7,551	7,551
		市部	7,551	7,551	7,551	7,551
大	郡	計	2,276	2,276	2,276	2,276
		郡部	2,276	2,276	2,276	2,276
神	市	計	1,276	1,276	1,276	1,276
		市部	1,276	1,276	1,276	1,276
神	郡	計	1,276	1,276	1,276	1,276
		郡部	1,276	1,276	1,276	1,276
横	市	計	2,276	2,276	2,276	2,276
		市部	2,276	2,276	2,276	2,276
横	郡	計	2,276	2,276	2,276	2,276
		郡部	2,276	2,276	2,276	2,276
兵	市	計	2,276	2,276	2,276	2,276
		市部	2,276	2,276	2,276	2,276
兵	郡	計	2,276	2,276	2,276	2,276
		郡部	2,276	2,276	2,276	2,276

鹿兒島	宮崎						熊本			佐賀				
	計		市部		郡部		計		市部	郡部	計	市部	郡部	
	人	世	人	世	人	世	人	世	人	世	人	世	人	世
	帶		帶		帶		帶		帶	帶	帶	帶	帶	帶
員數		員數		員數		員數		員數	員數	員數	員數	員數	員數	
共	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
共	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
共	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
共	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四

大分	福岡						高知			愛媛				
	計		市部		郡部		計		市部	郡部	計		市部	郡部
	人	世	人	世	人	世	人	世	人	世	人	世	人	世
	帶		帶		帶		帶		帶	帶	帶	帶	帶	帶
員數		員數		員數		員數		員數	員數	員數	員數	員數	員數	
共	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
共	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
共	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
共	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四

第五章 方面委員事業

山梨	山梨縣方面委員	七七	1,054	1,135	1,174	1,213	1,252	1,291	1,330	1,369	1,408	1,447	1,486	1,525	1,564	1,603	1,642	1,681	1,720	1,759	1,798	1,837	1,876	1,915	1,954	1,993	2,032	2,071	2,110	2,149	2,188	2,227	2,266	2,305	2,344	2,383	2,422	2,461	2,500	2,539	2,578	2,617	2,656	2,695	2,734	2,773	2,812	2,851	2,890	2,929	2,968	3,007	3,046	3,085	3,124	3,163	3,202	3,241	3,280	3,319	3,358	3,397	3,436	3,475	3,514	3,553	3,592	3,631	3,670	3,709	3,748	3,787	3,826	3,865	3,904	3,943	3,982	4,021	4,060	4,099	4,138	4,177	4,216	4,255	4,294	4,333	4,372	4,411	4,450	4,489	4,528	4,567	4,606	4,645	4,684	4,723	4,762	4,801	4,840	4,879	4,918	4,957	4,996	5,035	5,074	5,113	5,152	5,191	5,230	5,269	5,308	5,347	5,386	5,425	5,464	5,503	5,542	5,581	5,620	5,659	5,698	5,737	5,776	5,815	5,854	5,893	5,932	5,971	6,010	6,049	6,088	6,127	6,166	6,205	6,244	6,283	6,322	6,361	6,400	6,439	6,478	6,517	6,556	6,595	6,634	6,673	6,712	6,751	6,790	6,829	6,868	6,907	6,946	6,985	7,024	7,063	7,102	7,141	7,180	7,219	7,258	7,297	7,336	7,375	7,414	7,453	7,492	7,531	7,570	7,609	7,648	7,687	7,726	7,765	7,804	7,843	7,882	7,921	7,960	7,999	8,038	8,077	8,116	8,155	8,194	8,233	8,272	8,311	8,350	8,389	8,428	8,467	8,506	8,545	8,584	8,623	8,662	8,701	8,740	8,779	8,818	8,857	8,896	8,935	8,974	9,013	9,052	9,091	9,130	9,169	9,208	9,247	9,286	9,325	9,364	9,403	9,442	9,481	9,520	9,559	9,598	9,637	9,676	9,715	9,754	9,793	9,832	9,871	9,910	9,949	9,988	10,027	10,066	10,105	10,144	10,183	10,222	10,261	10,300	10,339	10,378	10,417	10,456	10,495	10,534	10,573	10,612	10,651	10,690	10,729	10,768	10,807	10,846	10,885	10,924	10,963	11,002	11,041	11,080	11,119	11,158	11,197	11,236	11,275	11,314	11,353	11,392	11,431	11,470	11,509	11,548	11,587	11,626	11,665	11,704	11,743	11,782	11,821	11,860	11,899	11,938	11,977	12,016	12,055	12,094	12,133	12,172	12,211	12,250	12,289	12,328	12,367	12,406	12,445	12,484	12,523	12,562	12,601	12,640	12,679	12,718	12,757	12,796	12,835	12,874	12,913	12,952	12,991	13,030	13,069	13,108	13,147	13,186	13,225	13,264	13,303	13,342	13,381	13,420	13,459	13,498	13,537	13,576	13,615	13,654	13,693	13,732	13,771	13,810	13,849	13,888	13,927	13,966	14,005	14,044	14,083	14,122	14,161	14,200	14,239	14,278	14,317	14,356	14,395	14,434	14,473	14,512	14,551	14,590	14,629	14,668	14,707	14,746	14,785	14,824	14,863	14,902	14,941	14,980	15,019	15,058	15,097	15,136	15,175	15,214	15,253	15,292	15,331	15,370	15,409	15,448	15,487	15,526	15,565	15,604	15,643	15,682	15,721	15,760	15,799	15,838	15,877	15,916	15,955	15,994	16,033	16,072	16,111	16,150	16,189	16,228	16,267	16,306	16,345	16,384	16,423	16,462	16,501	16,540	16,579	16,618	16,657	16,696	16,735	16,774	16,813	16,852	16,891	16,930	16,969	17,008	17,047	17,086	17,125	17,164	17,203	17,242	17,281	17,320	17,359	17,398	17,437	17,476	17,515	17,554	17,593	17,632	17,671	17,710	17,749	17,788	17,827	17,866	17,905	17,944	17,983	18,022	18,061	18,100	18,139	18,178	18,217	18,256	18,295	18,334	18,373	18,412	18,451	18,490	18,529	18,568	18,607	18,646	18,685	18,724	18,763	18,802	18,841	18,880	18,919	18,958	18,997	19,036	19,075	19,114	19,153	19,192	19,231	19,270	19,309	19,348	19,387	19,426	19,465	19,504	19,543	19,582	19,621	19,660	19,699	19,738	19,777	19,816	19,855	19,894	19,933	19,972	20,011	20,050	20,089	20,128	20,167	20,206	20,245	20,284	20,323	20,362	20,401	20,440	20,479	20,518	20,557	20,596	20,635	20,674	20,713	20,752	20,791	20,830	20,869	20,908	20,947	20,986	21,025	21,064	21,103	21,142	21,181	21,220	21,259	21,298	21,337	21,376	21,415	21,454	21,493	21,532	21,571	21,610	21,649	21,688	21,727	21,766	21,805	21,844	21,883	21,922	21,961	21,000	21,039	21,078	21,117	21,156	21,195	21,234	21,273	21,312	21,351	21,390	21,429	21,468	21,507	21,546	21,585	21,624	21,663	21,702	21,741	21,780	21,819	21,858	21,897	21,936	21,975	22,014	22,053	22,092	22,131	22,170	22,209	22,248	22,287	22,326	22,365	22,404	22,443	22,482	22,521	22,560	22,599	22,638	22,677	22,716	22,755	22,794	22,833	22,872	22,911	22,950	22,989	23,028	23,067	23,106	23,145	23,184	23,223	23,262	23,301	23,340	23,379	23,418	23,457	23,496	23,535	23,574	23,613	23,652	23,691	23,730	23,769	23,808	23,847	23,886	23,925	23,964	24,003	24,042	24,081	24,120	24,159	24,198	24,237	24,276	24,315	24,354	24,393	24,432	24,471	24,510	24,549	24,588	24,627	24,666	24,705	24,744	24,783	24,822	24,861	24,900	24,939	24,978	25,017	25,056	25,095	25,134	25,173	25,212	25,251	25,290	25,329	25,368	25,407	25,446	25,485	25,524	25,563	25,602	25,641	25,680	25,719	25,758	25,797	25,836	25,875	25,914	25,953	25,992	26,031	26,070	26,109	26,148	26,187	26,226	26,265	26,304	26,343	26,382	26,421	26,460	26,499	26,538	26,577	26,616	26,655	26,694	26,733	26,772	26,811	26,850	26,889	26,928	26,967	27,006	27,045	27,084	27,123	27,162	27,201	27,240	27,279	27,318	27,357	27,396	27,435	27,474	27,513	27,552	27,591	27,630	27,669	27,708	27,747	27,786	27,825	27,864	27,903	27,942	27,981	28,020	28,059	28,098	28,137	28,176	28,215	28,254	28,293	28,332	28,371	28,410	28,449	28,488	28,527	28,566	28,605	28,644	28,683	28,722	28,761	28,800	28,839	28,878	28,917	28,956	28,995	29,034	29,073	29,112	29,151	29,190	29,229	29,268	29,307	29,346	29,385	29,424	29,463	29,502	29,541	29,580	29,619	29,658	29,697	29,736	29,775	29,814	29,853	29,892	29,931	29,970	30,009	30,048	30,087	30,126	30,165	30,204	30,243	30,282	30,321	30,360	30,399	30,438	30,477	30,516	30,555	30,594	30,633	30,672	30,711	30,750	30,789	30,828	30,867	30,906	30,945	30,984	31,023	31,062	31,101	31,140	31,179	31,218	31,257	31,296	31,335	31,374	31,413	31,452	31,491	31,530	31,569	31,608	31,647	31,686	31,725	31,764	31,803	31,842	31,881	31,920	31,959	31,998	32,037	32,076	32,115	32,154	32,193	32,232	32,271	32,310	32,349	32,388	32,427	32,466	32,505	32,544	32,583	32,622	32,661	32,700	32,739	32,778	32,817	32,856	32,895	32,934	32,973	33,012	33,051	33,090	33,129	33,168	33,207	33,246	33,285	33,324	33,363	33,402	33,441	33,480	33,519	33,558	33,597	33,636	33,675	33,714	33,753	33,792	33,831	33,870	33,909	33,948	33,987	34,026	34,065	34,104	34,143	34,182	34,221	34,260	34,299	34,338	34,377	34,416	34,455	34,494	34,533	34,572	34,611	34,650	34,689	34,728	34,767	34,806	34,845	34,884	34,923	34,962	35,001	35,040	35,079	35,118	35,157	35,196	35,235	35,274	35,313	35,352	35,391	35,430	35,469	35,508	35,547	35,586	35,625	35,664	35,703	35,742	35,781	35,820	35,859	35,898	35,937	35,976	36,015	36,054	36,093	36,132	36,171	36,210	36,249	36,288	36,327	36,366	36,405	36,444	36,483	36,522	36,561	36,600	36,639	36,678	36,717	36,756	36,795	36,834	36,873	36,912	36,951	36,990	37,029	37,068	37,107	37,146	37,185	37,224	37,263	37,302	37,341	37,380	37,419	37,458	37,497	37,536	37,575	37,614	37,653	37,692	37,731	37,770	37,809	37,848	37,887	37,926	37,965	38,004	38,043	38,082	38,121	38,160	38,199	38,238	38,277	38,316	38,355	38,394	38,433	38,472	38,511	38,550	38,589	38,628	38,667	38,706	38,745	38,784	38,823	38,862	38,901	38,940	38,979	39,018	39,057	39,096	39,135	39,174	39,213	39,252	39,291	39,330	39,369	39,408	39,447	39,486	39,525	39,564	39,603	39,642	39,681	39,720	39,759	39,798	39,837	39,876	39,915	39,954	39,993	40,032	40,071	40,110	40,149	40,188	40,227	40,266	40,305	40,344	40,383	40,422	40,461	40,500	40,539	40,578	40,617	40,656	40,695
----	---------	----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

同 十年度 一、一三五、〇八九
同 十一年度 一、八〇三、四一二

(七) 方面委員銓衡委員會

方面委員銓衡委員會ノ組織狀況調

(昭和十一年度末)
社會局保護課調

道府縣	設立年月日	委員長	道府市長町村役職官廳職員	社會事業副會長	實業家	其他	計	幹事書記	本年度委員會開會數
北海道	昭和三・二・五	學務部長	二				二		〇
東京	〃	同	三				三		二
東京市	〃	東京市助役	一				一		四
東京都	〃	學務部長	三				三		一
大阪	〃	同	一				一		三
神奈川	〃	同	一				一		一
橫濱市	〃	橫濱市助役	一				一		一
兵庫	〃	學務部長	一				一		一
長崎	〃	同	一				一		一
新潟	〃	同	一				一		一
埼玉	〃	同	一				一		一
群馬	〃	同	一				一		一
千葉	〃	同	一				一		一
茨城	〃	同	一				一		一
栃木	〃	同	一				一		一

方面委員令第五條による方面委員銓衡委員會の組織狀況は昭和十一年度末現在社會局保護課調によれば左の如くである。

道府縣	設立年月日	委員長	道府市長町村役職官廳職員	社會事業副會長	實業家	其他	計	幹事書記	本年度委員會開會數
奈良	〃	同	三				三		一
三重	〃	同	五				五		一
愛知	〃	同	三				三		一
靜岡	〃	同	四				四		一
山梨	〃	同	三				三		一
滋賀	〃	同	四				四		一
岐阜	〃	同	二				二		一
長野	〃	同	二				二		一
宮城	〃	同	五				五		一
福島	〃	同	三				三		一
岩手	〃	同	二				二		一
青森	〃	同	四				四		一
山形	〃	同	六				六		一
秋田	〃	同	二				二		一
福井	〃	同	四				四		一
石川	〃	同	四				四		一
富山	〃	同	四				四		一
鳥取	〃	同	四				四		一
島根	〃	同	四				四		一
岡山	〃	同	二				二		一
廣島	〃	同	二				二		一
山口	〃	同	三				三		一
和歌山	〃	同	一				一		一
徳島	〃	同	四				四		一

昭和三・二・五 未報 學務部長

鳥根	二、四六三	八、六三三
岡山	三、〇七二	三、四三三
廣島	一、九八〇	四、八七一
山口	六、四三三	三、六三七
徳島	八、三三三	一〇、九七五
香川	四、九三三	三、三三六
愛媛	四、五六一	五、五五五
高知	三、四九一	一〇、〇八一
福岡	四、二六四	五、八六六
佐賀	三、三三三	二、八八九
長崎	二、二八八	五、〇〇〇
熊本	三、七六八	七、三五六
大分	五、二〇〇	二、〇〇〇
宮崎	三、〇九七	三、三三〇
鹿児島	一、七二六	一、七二六
沖繩	三、三三三	一、七二六
計	一、三五六、三三七	四、四三三、九三三

第六章 軍事援護事業

第一節 軍事扶助法による援護

(一) 軍事救護法を軍事扶助法に改正
軍事救護法は、歐洲大戰の影響に依り、社會經濟事情の激

軍事扶助事業ハ所謂救濟事業ト其ノ性質ヲ異ニシ國民一致ノ統後ノ後援ノ精神ニ基クモノナリ此ノ趣旨ニ依リ從來軍事救護法、傷兵院法等ノ國家施設ノ外各種軍人後援團體ノ活動スルアルモ本事業ヲ一層整備シテ扶助ノ徹底ヲ期センガ爲ニハ特ニ左ノ如ク施設スルノ要アリト認ム就中軍事救護法ニ關スル事項及軍事扶助ヲ目的トスル國立ノ結核療養施設ノ設置ハ政府ニ於テ速ニ之ヲ實施セラレンコトヲ望ム

第一 軍事救護法ニ關スル事項

- 一、法律ノ名稱ハ之ヲ軍事扶助法ト改ムルコト
- 二、適用範圍ヲ左ノ如ク擴張スルコト
 - (イ) 故意又ハ重大ナル過失ナクシテ在營又ハ應召中傷病ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ一種以上ノ兵役ヲ免除セラレタル者及其ノ家族、遺族ヲモ扶助スルコト
 - (ロ) 同一ノ家ニ在ラザルモ同一ノ世帯ニ在ル直系血族又ハ兄弟姉妹ヲモ扶助スルコト
- 三、下士官兵ノ家族ニ對スル扶助ハ下士官兵退營又ハ召集解除ニ依リ居住地ニ歸還シタル後仍十四日以内之ヲ繼續シ得ルコトトスルコト
- 四、扶助ヲ受クベキ者ハ生活スルコト能ハザル者ニ限レルモ之ヲ生活困難ナル者ヲモ扶助スルコトニ改ムルコト
- 五、醫療、助産及生業扶助ニ關シテハ現行制度ヲ整備改善スル爲メノ如キ事項ニ關シ必要ナル規定ヲ施行令ニ明記スルコト
- (イ) 醫療及助産ノ徹底ヲ圖リ特ニ收容保護ノ普及充實ヲ期スルコト
- (ロ) 生業扶助ニ付テハ職業再教育ヲ爲ス爲適當ナル施設ニ委託スル等ノ措置ヲ講ズルコト

變に遭つて、軍人遺族及び傷病兵を始めとし、下士官兵の入營應召に依つて、其の家庭が生活困難を來す者が激増したため、大正六年七月法律第一號を以て公布、同七年一月一日より施行せられた。該法の覗ふ所は、(一) 傷病兵並に其の家族若くは遺族又は、(二) 下士官卒の家族若くは遺族にして、入營・應召・傷病・死亡等の爲に生活する能はざる者を救護することとした。即ち、先に公布・施行せられたる「下士官卒家族救助令」(明治三十七年四月勅令第九十四號を以て公布し同年五月一日より施行)に於ける、家族救助の範圍に比し、傷病兵・其の家族並に軍人遺族に救護の範圍を擴張して、時勢の要求に應じたのであつた。その後更に時の情勢に對處するため、該法は昭和六年三月法律第二十七號を以て改正され、翌七年一月一日から施行された。その改正の要點は、(一) 傷病兵の範圍を擴張したこと、(二) 救護の種類を改めたこと(三) 救護に於ける新しき途を開いたことであつた。

しかしながら、政府は更に時世の趨勢に鑑み、軍事扶助事業の整備充實を圖ることの急務なるを認めて、昭和十一年六月、内務大臣より之が方策に關し、社會事業調査會に諮問する所があつた。同調査會は其の特別委員會に於て、研究審議した結果を議決して、翌七月末答申したのであるが、今其の中關係事項を掲ぐれば次の如くである。

答 申

政府は右の答申に基き、直ちに改正法案の作成に着手し、昭和十二年成案を得て第七十帝國議會に提出して其の協賛を得、同年三月法律第二十號を以て之を公布した。此の改正法律は同年七月一日より施行せられ、偶々今次支那事變の勃發に遭つて、大ひに其の效力を示した。今、改正要點を見るに、
第一、名稱を「軍事扶助法」と改めたこと。本法は一般救貧法とは其の根本精神を異にするを以て、之を判然と區別する爲め、救護なる文字を扶助に改められたのである。

第二、傷病兵の範圍を擴張したことであつて、近時在營中結核又は胸膜炎等に罹り除役せられる者多く、之等の者も扶助する者あるものと認めて扶助することゝされたのである。

第三、遺族及家族の範圍を擴張したことであつて、從來遺族及家族にして扶助を受け得る者は、下士官兵の「配偶者又は子若くは扶養を受くべき者にして、之と同一の家に在る者」に限つて居たのを、更に「同一の世帯に在る者」に迄擴張して、扶助をして社會の實情に適し、家族制度の精神に副はしむるやうに改められたのである。

第四、從來扶助を受く得る者は「生活スルコト能ハザル者」となつてゐたのを「生活スルコト困難ナル者」に改めたことであつて、本法に依る扶助の趣旨は一般救貧の爲の救護と異なるので、其の扶助を一般救貧の場合に比し、標準を緩和することゝされたのである。

第五、從來下士官兵の家族に對する扶助は、下士官兵の退營又は召集解除ありたるときは、即日之を打切つて居たのを、退營又は召集解除後仍二十日以内繼續することが出来ることとされたのである。

以上の五點を主たるものとして居るのであつて、改正は軍事扶助の根本精神に基き且つ我國家制度の醇風美俗を生かして行くことに主點を置いて居る。

軍事扶助法に依る扶助費は、平時に於ては從來概ね一ヶ年約三百萬圓乃至四百萬圓程度であつたが、昭和十二年度は今次支那事變の影響を受けて其の豫算實に三千三百九十一萬圓餘の多きに達した。而して本法施行に要する費用は全部國費負擔と言ふことになつてゐる。

(二) 軍事扶助法による援護

軍事扶助法は、大正六年七月法律第一號を以て公布同七年七月一日より施行されたが、昭和十二年三月には法律第二十號を以て大改正がなされ、軍事救護法を軍事扶助法と改め、傷病兵・下士官兵又は傷病兵の家族の範圍が擴張せらるると同時に、扶助を受け得べき場合の條件を緩和せられ又下士官兵の家族の扶助期間が延長せられた。本法は昭和十二年七月一日より施行せられた。

軍事扶助法に依る扶助の費用は、全額國庫の支出に依り、且つ補充費途であつて、當該年度の豫算に不足を生じた場合

は第一豫備金を支出して、之が補充を爲し得るのである。昭和十一年度に於ては、扶助人員十一萬七千九百四十三人、扶助費二百九十六萬八千八百三十二圓の多額に上つて居り、之を大正七年の夫に比すれば、扶助人員に於て三・四二倍、扶助費に於ては實に五・五三倍の激増を示してゐる。更に昭和十二年七月より施行された改正の軍事扶助法は、圖らずも支那事變に適用されることとなつたため、昭和十二年度に於ては、扶助人員百三十五萬七千五百五十七人、扶助費三千三百九十一萬七千九百十七圓と云ふ未曾有な巨額に達した。

自大正六年度 軍事扶助法施行状況調査年比較表

年 度	戸 數	人 員	金 額	一 ヶ 年	
				一 戶 當 一 人 當	一 戶 當 一 人 當
大正 六年度	三、一七四	七九、三三	四、三三六	一・三三三	一・三三三
同 七年度	三、三三三	四、四七三	五、六七〇	一・五五五	一・五五五
同 八年度	二、七〇〇	三、〇七三	六、三三五	一・九九九	一・九九九
同 九年度	二、九二〇	三、〇七三	八、六二二	二・七七七	二・七七七
同 十年度	三、三三三	三、七九三	一、〇〇四、四六一	八・五五五	八・五五五
同 十一年度	二、九二一	三、三三三	九、〇〇〇	三・一三三	三・一三三
同 十二年度	一〇、四七六	二九、二一八	九五、〇〇〇	九・〇〇〇	九・〇〇〇
同 十三年度	二、三三三	三、三三三	一、〇〇〇、〇〇〇	三・三三三	三・三三三
同 十四年度	二、三三三	三、三三三	一、〇〇〇、〇〇〇	三・三三三	三・三三三
同 十五年度	二、三三三	三、三三三	一、〇〇〇、〇〇〇	三・三三三	三・三三三
昭和 元年度	二、三三三	三、三三三	一、〇〇〇、〇〇〇	三・三三三	三・三三三

同 二年度	二、三三三	三、三三三	一、〇〇〇、〇〇〇	三・三三三	三・三三三
同 三年度	二、三三三	三、三三三	一、〇〇〇、〇〇〇	三・三三三	三・三三三
同 四年度	二、三三三	三、三三三	一、〇〇〇、〇〇〇	三・三三三	三・三三三
同 五年度	二、三三三	三、三三三	一、〇〇〇、〇〇〇	三・三三三	三・三三三
同 六年度	二、三三三	三、三三三	一、〇〇〇、〇〇〇	三・三三三	三・三三三
同 七年度	二、三三三	三、三三三	一、〇〇〇、〇〇〇	三・三三三	三・三三三
同 八年度	二、三三三	三、三三三	一、〇〇〇、〇〇〇	三・三三三	三・三三三

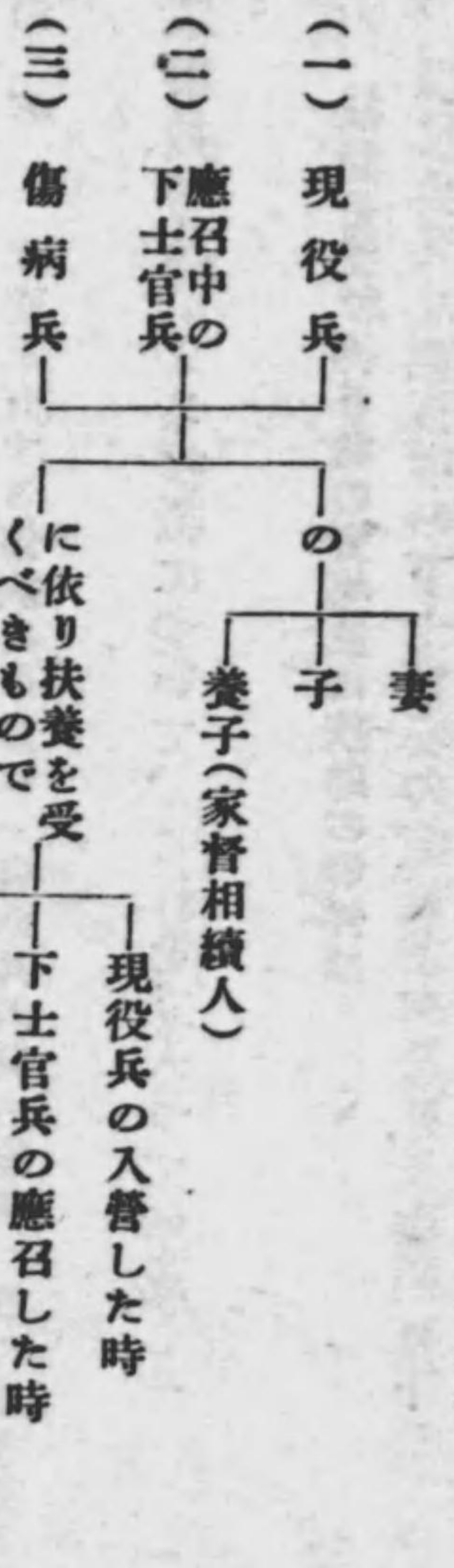
扶助種類別軍事扶助状況調査年比較

(社會局保護課調)

昭 和 年 度	生 活 扶 助		醫 療 助 産	
	現 金 給 與	現 品 給 與	戸 數	人 員
同 六 年 度	三、三三三	一、〇〇〇	(四五六)	(四九七)
同 七 年 度	三、三三三	一、〇〇〇	(四五六)	(四九七)
同 八 年 度	三、三三三	一、〇〇〇	(四五六)	(四九七)
同 九 年 度	三、三三三	一、〇〇〇	(四五六)	(四九七)
同 十 年 度	三、三三三	一、〇〇〇	(四五六)	(四九七)
同 十 一 年 度	三、三三三	一、〇〇〇	(四五六)	(四九七)
同 十 二 年 度	三、三三三	一、〇〇〇	(四五六)	(四九七)

同法第三條

下士官兵又は傷病兵の家族



備考 現役兵には未入營現役兵及歸休兵を含まず

同法第四條

下士官兵又は傷病兵の遺族



(2) 扶助の手續は 一、本人から市町村長を経て地方長官に願ひ出る。

實際に當つては、市區町村役場、町會事務所、方面事務所等に相談所、世話係等を設け、又方面委員、在郷軍人會員、町會役員等が夫々熱心に世話をしてゐる。

(3) 扶助の種類

一、生活扶助——現金又は現品の給與に依つて行はれる。一人一日三十五錢以内と規定されてゐるが、特別の必要がある場合例へば六大都市等物價の高い所では、地方長官が内務大臣の認可を受けて増加することが出来る。現に東京市、大阪市の如きは一人一日五十錢以内となつてゐる。

一、醫療——要扶助者が治療を必要とする場合は、醫師の診療を受けしめ、又必要に応じて病院に入院せしめ、或は療養所に入所せしむることが出来る。此の費用の限度は地方長官が内務大臣の認可を受けて定める。

一、助産——要扶助者が出産する場合は産婆の助産を受けしめ、又必要ある時は病院、産院へ入院せしめる。居宅扶助の場合に於ける費用の限度は一件十二圓以内である。收容扶助の場合は地方長官が内務大臣の認可を受けて定める。

一、生業扶助——生業に必要な資金、器具、資料の給與若しくは貸與を爲し、又は生業に必要な技能を授くることに依つて之を行ふのである。其の費用の限度は地方長官が内務大臣の認可を受けて定める。

一、臨時生活扶助——要扶助者が火災、水害等の災害に罹つた時は、臨時生活扶助として、一世帯三十圓以内に以て金銭或は物品を給與することが出来る。

第二節 軍事扶助法に依らざる扶助措置

扶助措置

一 軍事扶助法に依らざる扶助

一、出動又は應召軍人の家族遺族に對し援護の萬全を期することとは喫緊の要勢である。然しながら、軍事扶助法に依る扶助を受くるためには、既述の如く一定の條件を具備しなければならぬが、該法のみを以てしては事實完全なる援護の遂行は困難であることが、支那事變の進展と共に明瞭になつて來た。即ち、法の及ばざる方面例へば内縁關係の家族の援護を始め、軍事扶助法には該當するに至らざるも事實上援護を要する者、又は中小商工業者、農山漁家等にして家業の經營困難

應召労働者遺族状況調 (昭和十二年十一月末現在)

調査事業	調査数	現職の儘とするもの	休職とするもの	解雇とするもの	應召全期間中賃金		應召期間中賃金		其期間後減額支給		其期間中賃金全額		賃金減額支給十分の六以上(遺族するものを含む)		同上(十分の五)		同上(十分の五未満)		毎月一定支給(給料より受ける俸給給料の差額支給給料以上)		金定一			
					金額	支給	金額	支給	金額	支給	金額	支給	金額	支給	金額	支給	金額	支給	金額	支給	金額	支給	金額	支給
工場	3,233	1,005	2,228	3,233	1,005	2,228	3,233	1,005	2,228	3,233	1,005	2,228	3,233	1,005	2,228	3,233	1,005	2,228	3,233	1,005	2,228	3,233	1,005	2,228
嶺山	3,233	1,005	2,228	3,233	1,005	2,228	3,233	1,005	2,228	3,233	1,005	2,228	3,233	1,005	2,228	3,233	1,005	2,228	3,233	1,005	2,228	3,233	1,005	2,228
計	3,233	1,005	2,228	3,233	1,005	2,228	3,233	1,005	2,228	3,233	1,005	2,228	3,233	1,005	2,228	3,233	1,005	2,228	3,233	1,005	2,228	3,233	1,005	2,228

備考	支給	中	給	給日は又				計	額	額	額	額
				四ヶ月分	三ヶ月分	二ヶ月分	一ヶ月分					
毎月家族に対する生活費補助	9	5	5	2	3	24	48	57	57	57	57	
不慮	3,233	3,233	3,233	3,233	3,233	3,233	3,233	3,233	3,233	3,233	3,233	
備考	3,233	3,233	3,233	3,233	3,233	3,233	3,233	3,233	3,233	3,233	3,233	

(一) 租税の減免
昭和十二年九月の臨時議會に、出征將兵に対する租税の減免に關する法律案が提出され、其の協賛を経て昭和十二年九月十一日「支那事變ノタメ從軍セル軍人軍屬ニ對スル租税ノ減免、徴收猶豫等ニ關スル法律」として公布され、同十三日付でこれに對する大藏省令も發布された。之によると減免及び徴收猶豫の適用を受けるのは第三種所得税・營業收益税及び地租の三種所得税であり、第三種所得税及び營業收益税は、從來二分の一を限度として認められた減税更訂制度を、四分の一まで適用されることとなり、一方地租は災害の場合と同じく、所得の著しく減少せるものには、減税されることとなつたのである。而して右減税更訂と租税の減免とは、所得税・營業收益税・地租を通じて個人所得額三千圓以下のものに限つて之を適用されることとなつてゐる。

(二) 關係家族遺族の就職斡旋
關係家族遺族の就職斡旋に付ても亦市町村長、職業紹介所長、方面委員其他各種團體に於て非常なる努力をしてゐる。其の結果今日各方面より理解され、種々優先権が與へられて居る。

四 關係家族遺族の福利増進に關する措置

關係家族遺族の福利増進の爲講ぜられて居る措置は枚舉に追なき状態であるが、其中主なるものを舉ぐれば次の如くである。

- (1) 府縣稅の減免(目下具體案考究中の府縣多し)
- (2) 市町村稅其の他の公課等の減免(右に同じ)
- (3) 諸使用料、手数料等の減免(右に同じ)
- (4) 民間會社に於ける電燈、瓦斯、水道、等の使用料の減免(右に同じ)
- (5) 關係家族遺族の子弟に對する中等學校、小學校等に於ける授業料の減免、並に入學考査料の減免、學用品の給與等
- (6) 育兒所、託兒所等に於ける保育料等の減免
- (7) 健康保險組合、銀行、其の他の團體に於ける各種の便宜供與
- (8) 其他農漁山村に於ける各種公共團體、產業團體等の勞力奉仕各種團體又は個人の勞力奉仕は次の如くである。
- (イ) 家事的勞力援助——子供受託、子守、教育援助、炊事、大掃除援助、病氣看護等
- (ロ) 農業上の勞力援助——草取、植付、收穫、家畜牧養養蠶、手傳等
- (ハ) 商業上の勞力援助——配達、得意廻り、賣出しの手傳等

また地方公共團體に於ける地方稅其の他各種使用料の減免に關しては、昭和十二年八月四日内務省地方局長より各地方長官宛通牒が發せられ、これに基いて道府縣に於ては、道府縣稅の減免に付、不課稅條例を設定(府縣制百十條第二項、地方稅に關する法律、第十一條・同第十七條・同第二十條)し、または、府縣制百十三條の規定其の他に依り(市町村も之に準據す)何れも出征軍人の遺族家族の援護に對應してゐるのである。而して昭和十二年度に於ける其の實施狀況は

次の通りである。

昭和十二年度租税使用料等減免調

第一、總括調

種別	團體實數	減免實施團體數	減免人員	減免金額
道府縣稅	〇	〇	〇	〇
使用料及手数料	〇	〇	〇	〇
計	〇	〇	〇	〇
市町村稅	二、五〇〇	六、四〇〇	三、〇〇〇	四、八〇〇
計	二、五〇〇	六、四〇〇	三、〇〇〇	四、八〇〇
合 計	二、五〇〇	六、四〇〇	三、〇〇〇	四、八〇〇

備考 一、使用料は電氣・瓦斯水道其他火葬場・屠殺場等各種公營事業又は公營施設等の使用料金を意味す
二、市町村の「使用料」欄の團體實數は使用料を徴収する公營事業を經營する團體數の意なり
三、「授業料」は「使用料」中に算入せず別個に掲記せり

第二、種目別減免實施狀況調

(一) 道府縣稅

稅目	減免實施團體	減免人員	減免金額
地租附加稅	〇	〇	〇
營業收益稅附加稅	〇	〇	〇
所得稅附加稅	〇	〇	〇

種別	團體實數	減免實施團體數	減免人員	減免金額
特別地稅	〇	〇	〇	〇
家屋稅	〇	〇	〇	〇
營業稅	〇	〇	〇	〇
雜種稅	〇	〇	〇	〇
計	〇	〇	〇	〇
市町村稅	二、五〇〇	六、四〇〇	三、〇〇〇	四、八〇〇
計	二、五〇〇	六、四〇〇	三、〇〇〇	四、八〇〇

右の如く昭和十二年度に於て、地方稅並に各種使用料金等の減免を受けた者は、其の人員八十五萬五千餘人、其の減免金額は百六十四萬七千餘圓の巨額に達してゐるのである。

尙出征家族に對する地方稅等の滯納處分に付ても、昭和十二年八月十一日內務省地方局長より通牒が發せられ、其の滯納に至つた原因並に生活狀況等を調査し、事情が已むを得ない者に付てはなるべく強制徴收の方法を避けることとなつてゐる。

(二) 授業料・託兒料等の減免

中等學校・小學校・幼稚園・託兒所等に於ける授業料・託兒料等の減免に關しては、昭和十二年七月三十一日文部省より地方長官宛通牒が發せられたのであつて、其の要旨は次の通りである。

- 又學齡兒童就學獎勵規程に依る、學用品其の他の給與及び學校給食に關し特に考慮を拂ふこと
- 職員にして應召者ある場合は、同僚職員は進んで之が職務を分擔し、安んじて任に赴かしむる様力むること
- 教員互助會・育英會に於ては其の事業の施行に當り、派遣應召軍人

の子弟又は遺家族に對し特に考慮を拂ふこと
○修身の授業・朝禮等の機會又は休暇中の參集日等に於ては、時局に關する講話又は時局に際し顯揚せられたる、銃後の赤誠に關する講演等を行ひ、生徒兒童に對し時局に關する正しき認識を與ふると共に、其の精神の鼓舞振作を圖ること
○社會教育團體・宗教團體等の右の趣旨に基き適當なる處置をとること
地方に於ては此の趣旨に基き、夫々適當な措置が實施されてゐるのであつて、昭和十二年度に於ける授業料の減免狀況は次の通りである。

昭和十二年度授業料減免調

團體	人員及金額	減免人員	減免金額
道府縣	〇	〇	〇
市町村	〇	〇	〇
計	〇	〇	〇

右の外選信省から昭和十二年八月六日附で「應召軍人及軍屬ノ家族ニ對スルニラヂオ聴取料免除ニ關スル件」が告示された。

選信省告示第二千二百八十號

今次事變ニ關シ召集セラレタル軍人又ハ事變地、滿洲國若ハ中南支ノ方面ニ在ル部隊若ハ艦隊ニ屬スル軍人軍屬ヲ同一家族中ニ有シ軍事扶助法ニ依リ扶助ヲ受クル者又ハ軍事扶助法ニ該當セザルモ聴取料ノ支

拂フ困難トスル者ニシテ市町村長等ノ證明アル者ノ施設スル聴取無線電話ニ付其ノ施設者ノ請求アルトキハ放送用私設無線電話規則第十一條第二項ニ依リ放送無線電話施設者ハ今次事變中ニ限り聴取料ヲ免除スベキモノトス

前項ノ聴取無線電話ニ付出願者ノ請求アルトキハ放送用私設無線電話規則第十七條第三項ニ依リ今次事變中ニ限り許可料ヲ免除ス
昭和十二年八月六日

逓信大臣 永井 柳 太郎

以上の如く、法令に依り、或は通牒・告示等に依り、諸税其の他諸料金の減免方に關し、率先之を實施されたのであるが、また民間に於ても克く隣保相佑の精神が發露され、授業料・電氣・瓦斯・其の他各種使用料等の減免は謂ふ迄もない。

五 應召農山漁家の生活安定策

支那事變の擴大に伴ひ、これに對應する農山漁村に於ける銃後援護は、各地に於て適當に實行され、また實行に移されんとして居る。今これを摘録すれば、次の如くである。

- (1) 町村經濟更生委員會等を中心とし、各種産業團體・社會事業團體・學校等協力し、産業經營・家政經濟等一切の相談に應じ、積極的に之が指導をなす相談機關の設置
- (2) 冠婚葬祭・出征・傷病等の出費に就き適正なる共済方法の講究
- (3) 諸種の土木工事等ある場合、應召農山漁家に對し優先的に就勞が機會を付與
- (4) 各種團體の會費・其の他手数料・使用料等の減免

- (5) 農事小組合又は農事實行組合等の部落團體の活動の促進共同作業を行ふ場合應召農家の作業を優先的に實施
- (6) 各種團體協力し、動力農具の共同利用又は農用具の補給等につき便宜取計
- (7) 各種團體協力し、小作紛議等の絶無を期し、應召農家の小作關係の安定計企
- (8) 協同組合による利益を享受せしむる爲諸種の計畫の樹立
- 9) 漁業組合等に於ては漁業の共同經營を指導し、其の利益を應召漁家に配當
- (10) 馬匹の徴發に因り勞力不足に憫む家庭に對し購入の便宜授與又は該家庭に對する勞力奉仕
- (11) 資金の供給を圓滑ならしむる爲の信用組合等の積極的活動
- (12) 應召農山漁家に對し政府米の拂下を得て食糧安定の徹底
- (13) 其の他苟も應召農山漁家の生活を安定せしむると思はるゝ凡ゆる方途の考究

第三節 軍事援護事業に於ける統制並に聯絡

(一) 政府、臨時軍事援護部を設置

政府に於ては、軍事扶助法を昭和十二年七月一日より施行し、其後この施行と同時に勃發し次第に廣範圍に擴大した支那事變の銃後援護を内務省社會局社會部に於て専ら當らしめ

て來たのであつたが、事變の重要性に鑑み國民生活安定を期するため、勅令を以て昭和十二年十一月一日社會局に臨時軍事援護部を設置し、援護事務を集中的に主管せしめることとなつた。なほ昭和十三年一月厚生省新設され社會局が厚生省に移管されると同時に該部も新設省に移管され、次第に事務内容を増大するに至つた。

社會局に臨時軍事援護部を置くの件

(昭和十二年十月三十日公布勅令第六百二十四號)

第一條 軍事扶助、傷病軍人ノ保護、職業紹介其ノ他軍事援護ニ關スル事務掌ラシムル爲臨時社會局ニ臨時軍事援護部ヲ置ク

第二條 社會局ニ左ノ職員ヲ置キ臨時軍事援護部ニ屬セシム

部長	專任 二人
書記官	專任 三人
事務官	專任 一人
技師	專任 十八人
屬手	

部長ハ社會部長タル社會局長ヲ以テ之ニ充ツ
附 則

本令ハ昭和十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

應府縣臨時職員等設置制中改正の件

(昭和十二年十月三十日公布勅令第六百二十五號)

應府縣臨時職員等設置制中左ノ通改正ス

第八條 軍事扶助、傷病軍人ノ保護、職業紹介其ノ他軍事援護ニ關スル事務ニ從事セシムル爲北海道廳ニ及府縣ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク

北海道廳	專任 五人
府	
屬 縣	專任 百八十三人

前項ノ職員ノ各府縣内ノ定員ハ内務大臣之ヲ定ム
附 則

臨時軍事援護部設置に關する件

(昭和十二年十月三十日發社一三七號社會局長官一各地方長官宛)

本日勅令第六百二十四號ヲ以テ社會局ニ臨時軍事援護部ヲ設置スルノ件公布相成候處右ハ從來社會部ニ於テ管掌セル軍事扶助、傷病軍人ノ保護、軍需勞務ノ需給調整其ノ他軍事援護ニ關スル事業ノ擴充強化並ニ運營ノ適正ヲ期スルト共ニ傷病軍人ノ保護方策ヲ確立シ必要ナル施設ノ整備充實ヲ圖ランガ爲特ニ之ガ專管ノ部ヲ設置相成候義ニ付御了知相成度

追テ同部及社會部ノ分課別紙ノ通ニ有之爲御參考

社會局分課編制抄記

第十五條 臨時軍事援護部ニ左ノ三課ヲ置ク

- 軍事扶助課
- 傷病保護課

勞務調整課

- 第十六條 軍事扶助課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 軍事扶助法ノ施行ニ關スル事項
 - 二 他課ノ主管ニ屬セザル軍事扶助ニ關スル事項
- 第十七條 傷兵保護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 傷兵院法ノ施行ニ關スル事項
 - 二 傷兵軍人ノ療養ニ關スル事項
 - 三 傷兵軍人ノ職業保護ニ關スル事項
 - 四 其ノ他傷兵軍人ノ保護ニ關スル事項
- 第十八條 勞務調整課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 軍需勞務ノ需給調整其ノ他職業紹介ニ關スル事項
 - 二 入營者職業保障法ノ施行ニ關スル事項
 - 三 歸郷軍人ノ職業保護ニ關スル事項

軍事援護關係事務職員増置に關する件通牒

(昭和十二年十月三十日發社第一三八號) 社會局長官各地方官宛

本日勅令第六百二十五號ヲ以テ廳府縣臨時職員等設置制中改正勅令公布相成軍事扶助、傷兵軍人ノ保護、職業紹介其ノ他軍事援護ニ關スル事務ニ從事セシムル爲メ地方廳職員増置相成候處右ハ事變ノ進展ニ伴ヒ益々該事務ノ重要性ヲ加フルニ鑑ミ特ニ其ノ迅速適正ナル運営ヲ期セントスル趣ニ依ルモノニ有之候條別途內務大臣訓令ノ趣旨ヲ體シ向後右事務ノ執行ニ付テハ一段御留意ノ上時局ニ對處シ遺憾ナキヲ期セラレ度

追テ右ニ關シテハ左記ニ依リ御取扱相成度

- 一 本件職員ハ其ノ増置ノ趣旨ニ鑑ミ缺員トスルコトナク必ず任用シ且他ニ流用セザル様注意セラレタキコト
- 二 本件職員ハ社會課及會計課へ必要ニ應ジ適當ニ配置セラレタキコト
- 三 本件職員任命ノ上ハ其ノ旨臨時軍事援護部長宛報告セラレタキコト

(二) 統後援連絡委員會の設置

日支事變に關する統後の援に付ては、事變發生以來政府各省に於て夫々その所管に從つて各般の方途を講じ遺憾なきを期しつゝあるのであるが、更に統後の援の目的を安全に達成して遺漏なきを期するがためには、中央に於て關係各省各部局の連絡を一層緊密ならしむると共に、府縣に於ては府縣知事を、市町村に於ては市町村長を中心としてその綜合統制の下に重複せず且つ相互に間隔なき様徹底せる事業の遂行を期する必要があるので、以上の趣旨を達成するため內務省に統後援連絡委員會を設置することとなり。昭和十四年八月二十四日の閣議に於て正式に決定を見た。

依て委員會では去る八月三十日午前十一時より內相官邸に於て第一回の委員會を開會し馬場內相の挨拶に次ぎ廣瀬次官を同委員會々長に推し、議事に入り種々協議を重ねた結果、今後委員會に於て取扱ふべき事項の大要を左の如く決定し

た。

- 一 統後の援に關し地方に對し重要な訓令、通牒又は指示を發せんとするときは其の大綱に付き打合を行ふこと
- 二 統後の援に關し地方廳に於て中央に對し要望する事項あるとき之が處理、對策に付き協議すること
- 三 必要に依り將來に於ける統後の援の強化又は持續に關し對策を協議すること

因みに委員會規程並に委員會職員は左の如くである。

統後援連絡委員會組織

- 第一條 統後援連絡委員會ハ內務大臣ノ監督ニ屬シ今次ノ事變ノ統後援ニ關シ關係各省ノ連絡ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 委員會ハ會長一人及委員若十人ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第三條 會長ハ內務次官ヲ以テ之ニ充ツ委員ハ關係各省高等官ノ中ヨリ內務大臣之ヲ委嘱シ又ハ之ヲ命ズ
- 第四條 會長ハ會務ヲ總理ス
- 第五條 會長事故アルトキハ會長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス
- 第六條 委員會ニ書記ヲ置ク內務大臣之ヲ命ズ
- 第七條 書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

統後援連絡委員會職員名

- 會長 內務次官 廣瀬久忠
- 委員 外務省情報部長 河相達夫

第六章 軍事援護事業

幹事

內務省地方局長	坂 千 秋
同 社會局社會部長	山 崎 巖
大藏省營繕管財局長	江 口 順 一
總務部 部長	阿 南 惟 幾
陸軍省人事局長	清 水 光 夫
海軍省人事局長	井 上 登
司法省調査部長	藤 野 惠
文部省 普通學務局長	小 平 權 一
農林省 經濟更生部長	小 島 新 一
商工省工務局長	進 藤 誠 一
逓信省郵務局長	坂 口 忠 次
鐵道監察官	棟 居 俊 一
拓務省管理局長	山 越 道 三
對滿事務局長	山 田 芳 太 郎
對蒙事務局長	新 居 善 太 郎
外務省事務官兼外務大臣秘書官	內 藤 寬 一
內務省書記官(大臣官房人事課長)	加 藤 於 菟 丸
同(大臣官房文書課長)	藤 尾 弘 吉
同(地方局行政課長)	
社會局書記官(社會部保護課長)	

大藏書記官 (大臣官房文書課長)	入江 昂
陸軍歩兵大佐 (人事局恩賞課長)	及川 源七
海軍大佐 (人事局第二課長)	多田 武雄
司法書記官 (大臣官房秘書課長)	船津 宏
文部書記官 (大臣官房文書課長)	朝比奈 策太郎
同(社會教育局 成人教育課長)	清水 芳一
農林書記官 (大臣官房文書課長)	湯河 元威
同(經濟更生部 總務課長)	三浦 一雄
商工書記官 (大臣官房文書課長)	菱 沼 勇
逓信書記官 (大臣官房秘書課長)	小林 武治
鐵道書記官 (大臣官房人事課長)	坪内 直文
拓務書記官 (管理局警務課長)	中野 勝次
内務局 屬	坂本 寅男
社會局 屬	水野 六郎

統後援連絡委員会に関する件

(内務省發地第九二號の内、昭和十二年九月二日、内務次官一〇〇〇冠)

本年八月二十四日の閣議決定の趣旨に基き内務省に統後援連絡委員会設置せられ八月三十日開會の第一回委員会に於て今後同委員会の取扱ふべき事項の大要別紙の通決定相成候條御了知置相成度

追て統後の後援に關しては勿論其の他の事項と雖も今次の事變に關し中央各省に對し地方に於て要望する事項ある場合は臨時其の要旨を地方局長宛御申出相成様致度

統後援連絡委員会に於て取扱ふべき事項の大要

- 一、統後の後援に關し地方に對し重要な訓令、通牒又は指示を發せんとするときは其の大綱に付き打合を行ふこと
- 一、統後の後援に關し地方に於て中央に對し要望する事項あるときは之が處理、對策に付き協議すること
- 一、必要に依り將來に於ける統後の後援の強化又は持續に關し對策を協議すること

(三) 支那事變勃發以來官公署の執られたる軍事援護措置

支那事變勃發以來、軍事援護に關し内務省始め各省・道府縣・市町村に於て如何なる措置を執られたか。これにつき、内務省社會局編「支那事變發生後に於ける軍事扶助事業の展望」により其の方針・大綱を窺知しやう。

一、中央官廳

事變の勃發を見るや、政府は地方長官を召集し、政府の方針を示し、統後の後援に付き萬全を期せしめた。而して、扶助實施の具體的方策に關しては、以下各省別に

其の執られたる措置の主なるものに就き、記述することゝする。

(一) 内務省

- (1) 出動又は應召軍人をして後顧の憂なく其任務に就かしむると共に、關係家族等の生活に不安ならしむ爲、軍事扶助法の迅速活發なる運営を期し、軍事扶助法の及ばざる者の扶助に對しても特に意を用ひ、道府縣の有する軍人援護資金の元本支出を認め、之が活用を圖ると共に民間扶助團體の活動を促進し、扶助に遺漏なきやう地方長官に通牒し、又軍事扶助中央委員会を開催して、各團體の聯絡協力並に之が積極的活躍を促した。
- (2) 道府縣學務部長會議を開催し、軍事扶助制度の運営に付指示すると共に、事變に際し各道府縣に於て措置し又は計劃せる事項に關し打合をなし、援助並に慰撫なきを期せしめた。
- (3) 軍事扶助事業を社會一般に周知徹底せしむる爲、社會局長官の講演を放送し、又「週報」に軍事扶助制度の解説を登載す。又各道府縣をして「軍事扶助の手引き」を發行せしめ之が普及に努めた。
- (4) 地方に於ける軍事扶助事業の視察をなさしめる爲、關係官を各地方に派遣した。
- (5) 陸海兩省と相諮り今次事變に關し民間篤志家の寄附に係る軍事扶助事業資金中五十萬圓を道府縣に配付し、軍事扶助法の及ばざる部分の扶助に遺憾なきを期した。
- (6) 應召軍人並に其の遺家族の職業保護等に關し遺憾なきやう地方長官に對し通牒した。

(二) 大藏省

- (1) 支那事變の爲從軍したる軍人及軍屬に對する租税の減免、徴收猶豫等に關する法律案を臨時議會に提出し協議を経た。
- (2) 今次事變に應召中の陸海軍人が増給を受ける期間は、所得税法第十八條第一號の「軍人從軍中」に該當する旨通牒した。之により課税せられぬ事となる。

(三) 司法省

- (1) 統後の後援に對し司法保護團體を督勵す。
- (2) 應召軍人又は其の家族より軍事關係の爲に戶籍謄本等交付の請求ありたる場合、事情に應じ手数料を免除す。

(四) 鐵道省

- (1) 遺族が 一、遺骨の出迎へ又は受領の爲、一、遺骨を護送し歸郷する爲、一、陸海軍市町村等に於て開催の慰靈祭參列の爲旅行を爲す場合は、各等運賃の五割を低減す。
- (2) 警察官署又は市町村發行の應召證明書の呈示の場合運賃後拂の取扱を爲す。
- (3) 恤兵品、慰問品の無賃運送。
- (4) 關係家族遺族に對する政府拂下米の運賃は五割引とす。

(五) 農林省

- (1) 應召農山漁家の生活安定に關し諸種の通牒を發した。

- (4) 勤勞奉仕班の設置を促進した。
 - (六) 商 工 省
 - (1) 入營者職業保障の趣旨の徹底並に應召者の優遇に關し通牒す。
 - (七) 逓 信 省
 - (1) 關係遺家族に對し、その事情に應じラテオの聴取料を免除す。
 - (2) 簡易保險加入並に保險金支拂等を簡易化し其の他諸種の便宜を與ふ。
 - (八) 文 部 省
 - (1) 應召關係家族の子弟の授業料減免に關し通牒す。
 - (2) 應召教員優遇に關し通牒す。
- 二、道 府 廳
- 今次事變の勃發を見るや、各道府縣共應召軍人家族等の援護に付萬全の方策を樹て、夫々遠算なきを期しつゝある。其の措置事項の主なるものは次の如くである。
- (1) 事變勃發後直ちに市町村長に對し軍人遺家族の援護徹底方に付通牒す。又市町村長會議、市町村事務主任者會議、方面委員打合せ等を開催し、其の事務取扱等に關し遺漏なきを期す。
 - (2) 軍事扶助制度の周知徹底を圖り、漏救を防ぐ爲左の措置をなした。
 - (イ) 市町村役場、方面事務所等に「軍事扶助相談所」「軍事扶助世話係」を設置す。
 - (ロ) 平易な「軍事扶助に關する手引書」の類を刊行す。
 - (ハ) ポスター、ビラ等により援護の方途を一般に周知せしむ。
 - (3) 軍事扶助の決定を迅速且適正に處理せしむる爲に、係員を増加

- し、願書は即日即決主義を以て處理す。
 - (4) 軍人援護資金の活用につき計畫を樹立す。
 - (5) 軍人扶助法の及ばざる部分の扶助徹底を期する爲、軍人扶助地方委員會を開催し、關係團體の積極的活動を勸奨す。
 - (6) 市町村に於ける事務の査察督勵をなす。
 - (7) 雇傭主をして入營者職業保障法の勵行活用を圖らしむ。
 - (8) 關係遺家族に對し、授産授職の普及徹底を圖り、又隣保相扶の精神を振作し、或は方面委員の活動を促し、應召家族の生業の自立を圖るやう援助せしむ。
 - (9) 公私軍事扶助事業の圓滑なる遂行を期する爲、軍事扶助事業資金の募集を開始す。
- 三、市 町 村
- 市町村の活動の如何は、軍事扶助事業の實績を左右するものである。即ち、市町村長は軍事扶助法の補助執行機關であり、軍事扶助に關するすべてのものが市町村を通して行はれるとも云へるからである。其の主なる措置は次の如くである。
- (1) 各種團體の聯絡統制を圖る。
 - (2) 關係家族の生計調査を爲す。
 - (3) 相談所、世話係等を設置す。
 - (4) 軍事扶助事業資金造成に關して第一線に立ちて活躍す。
 - (5) 租税其の他の公課等の減免に關し考慮す。
 - (6) 諸使用料、手数料等の減免に關し考慮す。
 - (7) 慰籍、弔問等の實施。

(四) 軍事扶助中央委員會の開催

別掲の如く、主なる軍事後援團體十團體は關係官廳の協力の下に昭和九年二月二十日「軍事扶助事業統制ニ關スル協定書」を作成し、爾來該十團體は毎年度協定に基く事業計畫の下に、軍事援護事業を行つて來たのであるが、去る七月二十四日午前十時から内務省第二會議室で第四回軍事扶助中央委員會が開催され、内務省からは大村社會局長官、山崎社會部長、陸軍省阿南人事局長、海軍省清水人事局長、團體側からは日本赤十字社、帝國軍人後援會、報效會、愛國恤兵會、義濟會、愛國婦人會、大日本國防婦人會、帝國在郷軍人會、恩賜財團濟生會、啓成社等の代表者が出席して昭和十二年度軍事扶助事業費不足額補充方法案に付隔意なき協議を遂ぐると共に、別記の如き申合をなし軍事扶助事業の徹底強化を期し各團體が眞に一體となつて國難の克服と銃後の後援に遺憾なきを期することとなつた。

申 合

我等軍事扶助關係團體ハ夙ニ軍事扶助中央委員會を組織シ連絡提携以テ軍人及其ノ遺家族ノ援護事業ニ從事スル所ナルモ現下時局ノ推移ニ鑑ミ其ノ責務ノ愈々重大ナルヲ痛感ス仍テ此ノ際益々一致協力各自其ノ分擔スル事業ノ達成ニ邁進シ以テ銃後ノ後援ノ全キヲ致サントヲ期ス

昭和十二年七月二十四日

軍事扶助中央委員會

第六章 軍事援護事業

加盟團體

帝國軍人後援會	財團
報 效 會	財團
愛 國 恤 兵 會	財團
義 濟 會	財團
愛 國 婦 人 會	財團
大日本國防婦人會	財團
帝國在郷軍人會	財團
日本赤十字社	財團
恩賜濟生會	財團
啓 成 社	財團

(五) 傷痍軍人保護對策專門委員會

支那事變に因り、名譽の傷痍を受け又は疾病に罹つた將兵は相當數に達し、此等の勇士に對する優遇保護の萬全を期することは、事變の銃後對策として最も緊切のことであつて、而かも努めて急速を要することであつた。この事由により、傷痍軍人保護對策の樹立は、過去の經驗に徴し眞に重大であつて、其の内容も亦頗る複雑多岐を極むることが、豫想されるので、對策の専門事項を考究する爲め、詮衡の結果昭和十二年十二月六日内務大臣より次の如く關係方向の權威者十二

名が委員に任命された。

専門委員氏名

- 企畫院書記官
- 企畫院調査官
- 陸軍歩兵大佐
- 陸軍軍醫大佐
- 海軍大佐
- 海軍軍醫大佐
- 東京帝國大學教授

- 内務技師
- 社會局技師
- 傷兵院事務官

- 栗原美能留
- 河越重定
- 乃川源七
- 中島晴彦
- 多田武雄
- 大須賀都美次
- 高木憲次
- 梅澤銀造
- 今宿次雄
- 高野六郎
- 古瀬安俊
- 原田武

第一回の専門委員會は十二月八日午前十時より内相官邸に於て開會、内務省側より勝田、廣瀬兩次官、大村社會局長官、山崎軍事援護部長、高木委員外十一委員、その他陸海軍關係官出席、先づ廣瀬次官の挨拶の後、傷兵軍人保護對策の具體的問題として

- 一、優遇問題、二、醫療問題、三、教育問題、四、職業問題、五、一般問題(傷兵軍人以外の一般國民に對するもの)
- の五項目につき各委員より忌憚なき意見の開陳あり、
一、傷兵軍人の保護對策は緊急を要するを以て可及的速か

に具體案の整備を急ぎ内部的には檢討済みのものは直ちにこれが實施に着手し、外部的にはこれを公表して國民輿論に訴へるべきであること

二、今後は具體的諸問題につき臨時に屢々小委員會を開いて具體案の審議を進める
旨申合せ正午散會した。

(六) 傷兵軍人保護對策審議會の答申

傷兵軍人保護對策専門委員會は、別掲の如く設置され、委員會を開催して對策の専門的考究が始められたが、政府は厚生省創設の第一着手として遺家族保護を包括する傷兵軍人保護對策の確立を速かに實現するため、該専門委員會と並行して、大規模な「傷兵軍人保護對策審議會」を創設し、以て政策的立場から具體案を調査させることとなり、昭和十三年一月十四日の開議に於て官制並に委員を決定、翌十五日に官制の公布があつた。この審議會に對し、直ちに厚生大臣より諮問があつたが、同會は慎重且つ急速に對策の審議に當り、同月二十七日傷兵軍人保護對策を議決答申を了したのであつた。諮問及び答申を示せば、次の如きである。

諮問第一號

傷兵軍人保護對策審議會

現下ノ情勢ニ鑑ミ傷兵軍人保護ノ爲探ルベキ方策ニ付其ノ會ノ意見ヲ諮フ

昭和十三年一月十七日

厚生大臣 候爵 木戸 幸一

說明

今次事變ノ推移ニ伴ヒ多數ノ傷兵軍人ヲ生ジ從前ヨリノ傷兵軍人ニ併セ之ガ保護對策ノ樹立ハ眞ニ重大ニシテ其ノ内容モ亦頗ル複雑多岐ヲ極ム 殊ニ傷兵軍人ノ多數ガ歸郷スルノ日モ目睫ノ間ニ迫リタルヲ以テ事態ニ即應スル爲慎重且急速ニ其ノ對策ヲ樹立スルト共ニ之ガ實施ニ付格別ノ措置ヲ講ジ以テ傷兵軍人保護ニ萬全ヲ期セザルベカラズ 而シテ戰死者遺族ノ保護對策ハ本對策ト關聯シテ考究樹立スルノ要アリト認ム
仍テ其ノ會ノ意見ヲ求ム

答申

今次事變ニ因ル多數ノ傷兵軍人及從前ヨリノ傷兵軍人ニ對スル保護對策ハ現下ノ情勢ニ鑑ミ眞ニ重要ナル問題ニシテ其ノ樹立ニ方リテハ深ク我が國體ノ本義ニ精ヘ指導精神ヲ確立シ且ハ過去ニ於ケル内外ノ經驗ヲ參酌シテ採長補短其ノ萬全ヲ期セザルベカラズ。
惟フニ身ヲ挺シテ皇國ニ報ジタル傷兵軍人ニ對シテハ官民學ツテ感謝ノ至情ヲ效シ此等ノ勇士ガ郷ニ在ツテ更ニ至誠奉公克ク國民タルノ本分ヲ盡スニ遺憾ナカラシムルヤウ優遇保護ノ方策ヲ講ズベキモノトス 此ノ趣旨ノ下ニ傷兵軍人ノ保護對策ハ其ノ動員前ノ状態ヲ目標トシテ心身ノ恢復ヲ圖ルト共ニ恩給ノ支給ニ加ヘテ傷兵軍人ノ社會的經濟的復活ニ資スル各般ノ措置ヲ執ラザルベカラズ。

凡ソ傷兵軍人各自ノ傷病程度及其ノ境遇等ハ全ク各人各様ナルヲ以テ其ノ心身ノ狀況ト希望トニ應ジ各種ノ地位職業ニ復活セシムルニハ

個別的ニ措置スルヲ旨トスベシ 又傷兵軍人ノ心理ニ鑑ミ一般國民ノ傷兵軍人ニ對スル心情態度ガ年月ヲ經ルニ從ヒ變化スルガ如キコトナキヤウ指導スルト共ニ傷兵軍人保護對策ガ恒久的ニ持續セラルルヤウ企畫スベキモノトス 而シテ其ノ對策タルヤ一般ノ慈善救済トハ趣ヲ異ニシ何レモ國家トシテ當ニ爲スベキ處ヲ盡スヲ以テ本義トス 素ヨリ其ノ成果ノ完璧ヲ期スル爲ニハ民間ノ適切ナル協力ト相俟ツベキコトヲ要スルヲ認ム。

以上ノ觀點ニ基キ實施ヲ要スト認メラルル事項概ネ左ノ如シ。

一、優遇ニ關スル事項

傷兵軍人優遇ノ途ヲ講ズルニ方リテハ其ノ名譽ヲ重ンズルト共ニ苟モ將來弊害ヲ醸スガ如キコトナキヨウ留意スルコト

(一) 名譽ノ表彰

(イ) 軍人傷病記章ヲ改正シテ名譽ト矜持トヲ表徴スルニ足ルモノヲラシメ之ガ授與ヲ嚴肅ニ行フコト尙之ニ關聯シテ傷兵軍人證ヲ携帯セシメ本人ノ身分ヲ明ナラシムルト共ニ傷兵軍人證ヲ設ケテ記章所持ヲ地方廳ニ登録シ優遇保護ノ徹底ニ資スルコト

(ロ) 傷兵軍人ノ門戸ニ全國一樣ノ標示ヲ爲スコト

(ハ) 死亡ノ際ニハ國トシテ弔意ヲ表スル途ヲ講ズルコト

(ニ) 各種ノ特典ノ付與

(イ) 國及公共團體經營ノ各種文化慰安施設ヲ無料ニテ利用セシムルコト

(ロ) 國及公共團體ニ於テ隨時又ハ定時實施スル公式ノ康アル祝典會同等ニハ傷兵軍人參列方ヲ配慮スルコト

(ハ) 國有鐵道・其ノ他ノ鐵道・軌道・船舶等ノ利用ニ付適當ナル優遇ヲ與フルコト

(三) 生活ノ保全

(イ) 恩給制度ヲ改正シ傷痍軍人及家族ノ生活保全ニ努ムルコト
(ロ) 身上相談所ヲ設ケ傷痍軍人ノ生活問題・家庭問題・職業問題・配偶者問題等各般ニ亘リ之ガ指導援助ニ當ルコト

(ハ) 傷痍軍人ノ子弟育英ハ心身不自由ナル傷痍軍人ノ重大關心事ナルヲ以テ育英助成上適當ナル方策ヲ講ズルコト

(ニ) 家族ニシテ恩給法・軍事扶助法ノ適用ヲ受ケザル内職ノ妻等ニモ扶助ヲ徹底セシムルコト

二、救護教化ニ關スル事項

傷痍軍人ノ救養ヲ高ムルト共ニ一般國民ヲシテ永ク傷痍軍人ニ感謝セシムルコト

(一) 傷痍軍人ノ救養

(イ) 一般ノニ素養ノ向上ヲ圖リ傷痍軍人タルノ矜持ヲ保持シ國家ノ恩遇ニ堪レズ模範ノ國民タルノ信念ヲ涵養セシムルコト

(ロ) 職業ニ精進スルコトニ因リ心性ヲ向上セシムル爲メ職業教育ニ重キヲ置クコト

(二) 一般國民ノ教化

傷痍軍人ニ對スル慰問感謝ノ徹底及持續ヲ期スル爲左ノ方途ヲ講ズルコト

(イ) 事變中ヨリ國民感謝運動ヲ起シ爾後毎年定期ニ感謝ヲ強調シテ永ク之ガ持續ヲ圖ルコト

(ロ) 國定教科書ニ「傷痍軍人」ノ事項ヲ挿入シ小國民ノ時ヨリ

(二) 職業教育

(イ) 職業再教育施設ヲ重要ノ地ニ設ケ高度ノ再教育ヲ施スモノトスルコト 此ノ場合ニ於テ本施設ヲ中心トシ事宜ニ依リ學校・工場・商店等ノ委託教育ヲ併セ考フルコト

(ロ) 職業再訓練施設ハ大體各府縣ニ分布シ主トシテ輕度ノ教育ヲ行ヒ素質ノ向上ニ努ムルコト 此ノ場合ハ施設ヲ特設スルヨリモ寧ロ既存ノ學校・試驗場・工場・商店等ヘノ委託訓練ヲ主トスルコト

(ハ) 傷痍軍人ノ職業教育及就職ニ付テハ専門的ナル智識經驗ヲ有スル職業顧問指導員ヲ設置シ再教育及就職ノ指導ヲ爲シ爾後ノ保護ニ當ラシムルコト

(ニ) 傷痍疾患ト適業トノ關係ヲ明ニシ職業教育及職業選擇ニ遺憾ナキヲ期スルコト

(ホ) 作業義肢及補助具ヲ支給スル爲メ再教育施設ニ製作所ヲ附設シ更ニ各府縣ニハ之ガ配給系統ヲ樹立シ併セテ義肢及補助具一般ノ修繕ニ當ルコト

(三) 職業保護

入營又ハ應召前職業ヲ有セシ者ハ原則トシテ原職ニ復歸セシムルノ方針ヲ採リ復歸シ得ザル者及從前職業ノ無力ナリシ者ニハ新職業ヘノ就職ヲ圖ルコト 尙職業保護ニ付テハ家族ヲ一體トシテ考慮スルコト

(イ) 國及公共團體ガ率先使用スルハ素ヨリ民間產業界ヲシテ亦從前ヨリノ使用人ハ勿論然ラザル者ニ付テモ使用ノ途ヲ拓カシメ爾後ノ職業保障ニ遺憾ナキヨウ制度ヲ樹立スルコト 殊ニ傷痍軍人ノ傷痍疾患ニ適應セル作業方法及作業設備ノ改善ヲ實現

趣旨ノ徹底ヲ圖ルコト

(ハ) 一般國民ガ日常生活ノ間ニ於テ傷痍軍人ニ對シ常ニ溫キ感謝ヲ以テ良好ナル境遇ヲ爲スヤウ適切ナル指導ニ努ムルコト 尙一般接客業者ニ對シテハ特ニ強調シテ其ノ趣旨ヲ徹底セシムルコト

三、保護施設ニ關スル事項

各般ノ保護施設實施ニ方リテハ傷痍軍人ノ家庭生活ヲ顧慮シ可成其ノ現住地ニ於テ保護スルコトトシ施設ノ種類ニ依リ現住地ヲ離レテ收容スベキ場合ニ在リテモ家族關係ニ萬全ノ注意ヲ拂フコト

(一) 醫 療

(イ) 物療科等ヲ併フ保養所(溫泉療養所)ヲ經營シ傷痍軍人ノ心身ノ恢復ヲ圖ルコト

右保養所ノ經營ノ外事宜ニ依リ一般保養施設・溫泉旅館ノ借上ゲ利用等ヲ圖ルコト

(ロ) 傷兵院法ヲ改正シ特殊ナル重症者及弱齡者ニシテ家庭ニテ醫療介護ヲ爲ス能ハザル者ノ醫療介護ニ當ルト共ニ家庭ニテ醫療介護ヲ爲シ得ル重症者ニ付テハ醫療介護手當ヲ支給シ其ノ恢復醫療ニ努ムルコト

(ハ) 結核・胸膜炎ノ患者ニ付テハ其ノ療養所ヲ經營スルコト

(ニ) 精神障礙者ノ治療收容ニ付テハ一般精神患者トハ取扱ヲ異ニスル必要アル精神障礙者收容ノ療養所ヲ特設スルカ又ハ一般病院ニ委託シテ特別ナル取扱ヲ爲シ得ルヤウ考慮スルコト

(ホ) 傷痍軍人ガ隨時隨所ニ於テ醫療ヲ受ケ得ルヤウ方途ヲ講ズルコト

スルコト

(ロ) 我が國ニハ自營業者多キニ鑑ミ之ガ適當ナル指導斡旋ヲ圖ルト共ニ許可認可營業ニ付優先的取扱ノ範圍ヲ擴張シ又資本ヲ要スル者ニ對シテハ生業資金ノ融通ヲ爲スコト 更ニ販路顧客等ノ維持獲得ニ付テハ一般ノ支援ヲ求ムルコト

(ハ) 授産場・共同作業場ノ經營ニ付テハ特ニ獨占的ナル製品又ハ特定ノ販路アル製品ヲ生産スル場合ニ非ザルバ所期ノ目的ヲ達シ難キニ付充分考慮ノ上措置スルコト

(ニ) 職業紹介機關ニハ傷痍軍人ノ職業紹介ニ必要ナル専門的部門ヲ設ケルコト

(ホ) 就職ニ關シ必要ナルトキハ能力檢定證ヲ發給スルヲ得ル制度ヲ設ケルコト

四、其ノ他

(イ) 傷痍軍人ノ相互修養及福利増進ノ爲メニ大日本傷痍軍人會ノ設立ヲ見タル處此ノ際一層其ノ活動ヲ促進スルコト

(ロ) 傷痍軍人ノ保護ニ關シテハ國ノ方策ニ即應シテ各種後援團體ノ活動ヲ促進スルコト

(ハ) 一部不良ノ行爲アル者ノ爲一般傷痍軍人ガ迷惑セザルヤウ其ノ取締ニ付適切ナル措置ヲ執ルコト

惟フニ傷痍軍人ノ保護ハ特ニ最モ敏速・懇切・的確ナルヲ要スルガ故ニ以上事項ノ具體的實施ニ方リテハ中央地方ヲ通ジテ行政機構ノ整備擴充ヲ圖ルノミナラズ殊ニ施設ノ組織運營等ニ付テハ舊來ノ觀念ニ因ハルコトナク最モ機宜ニ適スルヨウ格別ノ工夫ヲ講ズル要アリト認ム 其ノ參考案トシテ別紙帝國傷兵保護院要綱ヲ提示ス(要綱省略)

上説ハ傷痍軍人ニ關スル保護對策ナルモ之ト關聯シ併セテ實施ヲ必要トスルハ戰死者及傷痍軍人遺族ノ保護對策ナリ

傷痍軍人保護對策トシテ掲ゲタル事項中

- 一、優遇ニ關スル事項
 - (一)ノ(イ) (二)ノ(イ)(ロ)(ハ) (三)ノ(イ)(ロ)(ハ)
- 二、教養教化ニ關スル事項
 - (二)ノ(イ)(ロ)
- 三、保護施設ニ關スル事項
 - (三)ノ(イ)(ロ)(ハ)
- 四、其ノ他
 - (ロ)

ノ各項ニ付遺族ノ保護施設タルニ適當ナル變更ヲ加ヘテ實施シ更ニ寡婦乳幼児等ノ保護施設ヲ考究實施スルヲ必要ト認ム

かくて此の答申に基き、傷痍軍人保護事業は實施の準備が進めらるゝと共に、本事業の重要性に鑑み、特に昭和十三年四月十八日、専ら本事業を掌る機關として厚生省外局たる傷兵保護院が設置せられた。

第七章 經濟保護事業

第一節 住宅の供給並改善

我國は世界大戰後經濟界の異常なる好況により未曾有の產

部普通資金を融通して之が復興を助成するの外、震災義捐金の内一千万圓を以て設立せられたる財團法人同潤會をして東京府及神奈川縣下に普通住宅、アパートメントハウス等建設せしめた。更に大正十四年五月丹後、但馬地方の震災(罹災戸數三、四八一戸)、昭和二年三月奥丹後地方の震災(罹災戸數一、五五五戸)、昭和五年十一月豆相地方の震災(罹災戸數九、五二〇戸)、昭和八年三月三陸地方の嘯災(罹災戸數一〇、一〇一戸)、及昭和九年九月關西地方風水害(罹災戸數九一、一五五戸)に因る住宅の復舊は勿論、毎年冬期より春季に亙り全国各地に突發する大火災に因る罹災住宅の復舊に關しては其の都度特別に又は當該年度の配當を受けた社會事業資金より融通し、公營住宅、住宅組合、住宅建設資金貸付等の方法に依り之が復舊に努めつゝある。

(一) 住宅組合

政府では一般的住宅難對策として前述の如く衛生、經濟兩方面より改善せられた住宅の供給を豊富にし住宅の數的緩和と質的改善を圖る爲公共團體の住宅經營を勸奨し之が建設に付ては低利資金を融通し一面其の建設に關する實施計畫書を徴して經營上十全を期する様指導監督を加へ以て該住宅建設の増加を企圖した。斯くて各地に公營住宅の建設せらるゝもの多數に上りたりと雖も住宅難は依然として停止する處を知らず茲に於て之が解決の一方策として大正十四年四月住宅組合

法を發布七月十日之を施行することゝなつた。

住宅組合法の骨子とする所は互助的組織に依り住宅の所有權を取得せしめんとするに在り、住宅組合は七人以上を以て組織し事業の範圍は住宅用地の取得、造成住宅の建設、購入、讓渡、管理等とし之が設立は地方長官の許可を受くるを要し、市長、地方長官及内務大臣の監督を受くるものとし、其の事業の執行、管理等は大體産業組合及民法中法人に關する規定を準用することゝなつてゐる。住宅組合に對しては住宅は三十五坪、用地は七十坪以下のものに限り登録税を免除し且つ地方税を課することを得ず、又國、北海道、地方費、府縣又は市町村の所有に屬する土地は隨意契約に依り住宅組合に之を賣拂ひ又は貸付することを得る等の特點を認めたる外、事業資金として大藏省預金部資金を府縣等の公共團體を経て融通し、事業の施行を容易ならしむるの方法を採り又一面に於ては産業組合に於ても住宅の建設を爲し得ることゝし同様資金の融通を爲し之が事業を助成してゐる。

昭和十二年十一月末調査に依れば法律施行以來許可したる住宅組合數は二千八百十三組合、組合員三一、七五〇人、其の建築費の總額六九、五一八、二六六圓に達してゐる。

右建設費の一部は組合員の出資金、銀行、個人よりの借入金又は組合員指定寄附金等により支辨せらるゝも其の主なるものは府縣等より轉貸する大藏省預金部借入金である。

業發展を來たし、之がため人口は都市に集中し、殊に産業都市に於ては大正八年頃より急激な住宅不足の現象を呈するに至つた。之に加ふるに當時物價の騰貴は當然地代、建築材料、勞働賃銀等にも影響して益々住宅建築を手控せしめ、更に人口の著しい自然増加も原因して住宅難は漸次全國に波及し、大正九年五月現在全國住宅不足數十二萬戸に達し家賃の暴騰は庶民生活に對して一大脅威を及ぼすに至つた。茲に於て政府は公共團體の住宅經營を勸奨し、又大正十年四月住宅組合法を發布し同年七月十日より之を施行することゝなつた。住宅組合法の骨子とする處は互助的組織に依り住宅の所有權を取得せしめんとするにあるが、事業資金として大藏省預金部資金を府縣等の公共團體を経て融通し事業の施行を容易ならしむるの方法を採り又一面に於ては産業組合にも住宅の建設を爲し得ることゝし同様資金の融通を爲し之が事業を助成することゝし一般住宅難を緩和しつゝあるが、猶其の他に特別なる住宅難對策としては次の如きを擧げ得る。大正十二年九月の大震災は東京府外六縣に亙り全潰、全燒、全流失四六六、二九九戸の多數に達し限地的異常なる住宅難を招來した。内十四萬戸は自力復舊の資力なく政府の特別助成を要するものと認め、大正十二年度以降年々預金部低利資金を融通し、尙東京府及神奈川縣に對しては別に震災地木造店舗及店舖向住宅資金として、大正十四年度より復興貯蓄債券收入金及預金

低利資金融通に依る住宅建設数 (社会局福利課測)

年 度	住宅建設戸数
大正八年 度	六、〇八三
同 九年 度	二、二六一
同 十年 度	四、四七九
同 十一年 度	四、一四九
同 十二年 度	六、四二三
同 十三年 度	九、三三二
同 十四年 度	五、七五五
大正十五年 度	五、一七五
昭和元年 度	八、七四八
同 二年 度	六、〇三六
同 三年 度	二、〇三四
同 四年 度	五、五二五
同 五年 度	一、六四一
同 六年 度	二、〇八六
同 七年 度	一、六五一
同 八年 度	八八七
同 九年 度	四、九三八
同 十年 度	五九四
同 十一年 度	七、七九六
合 計	七、九三二

備考 木造店舗資金に依る六、一三五戸を加ふるときは總計八三、九三一戸となる

自大正八年度 住宅関係低利資金融通額及建設戸数 (社会局福利課測)

府 縣	融 通 額	建設戸数
北海道	二、六五三、二三九	二、四八六
東北	三六、七六二、八〇〇	一六、一三三
関東	一〇、〇三二、六〇〇	六、四六四
東京	一〇、九七四、六〇〇	六、九八四
神奈川	九、二三八、七〇〇	四、八八九
兵庫	五、五二四、六〇〇	三、〇二一
長崎	一、三九七、二〇〇	一、七〇七
新潟	一、三二九、〇〇〇	一、五五九
埼玉	六五二、七〇〇	五四八
群馬	八六一、八〇〇	五九五
千葉	一、二八〇、〇〇〇	八六六
茨城	五七〇、〇〇〇	三二七
栃木	七五三、四〇〇	四五八
奈良	六五六、〇〇〇	三七八
三重	一、〇九三、五〇〇	八五七
愛知	二、五五三、〇〇〇	一、五三四
静岡	四、〇一〇、八八〇	五、六三六
山梨	五〇三、六〇〇	三九三
滋賀	五三八、九〇〇	三二七
岐阜	九三三、〇〇〇	一、二二四
長野	八七五、〇〇〇	五八七
鹿 兒 島	一、〇八〇、〇〇〇	四七八
沖 縄	二二五、〇〇〇	一一三
合 計	一一〇、三三四、九七七	七、七九六

備考 別表木造店舗資金融通額一五、七五八、一〇〇圓を加ふるときは住宅関係低利資金融通額は、一三六、〇九三、〇七七圓となる

(三) 不良住宅地区改善

現在大都會には殆んど住居と認め難き程度の不良住宅多数に存在し衛生、風紀並保安上甚だ憂ふべき状態に在るばかりでなく延て思想上社会生活上に影響を及ぼす所尠くない爲に全國に亘り不良住宅百戸以上集團せる地区に付き調査した處地区數二百七十七地區總面積約二百萬九千坪、住宅棟數四萬千七百七十四棟、七萬二千六百十二世帯居住者三十萬九千餘人に及び之が改善は洵に急要事である故政府は社会事業調査會の答申に基き之が改良事業に關する制度を確立し先づ六大都市及其の隣接町村中の代表的地区より漸次改良事業を實施するの方策を樹て昭和二年七月十五日より不良住宅地区改良法を實施した而して該法に依り地区の指定及事業方法の認可を受け現に改良事業を施行せるものは左記の通りであるが之が事業費多額に達するを以て國庫より改良事業費の支出精算額の二分の一を補助することとし昭和二年、三年度各六十七萬九千九百十圓昭和四年度九十七萬九千九百十圓昭和五年度四十七萬五千圓昭和六年度四十萬圓昭和七年度二十五萬圓昭

府 縣	住宅建設戸数	建設戸数
宮 城	一、四六八、五〇〇	一、五九三
福 島	九六九、三〇〇	一、一一〇
岩 手	八二五、一〇〇	八六一
青 森	一、三六三、六七八	一、三〇二
山 形	六一一、〇〇〇	五二七
山 田	八六〇、〇〇〇	五五四
石 川	九四六、一〇〇	五四九
富 山	二、九九八、〇〇〇	二、四四七
福 井	一、三六九、九三七	一、二〇五
鳥 取	一、二五七、八〇〇	一、一五六
島 根	一、一八八、〇〇〇	七〇八
島 田	一、一五〇、二〇〇	一、二八二
廣 島	一、五〇七、〇一二	九七三
山 口	四八一、〇〇〇	三九六
和 歌 山	七六二、四〇〇	八七二
德 島	二四七、六〇〇	一七四
香 川	七八六、〇〇〇	三九六
愛 媛	一、〇四五、二九九	六五九
高 知	五九五、六三二	四〇三
福 岡	二、一八四、〇〇〇	一、四七七
大 分	七五一、〇〇〇	四五〇
佐 賀	六二一、八〇〇	二七九
熊 本	一、一〇〇、七〇〇	四一六
宮 崎	七四五、〇〇〇	四八一

和八年度三十五萬圓昭和九年度二十萬圓昭和十年度十五萬圓の補助費豫算を以て改良事業の促進を期しつゝある、昭和十

一年度以降は繼續豫算として國庫負擔の契約を爲し事業の遂行を企圖した。

不買住宅地区改良事業施行状況

(社會局福利課調)

年度	事業費	控除額	差引額	補助額	内		財團法人 同潤會
					大阪市	神戸市	
昭和一一	11,100,000	1,100,000	10,000,000	1,000,000	7,000,000	3,000,000	同潤會
昭和一二	11,100,000	1,100,000	10,000,000	1,000,000	7,000,000	3,000,000	同潤會
計	22,200,000	2,200,000	20,000,000	2,000,000	14,000,000	6,000,000	

昭和十一年度以降不買住宅地区改良事業補助年度別内譯

改良事業施行者	改良地区	同面積	地区内總人員	同總世帯數	改良事業費	改良事業施行年度
東京府	北豊島郡三河島町地内	4,326	1,617	333	1,377,100	自昭和八年年度
同	同 郡西巢鴨町地内	3,334	917	334	877,500	自昭和八年年度
大阪府	天王寺區下寺町	1,876	673	1,668	592,680	自昭和十七年度
同	同 地内及其ノ附近	1,876	673	1,668	592,680	自昭和十七年度
財團法人愛知縣	名古屋市中區奥田	3,330	2,299	2,299	1,866,660	自昭和十年年度
財團法人愛知縣	町地内及其ノ附近	3,330	2,299	2,299	1,866,660	自昭和十年年度
財團法人同潤會	横濱市中區南太田町地内	6,499	1,117	2,650	777,000	自昭和三年年度
同	同 地内及其ノ附近	6,499	1,117	2,650	777,000	自昭和三年年度
神戸市	神戸市吾妻通り五丁目地内及其附近	2,289	3,333	701	2,296,390	自昭和五年年度
財團法人同潤會	東京市荒川區日暮里町地内	3,333	900	305	768,230	自昭和八年年度
財團法人同潤會	東京市荒川區日暮里町地内	3,333	900	305	768,230	自昭和八年年度

年度	大阪府	神戸市	東京府	計	控除額	差引額	補助額	大阪市	神戸市	財團法人 同潤會
一一	3,330,000	1,500,000	5,000,000	9,830,000	983,000	8,847,000	7,500,000	1,347,000	0	0
一二	3,330,000	1,500,000	5,000,000	9,830,000	983,000	8,847,000	7,500,000	1,347,000	0	0
計	6,660,000	3,000,000	10,000,000	19,660,000	1,966,000	17,694,000	15,000,000	2,694,000	0	0

(四) 同潤會經營住宅

大正十二年九月關東大震災の被害救助のため、政府は大正十三年五月二十三日金壹千萬圓を交付して財團法人同潤會を設立した。同潤會は以上金額の内九百拾萬圓を以て罹災不具の收容授産及び義肢製作等の施設として事業を開始し、政府の援助を得つゝ次第に震災復興の住宅建設に専念したが、一應設立當初の趣意を達成した後、時代の要望に應じ社會福利事業としての役割を擔當しつゝ、東京・川崎・横濱の三方面に於て都市計畫の立場から不良住宅の改良・勤勞知識

階級向合理的低廉なる小住宅の提供・月賦分譲小住宅の建設・工場地帯附近に於ける獨立小住宅の分譲等々に傾注して來た。日支事變が初まるや、出征軍人遺家族救護のため母子アパートメントハウス、軍需工業地帯の住宅拂底緩和に新しく事業進路を向けて來た。同潤會經營住宅は昭和十三年三月末現在に於て次の如きである。

同調會經營住宅構造別用途一覽表

會計別	方面	區	分	個所數	賃		貸		計	娛樂室、質 舖等にして 收入なきも	總戸數	
					世帯向	店舗向	獨身向	醫院、食堂、市場 浴場、貸事務所				
					數	數	數	數				
一般會計	東京方面	普通住宅	分	八	二,035	二七	—	—	二,062	—	二,062	
			計	—	—	—	—	—	—	—	—	
		アパートメントハウス	分	二	1,350	—	—	—	—	1,350	—	1,350
			計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	川崎方面	普通住宅	分	三	3,735	—	—	—	3,735	—	3,735	
			計	—	—	—	—	—	—	—	—	
		アパートメントハウス	分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	横濱方面	普通住宅	分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		アパートメントハウス	分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
低賃住宅	東京方面	普通住宅	分	九	4,495	—	—	—	4,495	—	4,495	
			計	—	—	—	—	—	—	—	—	
		アパートメントハウス	分	七	4,495	—	—	—	4,495	—	4,495	
			計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	川崎方面	普通住宅	分	—	—	—	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	—	—	—	
		アパートメントハウス	分	—	—	—	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	—	—	—	
	東京方面	普通住宅	分	—	—	—	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	—	—	—	
		アパートメントハウス	分	—	—	—	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	—	—	—	
共同住宅	東京方面	普通住宅	分	—	—	—	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	—	—	—	
		アパートメントハウス	分	—	—	—	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	—	—	—	
	川崎方面	普通住宅	分	—	—	—	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	—	—	—	
		アパートメントハウス	分	—	—	—	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	—	—	—	
	東京方面	普通住宅	分	—	—	—	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	—	—	—	
		アパートメントハウス	分	—	—	—	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	—	—	—	
横濱方面	普通住宅	分	—	—	—	—	—	—	—	—		
		計	—	—	—	—	—	—	—	—		
	アパートメントハウス	分	—	—	—	—	—	—	—	—		
		計	—	—	—	—	—	—	—	—		

二二〇

第二節 公益質屋

質屋は夙に民間營業として行はれ庶民金融機關中最も廣く利用せられてゐるが民間質屋は營利を目的とする爲貸付利率概ね高く利子の計算其他に於て利用者の不利益尠からず爲めに之を利用する労働者其他の少額所得者は却て困窮に陥るの状態にあるに鑑み政府は社會政策的見地より之等庶民階級の經濟的保護施設として公益質屋制度確立の急務なるを認め曩に公益質屋法を制定し昭和二年八月十日より之を實施した。同法は貸付利率、利子計算方法、流質期限、質物處分方

法等に關し努めて利用者を経済的に保護すると共に經營者たる市町村又は公益法人に對しては其の設備費の二分の一の國庫補助をなし以て其の設置を奨励することとし他面之が經營に要する運轉資金及設備費に對し低利資金を融通し以て公益質屋の普及發達を圖りたる結果公益質屋は法施行當時僅かに七十一箇所より逐年増加し昭和十二年四月末現在に於ては市町村營千九十六公益法人經營二十二合計千百十八箇所の設置を見るに至つた實施以來の事業成績は別表の通りであつて庶民金融機關として相當の實績を收めつゝある。

を招来し少額所得者階級の困窮益々其の度を加へ就中農漁山村に於て殊に其の甚しきものあるに鑑み政府は時局匡救對策の一方法として益々公益質屋設置普及を圖るの緊切なるを認め昭和七年度以降極力之が設置の奨励に努めた結果昭和十二年度末に於ては全國各地に亘り千五百五十餘箇所を設置を見るに至つた。

然れども昭和十年末民間質屋數一萬二千五百八十五に比すれば尙十分ならざる故一層公益質屋の設置普及を圖り其の利増進をはからねばならぬ。
公益質屋と營利質屋との主要なる相違點は次の如くである。

公益質屋と營利質屋との主要ナル相違點

區別	公益質屋	營利質屋
(一) 經營主體	市町村又は公益法人に限る(公益質屋法第一條)	主體の制限なし 行政官廳の免許を要す(質屋取締法第一條)
(二) 助成方法	國庫補助(同法第二條)及低利資金の融通	なし
(三) 貸付金額の制限	一口十圓 一世帯五十圓 但し地方長官の認可を受け此の制限を超過して貸付をなすことを得(同法第四條)	なし
(四) 貸付利率	原則として月百分の一・二五を超過することを不得(同法第五條第一項)	二十五錢以下月百分の四以上に相當す 一圓以下 月百分の四 五圓以下 月百分の三 十圓以下 月百分の二 其の他は利息制限法に依る(同法第九條)
(五) 利子の計算方法	民法に依り月を以て計算し月に満たざる日數十六日以上は一月、十六日未滿なるときは半月とす(同法第五條第二項)	月を以てするも月の十五日以後入質し月中に受戻するときは一月、月の十六日以後入質し翌月十五日以前に受戻をなすときは二月と計算するを通例とす 期限の定めなし
(六) 流質期限	四月以上とす(同法第八條)	元利金以外の金銭の領收及制限超過の利子に付一部無効とす(同法第九條)
(七) 違法契約に關する質屋主の保護	違法契約は質屋主に不利なる部分は之を爲さざりしものと看做す(同法第十六條)	契約の変更を生ずるものとして重利を徵す 質屋の承諾(恩惠的)に依り行ふ
(八) 質物の交換受戻	利子の計算及流質期限に關しては質契約の変更なきものとす(同法第九條)	
(九) 一部辨濟	權利として認む(同法第九條)	

- (一〇) 流質物處分方法 競争入札を原則とす
- (一一) 流質物處分前の返還 元利金及返還を受くる時までの利息を支拂ふときは返還す(同法第十二條)
- (一二) 流質物殘餘金の交付 元利金手数料を差引殘餘あらば之を質屋主に交付す(同法第十三條)

隨意契約に依る賣却、競賣自家用等區々なり
質屋の恩惠的承諾に依り行ふ
なし

公益質屋市町村別貸付資金

(昭和十二年四月三十日現在)

(社會局福利課調)

府縣別	市	町	村	計	市	町	村	計
北海道	六	三	四	一三	三三,九六八・八四	三九,四〇七・三三	四八,七〇六・九三	一二二,〇八二・一〇
東北	三	二	一	六	六〇,〇〇〇・〇〇	二七,〇〇〇・〇〇	一,〇〇〇・〇〇	八八,〇〇〇・〇〇
関東	二	三	二	七	三〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	三〇,〇〇〇・〇〇	七〇,〇〇〇・〇〇
中部	三	二	一	六	四〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	六〇,〇〇〇・〇〇
近畿	三	二	一	六	五七,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	七七,〇〇〇・〇〇
四國	三	二	一	六	一八七,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	二〇七,〇〇〇・〇〇
九州	三	二	一	六	七〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	九〇,〇〇〇・〇〇
府縣別	計	計	計	計	計	計	計	計
市	二	三	四	九	三三,九六八・八四	三九,四〇七・三三	四八,七〇六・九三	一二二,〇八二・一〇
町	三	二	一	六	六〇,〇〇〇・〇〇	二七,〇〇〇・〇〇	一,〇〇〇・〇〇	八八,〇〇〇・〇〇
村	二	三	二	七	三〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	三〇,〇〇〇・〇〇	七〇,〇〇〇・〇〇
計	七	八	七	二二	一三三,九三六・六八	七六,四〇七・三三	八九,七〇六・九三	二八〇,〇〇〇・〇〇

都道府県	昭和十一年度	昭和十年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度	昭和三年度	昭和二年度	昭和十一年度
徳島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和歌山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山口	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
広島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岡山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鳥取	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
島根	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
富山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福井	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
青森	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岩手	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮城	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長野	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岐阜	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
滋賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山梨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
静岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三重	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
奈良	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和歌山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
徳島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

都道府県	昭和十一年度	昭和十年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度	昭和三年度	昭和二年度	昭和十一年度
香川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛媛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大分	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
佐賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿儿岛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
沖縄	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

特 三〇一五

三公設食堂

公設食堂は共同宿泊所に併置されるが又は單獨に設置され、主として労働者其他屋外勤務の少額所得者に低廉且つ保健的なる食事を供給する施設である。政府は低利資金の融通等に依つて従來之が設置勸奨に努め來たが、未だ之の普及を見る能はず、昭和十一年度末に於ける施設箇所數六五箇所であつて、一ヶ月平均入堂人員は、八十二萬五千五百六十二人に過ぎない。即ち現在彼等の多くは尙市中の飲食店に就て食事を求めつゝある。然るに之等營業者の供給するものは其の食料品の質に於て保健的方面の顧慮を爲す處少いのみならず、食器等の取扱非衛生的であつて、傳染病流行時の如きは

年次	昭和十一年度	昭和十年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度	昭和三年度	昭和二年度
共同	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
昭和	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

宿泊所數

宿泊延人員

一ヶ月平均數

頗る危惧に堪へないものがある。故に公設食堂の経営は社会は、大體共同宿泊所と同様の方法に依つて益々其の普及を圖
 的施設として一層之が充實を圖るの必要がある。政府に於て 答である。

公設食堂成績 (自和昭十一年四月至和昭十二年三月) (社会局福利課調)

廳府縣別	經營主體			總額	平均月數	賣上金高		一食料金		
	市	府縣	町村其他			總額	平均月數	朝	晝	夜
北海道	1	1	3	114,400	9,355	13,440	1,130	27	27	27
東北	20	1	3	4,544,000	36,287	424,823	4,066	27	27	27
東京	1	1	1	6,366	6,366	9,940	74	18	15	15
大阪	2	1	2	104,339	2,666	10,599	89	10	11	11
兵庫	3	1	2	244,553	3,066	3,300	2,094	15	15	15
長崎	6	1	6	1,685,555	14,042	101,277	1,685	10	12	20
新潟	1	1	1	69,159	5,763	10,668	89	10	12	15
群馬	1	1	1	4,333	3,611	4,264	35	7	8	10
茨城	1	1	1	3,611	3,611	3,611	35	7	8	10
千葉	1	1	1	3,611	3,611	3,611	35	7	8	10
神奈川	1	1	1	3,611	3,611	3,611	35	7	8	10
三重	1	1	1	3,611	3,611	3,611	35	7	8	10
奈良	1	1	1	3,611	3,611	3,611	35	7	8	10
和歌山	1	1	1	3,611	3,611	3,611	35	7	8	10
徳島	1	1	1	3,611	3,611	3,611	35	7	8	10
愛知	2	1	3	1,477,555	12,146	91,590	7,633	15	15	10
静岡	1	1	1	19,568	1,626	2,154	17	8	13	13
山梨	1	1	1	19,568	1,626	2,154	17	8	13	13
滋賀	1	1	1	19,568	1,626	2,154	17	8	13	13
岐阜	1	1	1	19,568	1,626	2,154	17	8	13	13
長野	1	1	1	19,568	1,626	2,154	17	8	13	13
宮城	1	1	1	19,568	1,626	2,154	17	8	13	13
福島	1	1	1	19,568	1,626	2,154	17	8	13	13
石川	1	1	1	19,568	1,626	2,154	17	8	13	13
富山	3	1	3	175,966	1,466	3,324	15	15	15	15
鳥取	1	1	1	175,966	1,466	3,324	15	15	15	15
島根	1	1	1	175,966	1,466	3,324	15	15	15	15
岡山	1	1	1	175,966	1,466	3,324	15	15	15	15
広島	1	1	1	175,966	1,466	3,324	15	15	15	15
山口	1	1	1	175,966	1,466	3,324	15	15	15	15
和歌山	1	1	1	175,966	1,466	3,324	15	15	15	15
徳島	1	1	1	175,966	1,466	3,324	15	15	15	15

廳府縣別	經營主體			總額	平均月數	賣上金高		一食料金		
	市	府縣	町村其他			總額	平均月數	朝	晝	夜
北海道	1	1	3	114,400	9,355	13,440	1,130	27	27	27
東北	20	1	3	4,544,000	36,287	424,823	4,066	27	27	27
東京	1	1	1	6,366	6,366	9,940	74	18	15	15
大阪	2	1	2	104,339	2,666	10,599	89	10	11	11
兵庫	3	1	2	244,553	3,066	3,300	2,094	15	15	15
長崎	6	1	6	1,685,555	14,042	101,277	1,685	10	12	20
新潟	1	1	1	69,159	5,763	10,668	89	10	12	15
群馬	1	1	1	4,333	3,611	4,264	35	7	8	10
茨城	1	1	1	3,611	3,611	3,611	35	7	8	10
千葉	1	1	1	3,611	3,611	3,611	35	7	8	10
神奈川	1	1	1	3,611	3,611	3,611	35	7	8	10
三重	1	1	1	3,611	3,611	3,611	35	7	8	10
奈良	1	1	1	3,611	3,611	3,611	35	7	8	10
和歌山	1	1	1	3,611	3,611	3,611	35	7	8	10
徳島	1	1	1	3,611	3,611	3,611	35	7	8	10
愛知	2	1	3	1,477,555	12,146	91,590	7,633	15	15	10
静岡	1	1	1	19,568	1,626	2,154	17	8	13	13
山梨	1	1	1	19,568	1,626	2,154	17	8	13	13
滋賀	1	1	1	19,568	1,626	2,154	17	8	13	13
岐阜	1	1	1	19,568	1,626	2,154	17	8	13	13
長野	1	1	1	19,568	1,626	2,154	17	8	13	13
宮城	1	1	1	19,568	1,626	2,154	17	8	13	13
福島	1	1	1	19,568	1,626	2,154	17	8	13	13
石川	1	1	1	19,568	1,626	2,154	17	8	13	13
富山	3	1	3	175,966	1,466	3,324	15	15	15	15
鳥取	1	1	1	175,966	1,466	3,324	15	15	15	15
島根	1	1	1	175,966	1,466	3,324	15	15	15	15
岡山	1	1	1	175,966	1,466	3,324	15	15	15	15
広島	1	1	1	175,966	1,466	3,324	15	15	15	15
山口	1	1	1	175,966	1,466	3,324	15	15	15	15
和歌山	1	1	1	175,966	1,466	3,324	15	15	15	15
徳島	1	1	1	175,966	1,466	3,324	15	15	15	15

年度	計	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島	神戶
昭和九年	三										
昭和十年	三										
昭和十一年	三										
昭和十二年	三										
昭和十三年	三										
昭和十四年	三										
昭和十五年	三										
昭和十六年	三										
昭和十七年	三										
昭和十八年	三										
昭和十九年	三										
昭和二十年	三										
昭和二十一年	三										
昭和二十二年	三										
昭和二十三年	三										
昭和二十四年	三										
昭和二十五年	三										
昭和二十六年	三										
昭和二十七年	三										
昭和二十八年	三										
昭和二十九年	三										
昭和三十年	三										
昭和三十一年	三										
昭和三十二年	三										
昭和三十三年	三										
昭和三十四年	三										
昭和三十五年	三										
昭和三十六年	三										
昭和三十七年	三										
昭和三十八年	三										
昭和三十九年	三										
昭和四十年	三										
昭和四十一年	三										
昭和四十二年	三										
昭和四十三年	三										
昭和四十四年	三										
昭和四十五年	三										
昭和四十六年	三										
昭和四十七年	三										
昭和四十八年	三										
昭和四十九年	三										
昭和五十年	三										
昭和五十一年	三										
昭和五十二年	三										
昭和五十三年	三										
昭和五十四年	三										
昭和五十五年	三										
昭和五十六年	三										
昭和五十七年	三										
昭和五十八年	三										
昭和五十九年	三										
昭和六十年	三										
昭和六十一年	三										
昭和六十二年	三										
昭和六十三年	三										
昭和六十四年	三										
昭和六十五年	三										
昭和六十六年	三										
昭和六十七年	三										
昭和六十八年	三										
昭和六十九年	三										
昭和七十年	三										
昭和七十一年	三										
昭和七十二年	三										
昭和七十三年	三										
昭和七十四年	三										
昭和七十五年	三										
昭和七十六年	三										
昭和七十七年	三										
昭和七十八年	三										
昭和七十九年	三										
昭和八十年	三										
昭和八十一年	三										
昭和八十二年	三										
昭和八十三年	三										
昭和八十四年	三										
昭和八十五年	三										
昭和八十六年	三										
昭和八十七年	三										
昭和八十八年	三										
昭和八十九年	三										
昭和九十年	三										
昭和九十一年	三										
昭和九十二年	三										
昭和九十三年	三										
昭和九十四年	三										
昭和九十五年	三										
昭和九十六年	三										
昭和九十七年	三										
昭和九十八年	三										
昭和九十九年	三										
昭和百年	三										

○印ハ前年度分ヲ計上セリ

年別公設浴室成績

年度	公設浴室数	利用者数	売上金高
昭和二年	三	三〇,〇三二	一〇八,三三二
昭和三年	三	一五,〇七三	一,三三,三三三
昭和四年	七	一四,八三三	一,二四,〇六五
昭和五年	七	一五,三三三	一,二六,一五二
昭和六年	六	一〇,八三三	一,四四,八三三
昭和七年	七	一〇,八三三	一,四四,八三三
昭和八年	七	一〇,八三三	一,四四,八三三
昭和九年	七	一〇,八三三	一,四四,八三三

四公設浴場

公設浴場は廉價なる料金に依り入浴設備を利用せしむるものであつて庶民保健施設として重要なものである、殊に他の福利施設は多く都市労働者に對するものであるが公設浴場の施設は都會地以外に於ても相當發達し得べきものである。蓋し我國に於て自家に浴槽を有するものは都鄙を通じ極めて少數の家庭に限られ多くは銭湯若は貰風呂に依り入浴を爲しつゝある状態であるが、銭湯は設備不完全にして非衛生的な

るもの尙尠からざるのみならず、入浴料不廉其の他の關係上入浴回数を少からしめ保健上看過すべからざるものある故に政府は從來低利資金融通等の方法に依り共同浴場の設置を奨

勵し、昭和十一年度末現在浴場數一七七箇所一箇所平均入浴者數百八十三萬百十九人に達するも尙充實を圖るの必要がある。

公設浴場成績

(自和昭十一年四月至同十二年三月)

(社會局福利課調)

種別	市町	其他	計	入浴人員		入浴料	入浴料金	
				延一人ケ年	延一人ケ月		大	小
北海道	三		三	七,七七一	三,九九九	三錢	一錢	
東 京	七		七	二,四三三,五〇六	一〇一,一三三	二錢一錢	一錢一五厘	
東 都	八		八	四,三三三,三三三	一〇,三三三	三錢一七厘	二錢一三厘	
大 阪	一		一	五,一〇一	四,三三三	三錢	三錢	
神 奈 川	一		一	一〇,〇〇〇	九,〇〇〇	三錢	一錢五厘	
兵 庫	一		一	三,〇〇〇	二,三三三	三錢	一錢五厘	
長 崎	一		一	一,〇〇〇	九,〇〇〇	三錢	一錢五厘	
新 潟	一		一	一,〇〇〇	九,〇〇〇	三錢	一錢五厘	
埼 玉	一		一	一,〇〇〇	九,〇〇〇	三錢	一錢五厘	
群 馬	一		一	一,〇〇〇	九,〇〇〇	三錢	一錢五厘	
千 葉	一		一	一,〇〇〇	九,〇〇〇	三錢	一錢五厘	
茨 城	一		一	一,〇〇〇	九,〇〇〇	三錢	一錢五厘	
栃 木	一		一	一,〇〇〇	九,〇〇〇	三錢	一錢五厘	
茨 木	一		一	一,〇〇〇	九,〇〇〇	三錢	一錢五厘	
○ 三 重	一		一	一,〇〇〇	九,〇〇〇	三錢	一錢五厘	
○ 三 重	一		一	一,〇〇〇	九,〇〇〇	三錢	一錢五厘	

る失業者数は三十二萬二千五百二十七人である。又地方長官の推定に基く失業者推定数は昭和四年九月二十六萬八千人であつたが、昭和九年九月三十九萬五千人、同六年九月四十二萬五千人、昭和七年九月五十萬五千人と漸増し、三ヶ年間に殆んど倍増した。然れども昭和七年度後半期以降時局匡救諸事業の施行と軍需品並輸出品工業の好轉に因り漸減の傾向に轉じ昭和八年九月四十萬人、昭和九年九月三十六萬五千人、昭和十年九月三十四萬六千人、昭和十一年九月三十三萬二千九百人に減少した。

次に給料生活者、日傭労働者及その他の労働者との區分し失

昭和十一年中失業狀況

(社會局職業部調)

月別	給料生活者		日傭労働者		其他労働者		合計	
	調査人口	失業率	調査人口	失業率	調査人口	失業率	調査人口	失業率
一月	一、七〇、九三三	三・九%	一、八〇、三三三	一・七%	一、七〇、八〇〇	九・九%	四、二一、〇六六	四・六%
二月	一、七五、五二二	三・七%	一、八三、三三〇	一・七%	一、四一、三〇〇	二・七%	三、九八、一五二	四・六%
三月	一、九九、五九九	三・七%	一、八八、〇四九	一・七%	一、四一、三〇〇	二・七%	三、九八、一五二	四・六%
四月	一、八〇、三三三	三・七%	一、八五、六三三	一・七%	一、四一、三〇〇	二・七%	三、九八、一五二	四・六%
五月	一、八〇、三三三	三・七%	一、八五、六三三	一・七%	一、四一、三〇〇	二・七%	三、九八、一五二	四・六%
六月	一、八〇、三三三	三・七%	一、八五、六三三	一・七%	一、四一、三〇〇	二・七%	三、九八、一五二	四・六%
七月	一、八〇、三三三	三・七%	一、八五、六三三	一・七%	一、四一、三〇〇	二・七%	三、九八、一五二	四・六%
八月	一、八〇、三三三	三・七%	一、八五、六三三	一・七%	一、四一、三〇〇	二・七%	三、九八、一五二	四・六%
九月	一、八〇、三三三	三・七%	一、八五、六三三	一・七%	一、四一、三〇〇	二・七%	三、九八、一五二	四・六%
平均	一、八三、〇〇六	三・七%	一、八六、九七七	一・七%	一、四一、三〇〇	二・七%	三、九八、一五二	四・六%

業狀況をみるに其他の労働者(工場鑛山其他一般産業の労働者等)の減少最も顯著にして日傭労働者及給料生活者に付ては左程著しき減少を示してゐない。

失業者數累年比較

(社會局職業部調)

年別	給料生活者	日傭労働者	其他労働者	合計實數
昭和七年平均	八、九七六	一、九七三	三〇九、一七九	四九一、一二八
同八年平均	七、九三三	一、八九一	二五、九三〇	四三三、八五四
同九年平均	六、四五六	一、八四、〇九五	二一、三六七	三七四、三三八
同十年平均	七、八七六	一、七三、二六六	二五、四二五	三五六、五五七
同十一年平均	七、二七〇	一、六四、〇一〇	一九、四八八	三四〇、八五五

第二節 失業對策

一 失業應急事業

我國に於ける失業者の救済施設中最も重要なものは失業救済の爲の土木事業であつて、大正十四年冬始めて六大都市關係公共團體に施行せしめて以來施行主體、施行期間等の擴張を見つゝ毎年施行せられたが、政府は昭和七年度以降、道路、河川及港灣等の公共土木事業、開墾及耕地整理等の農業土木事業、軍需品の注文其他各種の事業を起興して窮迫せる農民及失業者を使用し失業の緩和に資することとした。之等諸事業及民間事業等を施行するも尙救済を要すべき失業者多數存する都市に於ては失業應急事業を起興せしめ、之に對し補助を與ふることとし失業者の救済を圖つてゐる。

然して之等諸事業の施行及軍需品工業並輸出品工業の好況に依り失業狀況は時局匡救事業開始前に比し約三割の緩和を見たといへども六大都市關係府縣及福岡縣の都市及其他十數都市に於ては未だ救済を要する失業者相當多數存する爲に昭和十一年度に於ても更に之等の都市又は關係府縣をして失業

應急事業を施行せしめ之に對し補助を與ふることとした。尙右以外の都市に於ても失業者にして生活に困窮する者尠しとなし財政の都合上等の凡てに對し補助を與ふることが困難であるから低利資金の融通に依る補助なき失業應急事業を認め又は之等事業以外の各種事業の施行に當り失業者の救済に資する様考慮せられてゐる。

小額給料生活者失業應急事業に關しては昭和十一年度に於ても前年同様六大都市及關係府縣をして施行せしむることとしてゐる。

尙失業應急事業の仕組の大意は次の如くである。一般労働者失業應急事業の施行主體は都市を原則とし、市内の失業者を救済することを趣旨とする場合に限り府縣を認むることがある。事業は事業費に對する勞力費の割合が二割以上を占むる事業か、又は勞力費が事業費の割合以上であつて之と國産材料費との合計が事業費の五割以上である場合に之を認めることとし、其の施行方法は直營を原則とし、労働者は職業紹介所の登録要救済者より採用し之に勞働手帳を交付して交替就勞せしむることとしてゐる。然して之に對しては國庫より

勞力費の二分の一を補助することとし且成るべく低利資金を融通することとしてゐる。又小額給料生活者失業應急事業は六大都市及關係府縣をして之が救済の爲、統計、調査、文書整理其他の事務を行ひて之に要救済失業者を使用せしめ、之に對しては官廳より公共團體に事務を委託せる事業に付ては就業手當の全額及其他の諸費の半額の補助を與へ之を助成することとしてゐる。

尙右事業實施に當り之に使用すべき要救済失業者の認定を適正ならしめ就勞を統制し、本事業をして眞に失業者の救済に役立たしむる爲、昭和七年度後半期以降施行主體たる團體に専任職員を置かしめ、其の經費に對しては國庫より半額の補助を與ふることにしてゐる。

昭和十二年度失業應急事業施行狀況 (昭和十三年三月三十一日現在)

(厚生省職業部調)

種別	年度別	事業費		勞力費		勞働者使用延人員		一日平均使用人員
		豫算額	支出済額	豫算額	支出済額	豫定人員	實際使用人員	
起債事業	前年度繰越	1,010,733	3,314,406.17	1,374,646.10	1,554,396.73	944,019	744,110	2.15
	十二年度	1,511,876	3,712,957.7	600,676.00	1,111,076.7	400,180	183,856	5.3
	計	2,522,609	7,027,363.87	1,975,322.10	2,665,473.47	1,344,199	927,966	1
補助事業	前年度繰越	6,484,426	5,974,436.34	1,900,356.00	1,974,474.9	1,134,199	1,134,199	3.52
	十二年度	7,681,499	2,674,781.61	1,874,976.00	1,974,474.9	1,134,199	1,134,199	3.52
	計	14,165,925	8,649,217.95	3,775,332.00	3,948,949.8	2,268,398.00	2,268,398.00	8.3
臨時冬季失業應急事業	計	104,000	104,000	44,820.00	44,820.00	44,820.00	44,820.00	1
計		104,900	104,000	44,820.00	44,820.00	44,820.00	44,820.00	1

種類	事業費	勞力費	勞働者使用延人員	國庫補助金交付額	起債額	低利資金融通額
小額給料生活者失業應急事業	11年度 1,384,966	1,133,715.5	1,083,380.00	844,882	58,756	3,076
合計	2,522,609	2,268,431.0	2,128,760.00	1,344,199	3,333,333	1
自大正十四年度至昭和十二年度	果計 5,974,436.34	3,554,914.4	3,264,882.10	2,113,861.51	80,360.91	1

備考 一日平均使用人員は一般勞働者失業應急事業に於ては三六五日、小額給料生活者失業應急事業に於ては日曜を省きたる就勞日數三一二日にて除したるものなり

昭和十二年度失業應急事業施行狀況

(厚生省職業部調)

種類	事業費		勞力費		勞働者使用延人員		國庫補助金交付額	起債額	低利資金融通額
	豫算額	支出済額	豫算額	支出済額	豫定人員	實際人員			
補助事業	7,681,499	2,674,781.61	1,900,356.00	1,974,474.9	1,134,199	1,134,199	2,773,333.00	5,733,200	2,946,000
起債事業	1,511,876	3,712,957.7	600,676.00	1,111,076.7	400,180	183,856	110,000	1,577,200	1,779,200
臨時冬季失業應急事業	104,000	104,000	44,820.00	44,820.00	44,820	44,820	34,363	—	—

事業	費用		就業者手當		授職使用延人員		國庫補助金交付額	起債額	低利資金融通額
	豫算額	支出済額	豫算額	支出済額	豫定人員	實際人員			
(甲) 一般勞働者失業應急事業	1,384,966	1,133,715.5	1,083,380.00	1,004,559.9	1,004,559.9	1,004,559.9	844,882	58,756	3,076
(乙) 小額給料生活者失業應急事業	1,137,643.5	43,285.6	43,285.6	43,285.6	43,285.6	43,285.6	—	—	—

なほ、昭和十二年度に於ける一般勞働者失業應急事業の内、用地買収の交渉未解決、支障物件移轉整理困難、着工の遅延、天候其他諸種の測らざる障碍のため同年度内に完成を見な

いで、己むを得ず翌十三年度へ繰越すに至つたもの補助及起債事業を合して事業費七、一〇八、四四〇圓、勞力費二、〇二八、五三三圓、勞働者使用延人員一、四三七、〇〇九人にして、

之を事業計畫に比すれば事業費四七・七四%、勞力費五〇・二二%、勞働者使用延人員五二・一四%に當り、大體五〇%の繰越を見るに至つた。

昭和十二年度失業應急事業繰越狀況

算

年度内實施額

翌年度繰越金

種類別	事業費	勞力費	勞働者使用延人員	事業費	勞力費	勞働者使用延人員
補助事業	七、八六、七五・四	一、三六、三六・四	一、三六、三六・四	五、八八、五三・三	一、三六、三六・四	一、三六、三六・四
起債事業	一、五二、八六・六	〇〇〇、〇〇・〇	〇〇〇、〇〇・〇	一、五二、八六・六	〇〇〇、〇〇・〇	〇〇〇、〇〇・〇
繰越金	〇〇〇、〇〇・〇	〇〇〇、〇〇・〇	〇〇〇、〇〇・〇	〇〇〇、〇〇・〇	〇〇〇、〇〇・〇	〇〇〇、〇〇・〇

二 其他の失業保護事業

(一) 失業共済事業

現在失業共済事業を行ふものは東京市勞務者共済會、神戸勞働保險組合、名古屋市勞務者共済會の三にして、いづれも市立職業紹介所の紹介に係る日傭勞働者を以て組織し、東京市勞務者共済會は大正十五年一月より、神戸勞働保險組合は昭和五年二月より、名古屋市勞務者共済會は昭和六年五月より夫々事業を開始した。

昭和十年度の事業成績は左の如くである。

東京市勞務者共済會失業共済事業成績

(社會局職業課調)

月別	月末現在加入者	出頭延人員	就業延人員	失業延人員	受給延人員	失業延人員
昭和十年一月	四、三三六	六、八三三	八、四四四	二、六一八	二、三三三	二、四〇〇

月別	月末現在加入者	出頭延人員	就業延人員	失業延人員	受給延人員	失業延人員
昭和十年二月	四、三三六	六、八三三	八、四四四	二、六一八	二、三三三	二、四〇〇

年別東京市勞務者共済會事業成績

年次	平均加入者	出頭延人員	就業延人員	失業延人員	受給延人員	失業延人員
昭和六年度	六、一六六	一、四三三、八六九	九八五、〇六六	一、九七五、七〇	一、八七五、七〇	一、九七五、七〇
昭和七年度	六、二八〇	一、五五五、四四四	九八五、〇六六	一、八七五、七〇	一、八七五、七〇	一、八七五、七〇
昭和八年度	五、四四六	一、三三三、三三三	八六六、六六六	一、四四四、四四四	一、四四四、四四四	一、四四四、四四四
昭和九年度	四、六〇〇	九〇〇、〇〇〇	六六六、六六六	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三
昭和十年度	四、四四四	六六六、六六六	五五五、五五五	一、一六六、一六六	一、一六六、一六六	一、一六六、一六六

年別神戸勞働保險組合事業成績

年次	平均加入者	出頭延人員	就業延人員	失業延人員	受給延人員	失業延人員
昭和六年度	一、四九六	三、四九六	三、四九六	〇	〇	〇
昭和七年度	一、三三三	三、三三三	三、三三三	〇	〇	〇
昭和八年度	一、二二二	二、二二二	二、二二二	〇	〇	〇
昭和九年度	一、一六六	一、一六六	一、一六六	〇	〇	〇
昭和十年度	一、一六六	一、一六六	一、一六六	〇	〇	〇

名古屋市勞務共済會失業共済事業成績

(社會局職業課調)

月別	月末現在加入者	出頭延人員	就業延人員	失業延人員	受給延人員	失業延人員
昭和十年一月	一、三三三	三、三三三	三、三三三	〇	〇	〇
昭和十年二月	一、三三三	三、三三三	三、三三三	〇	〇	〇
昭和十年三月	一、三三三	三、三三三	三、三三三	〇	〇	〇

月別	月末現在加入者	出頭延人員	就業延人員	失業延人員	受給延人員	失業延人員
昭和十年四月	一、三三三	三、三三三	三、三三三	〇	〇	〇
昭和十年五月	一、三三三	三、三三三	三、三三三	〇	〇	〇
昭和十年六月	一、三三三	三、三三三	三、三三三	〇	〇	〇
昭和十年七月	一、三三三	三、三三三	三、三三三	〇	〇	〇
昭和十年八月	一、三三三	三、三三三	三、三三三	〇	〇	〇
昭和十年九月	一、三三三	三、三三三	三、三三三	〇	〇	〇
昭和十年十月	一、三三三	三、三三三	三、三三三	〇	〇	〇
昭和十年十一月	一、三三三	三、三三三	三、三三三	〇	〇	〇
昭和十年十二月	一、三三三	三、三三三	三、三三三	〇	〇	〇

公益團體補助金	六〇〇.〇〇	八〇〇.〇〇	二〇〇.〇〇
失業保險料收入	二,三三三.〇〇	五,三八八.〇〇	六,七七一.五〇
寄附金	六,三四〇.〇〇	一一〇.〇〇	三,三二〇.〇〇
雑収入	一八三.七五	四八七.七五	—
繰越金	—	四七.七五	—
歳入合計	九,一八三.七五	七,九〇三.〇〇	三,三二〇.一〇
事務費	四〇九.〇〇	五九.〇〇	三三.〇〇
失業給付	—	八九.〇〇	三,六〇〇.〇〇
支拂準備金積立	九,四〇〇.〇〇	六,八〇〇.〇〇	九,八〇〇.〇〇
雑支出	—	三三.九〇	—
豫備費	—	—	一四.五〇
歳出合計	九,八〇九.〇〇	七,八二二.九〇	三,五五五.五〇
差引	三七四.七五	一三三.一〇	空.五五

(二) 失業者更生訓練所

我國に於ける失業者救済事業は特に失業状況の深刻になつた大正十四年度から失業者の多数存する都市に於て施行せられ、爾後十二ヶ年間失業状況の緩急に從つて國庫補助金の多少、対象都市の増減はあつたが繼續施行せられ、現在は失業應急事業として六大都市其他失業者特に多数を算する大中市に施行せられ生活困窮の失業者を特に登録して労働の機會と夫れに依る賃銀を支給して生活を扶助してゐるのである。従つて登録せられた失業者は不充分乍ら生命の持續を保證せられることとなるので就職難の甚だしいときには此の事

業に固着して離れ得ないことは誠に已むを得ざる事情であるが、登録労働者の年齢層を見ると所謂國民の中堅となるべき青壯年年齢に在るものが相當多数存在してゐるのである。之等失業青壯年の中には相當の能力を有し乍ら救済事業のみに倚賴して定備的職業に轉換せんとする氣力と信用とを失つてゐる者が尠くない。而して社會も亦一度失業層に沈淪した者に對しては職業の門戸を鎖して之を顧る餘裕がなく、之が原因となり結果となつて、定備的就職の機會が極めて稀薄となり、自然、救済事業のみに依存する状態を持續してゐるのである。斯くの如きは一日の飢餓を救ふには充分であらうが、健全なる國民を救ふには甚だ不充分である。眞に救済の目的を達する爲には失業登録者をして更生の氣力を旺にし、社會の要求に應ずる資質に鍛鍊し直し、常に機會あらば定備的職業に就き得る待機の姿勢にあらしめ、又一般社會人をして、失業者必ずしも無氣力にあらず、勤勞忌避者にあらず、一人前の確りした人間、勤勞精神の汪溢した人間の在ることを納得させ、雇傭の門戸を開放させる様に仕向けて行く必要がある。食糧の救済より進一步、人間の全面的救済の方向に歩みを試みんとするのが即ち失業者更生訓練施設である。此の施設は素より一小試案たるに過ぎないのであるが、今迄恰も社會の沈淪槽の如く觀られて居た失業登録層から上水道に續いて行く一本の管が取付けられるのであつて量的には殆ど問題

にならない程小さいことであるにしても、之によつて沈淪槽の淨化が行はれ、失業登録者達に多少とも清新の氣持を與へるに役立つことは疑ない。

失業者更生訓練施設は先づ東京府に依つて昭和九年度冬期から失業應急事業と併行的な施設として試みられた。即ち昭和九年度失業應急事業の一つである多摩川洪水敷埋場工事に就勞せしめる登録労働者を三つの社會事業教化團體に委託し、夫々一定の宿舎に指導員と共に規律ある團體生活を爲さしめ晝は應急事業に就勞し、朝夕は行事、其の他の教化訓練を行ひ、日常の經費を節約して賃銀の一部を強制貯金とし、他日更生の資に充てしめるといふ訓練方法に依り、工場の終了する迄約六ヶ月間嚴格に實施されたのである。而して此の更生訓練修了者百十餘名中の大多数は當局者の盡力に依り定備的職業乃至技術を修得する爲の職業輔導施設に入り得たのであるが、東京府は更に昭和十年度に於ても同様の事業を施行し特に訓練終了後の就職斡旋に重點を置いた結果、完全に修了者全員を定備化するを得、良き指導者に依つて指導される失業者更生訓練は相當の効果を擧げ得るものであることが明示されたのである。

從來の失業應急事業に於ても労働能力ある者には先づ仕事を與へて働かせ、その勞銀によつて生活苦を凌がせることを立前とし、直接金錢扶助を與へることは絶対に避けて來たの

であつて、勤勞の慣習を持續し涵養せんとする方針は一貫して執られて來たのであるが、昭和十一年度より更に一步を進めて積極的に勤勞精神を陶冶し失業者の自覺を促して自立更生の途に進ましむる様失業者更生訓練施設を助成されることとなつたのである。

助成を受け得る施設は大體前述の東京府の更生訓練施設の如く失業應急事業の爲登録せられたる失業者又は登録希望者中教化訓練に堪え効果ありと認めらるゝ壯青年者を一定の宿舎に收容し、専任の指導員が寢食を共にして教化訓練を行ふ施設であり、事業主體は七道府縣下の救済を要すべき失業者多き都市及府又は縣とし訓練の實施は之を適當なる團體に委託することを得ることゝされてゐる。事業の實施に關しては事業の中心たるべき指導員の人選並に收容者の詮衡に特に留意せしめ、且訓練終了後の就職斡旋並に生活指導を最も重要視する様指導監督を行ふことゝされてゐる。尙本施設に對する國庫補助は支出精算額の二分の一以内である。

扱、昭和十一年度に於て失業者の精神的方面に着目し、全人的救済を企圖して創始せしめた更生訓練施設は、翌昭和十二年度に入りてから其の訓練實施状況は愈々本格的となるに至つた。即ち十二年度の更生訓練施行團體は前年度同様八團體、十三訓練施設を認め、收容豫定人員八七〇人、事業費七一、五四二圓の計畫を以て、國庫より三二、八〇二圓の補助金

を交付することになった。
かくして當初收容した人員は五七二人であつたが中途退去者があり、結局終了した者は右の七割六分強に當る四三九人で、其の事業費支出額六五、九八〇圓五一錢、之が國庫補助金交付額三〇、七二三圓九九錢である。

訓練生の入所詮衡に當つては、努めて適格者を得るに留意したが、何分前年度下半年より實施したこと故、其の趣旨・實情等の未だ一般失業者に普及徹底を缺く憾があつて、入所希望者は比較的少なく、充分嚴選を行ひ得なかつたため、相當多數の中途退去者を出すに至つた。

次に訓練の實績を見るに、各訓練生が精神的に更生したことは勿論であるが、規律的生活の結果著しく健康を恢復し、體力を増進し、精神・身體兩能力共驚異的なる進歩向上を確認するを得た。然も訓練生の更生が他の失業者に及ぼした影響

響亦著しく、また他面世人の失業者に對する從來の認識を改めしめた點は看過し難き事實である。
いま訓練生の更生貯金を檢せば、稼得賃銀中食費及び若干の小遣錢を除いては、更生貯金として貯金せしめるものであるが、昭和十二年度終了者の貯金高は二四、四〇九圓七五錢、稼得賃銀六〇、六二三圓八九錢に對し四、〇%に當り一人平均五五圓六〇錢強となり、訓練終了後の生業並に就職資金たらしめた。
最後に訓練終了生の就職状況は、世人の更生訓練に對する認識漸く深まつたに加へて、偶々支那事變の勃發に伴ふ時局産業殷盛の影響を受けて頗る良好、更生貯金を生業資金として自營業を始めた者、または移民として渡滿した者を除いては、何れも會社工場・官公署等の定職に就かしめることを得た。

昭和十二年度失業者更生訓練施設状況

經營主體	訓練所名	收容人員		經費		國庫補助金	
		定收容者總數	終了者	豫算額	決算額	指令額	交付額
東京市	東京市江戸川労働修練道場	一三〇	八六	一四、一三六	一三、三〇九・六六	六、〇七〇	五、六〇四・四九
	東京市王子労働修練道場	四〇	三三	五、五〇三	五、二七九・〇〇	二、七五一	二、三九九・五一
計		一七〇	一二九	一九、六三九	一八、五八八・六六	八、八四一	七、九〇四・〇〇
京都市	京都市労働者更生訓練道場	三〇	二七	三、〇〇〇	二、九〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
	大阪府阿武野労働訓練所	三〇	二七	三、〇〇〇	二、九〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計		六〇	五四	六、〇〇〇	五、八〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
大阪府	大阪府阿武野労働訓練所	三〇	二七	三、〇〇〇	二、九〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
	大阪府守口給料生活者訓練所	三〇	二七	三、〇〇〇	二、九〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計		六〇	五四	六、〇〇〇	五、八〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
合計		三六〇	二八〇	三一、六三九	三〇、三八八・六六	一〇、八四一	九、九〇八・〇〇

昭和十二年度失業者更生訓練所入所者の稼得賃銀並更生貯金状況

經營主體	訓練所名	終了人員	終了者ノ稼得		更生貯金額		終了者一人當	
			賃銀	額	更生貯金額	對スル貯金割合	稼得賃銀額	更生貯金額
東京市	東京市江戸川労働修練道場	八六	一〇、八七三・三〇	三、七四〇・四八	三〇	(三〇)	(三六・五三)	(一八・六六)
	東京市王子労働修練道場	三三	(一、八七三・六九)	(五九・六六)	(三〇)	(三〇)	(二六・五三)	(一八・六六)
計		一二九	一二、七四七・〇〇	三、七九〇・一四	六〇	(六〇)	(二六・五三)	(一八・六六)
京都市	京都市労働者更生訓練道場	二七	四、五五〇・〇〇	一、四九九・〇〇	三〇	(三〇)	(一六・六六)	(一八・六六)
	大阪府阿武野労働訓練所	二七	五、八〇〇・〇〇	二、五五〇・〇〇	三〇	(三〇)	(二〇・七三)	(一八・六六)
計		五四	一〇、三五〇・〇〇	四、〇四九・〇〇	六〇	(六〇)	(一八・六六)	(一八・六六)
大阪府	大阪府阿武野労働訓練所	二七	三、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	三〇	(三〇)	(一〇・〇〇)	(一八・六六)
	大阪府守口給料生活者訓練所	二七	三、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	三〇	(三〇)	(一〇・〇〇)	(一八・六六)
計		五四	六、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇	六〇	(六〇)	(一〇・〇〇)	(一八・六六)
合計		二八〇	三三、〇九七・〇〇	一〇、八三九・一四	一二〇	(一二〇)	(二六・五三)	(一八・六六)

香	德	和	山	廣	岡	島	島	富	石	福	秋	山	青	岩	福	宮	長	岐	滋	山	靜	愛	三
川	島	山	口	島	山	根	取	山	川	井	田	形	森	手	島	城	野	阜	賀	梨	岡	知	重
二	二	三	六	六	三	一	二	二	一	二	一	四	三	二	四	二	五	三	三	一	五	三	一
五	六	六	四	八	七	六	一	八	三	一	六	四	三	三	二	四	六	八	二	四	七	三	一
七	八	三	〇	八	二	八	三	三	三	七	六	三	九	一	一	一	〇	一	一	一	一	一	一
七	八	三	〇	八	二	八	三	三	三	七	六	三	九	一	一	一	〇	一	一	一	一	一	一
七	八	三	〇	八	二	八	三	三	三	七	六	三	九	一	一	一	〇	一	一	一	一	一	一
七	八	三	〇	八	二	八	三	三	三	七	六	三	九	一	一	一	〇	一	一	一	一	一	一

(一) 營利職業紹介營業者
 昭和十二年現在の營利職業紹介營業者数は二、〇一〇名
 で前年よりは一五一名の減少を示してゐる。

新	長	兵	神	大	京	東	北	道	府	縣	別	計
海	津	庫	奈	川	阪	都	京	道	府	縣	別	計
二	四	〇	七	七	三	二	二	一	三	三	一	一
二	四	〇	七	七	三	二	二	一	三	三	一	一
二	四	〇	七	七	三	二	二	一	三	三	一	一
二	四	〇	七	七	三	二	二	一	三	三	一	一
二	四	〇	七	七	三	二	二	一	三	三	一	一
二	四	〇	七	七	三	二	二	一	三	三	一	一

(厚生省職業部調)

鳥	富	石	福	秋	山	青	岩	福	宮	長	岐	滋	山	靜	愛	三	奈	新	茨	千	群	埼
取	山	川	井	田	形	森	手	島	城	野	阜	賀	梨	岡	知	重	良	木	城	葉	馬	玉
二	七	一	四	二	三	三	一	五	八	三	四	三	二	九	二	九	三	三	三	一	三	六
二	七	一	四	二	三	三	一	五	八	三	四	三	二	九	二	九	三	三	三	一	三	六
二	七	一	四	二	三	三	一	五	八	三	四	三	二	九	二	九	三	三	三	一	三	六
二	七	一	四	二	三	三	一	五	八	三	四	三	二	九	二	九	三	三	三	一	三	六
二	七	一	四	二	三	三	一	五	八	三	四	三	二	九	二	九	三	三	三	一	三	六
二	七	一	四	二	三	三	一	五	八	三	四	三	二	九	二	九	三	三	三	一	三	六

沖	鹿	宮	熊	佐	大	福	高	愛	香	德	和	山	廣	岡	島
兒	島	崎	本	賀	分	岡	知	援	川	島	山	口	島	山	根
計	二	三	三	三	二	三	三	三	一	四	三	三	三	三	三
計	二	三	三	三	二	三	三	三	一	四	三	三	三	三	三
計	二	三	三	三	二	三	三	三	一	四	三	三	三	三	三
計	二	三	三	三	二	三	三	三	一	四	三	三	三	三	三
計	二	三	三	三	二	三	三	三	一	四	三	三	三	三	三
計	二	三	三	三	二	三	三	三	一	四	三	三	三	三	三

二 職業紹介取扱成績

(一) 一般職業紹介
 昭和十二年度に於ける一般職業紹介取扱成績は求人數二、八〇四、一六二名、求職者數二、〇九二、三四八名、就職者數九六六、一四一名である。

年別一般職業紹介取扱成績

(厚生省職業部調) (日備労働紹介を含まず)

年別取扱別	求人数		求職者数		就職者数	
	男	女	男	女	男	女
大正十二年	34,809	14,361	46,511	7,048	26,637	32,550
十三年	48,659	20,948	69,607	9,966	46,846	44,883
十四年	62,333	27,688	90,021	8,793	63,866	63,594
十五年	54,749	24,966	79,715	9,066	58,025	53,553
昭和元年	44,000	16,070	60,070	9,966	46,846	44,883
二年	44,000	16,070	60,070	9,966	46,846	44,883
三年	44,000	16,070	60,070	9,966	46,846	44,883
四年	44,000	16,070	60,070	9,966	46,846	44,883
五年	44,000	16,070	60,070	9,966	46,846	44,883
六年	44,000	16,070	60,070	9,966	46,846	44,883
七年	44,000	16,070	60,070	9,966	46,846	44,883
八年	44,000	16,070	60,070	9,966	46,846	44,883
九年	44,000	16,070	60,070	9,966	46,846	44,883
十年	44,000	16,070	60,070	9,966	46,846	44,883
十一年	44,000	16,070	60,070	9,966	46,846	44,883
十二年	44,000	16,070	60,070	9,966	46,846	44,883

昭和十二年月別一般職業紹介取扱成績

(厚生省職業部調)

年別取扱別	求人数		求職者数		就職者数	
	男	女	男	女	男	女
一月	19,957	11,546	21,493	6,621	14,872	16,377
二月	33,140	17,077	50,217	10,146	40,071	41,611
三月	37,868	18,721	56,589	11,455	45,134	47,323
四月	33,052	14,966	48,018	10,777	37,241	39,553
五月	31,020	15,588	46,608	10,963	35,645	37,483
六月	34,222	16,686	50,908	11,827	39,081	41,335
七月	30,122	13,568	43,690	9,966	33,724	35,666
八月	31,122	14,361	45,483	10,666	34,817	36,999
九月	32,400	15,211	47,611	11,333	36,278	37,999
十月	33,888	16,070	49,958	12,000	37,958	39,777
十一月	35,376	16,920	52,296	12,666	39,630	41,555
十二月	36,864	17,811	54,675	13,333	41,342	43,333
備考	* 八十二月中					

(二) 日備労働紹介

昭和十二年度に於ける日備労働紹介取扱成績は求人数一〇、五九五、九九二名、求職者一、一〇二、九三〇名、就業者一〇、一九六、〇六一名である。

年別日備労働紹介取扱成績

(厚生省職業部調)

年別	求人数	求職者数	就業者数
大正十二年	1,286,336	1,384,648	1,091,047
十三年	1,335,355	1,355,956	1,235,733
十四年	1,233,036	1,250,826	1,170,771

同十一年 三、三六二、二六三 三、三六六、八七三 三三〇 同十二年 一〇、九五五、九三三 一一、一〇三、九三〇 一〇、一六六、〇六一 一七

昭和十二年月別日備労働紹介取扱成績 (厚生省職業部調)

取扱数	求人数	失業者	一般事業	總数	登録者	其ノ他	總数	失業者	一般事業
紹介所	求人数	使用事業	一般事業	總数	登録者	其ノ他	總数	使用事業	一般事業
總	一七	一〇、五五五、九三三	五、二二一、九三三	五、三三四、〇〇〇	八、四四七、四四四	二、五五五、六六六	一〇、一〇〇、〇〇〇	五、一六六、六六六	五、〇三三、三三三
一	一五	九、三三三、三三三	五、五五五、五五五	五、三三三、三三三	八、三三三、三三三	二、三三三、三三三	九、六六六、六六六	五、四四四、四四四	五、二二二、二二二
二	一七	九、九九九、九九九	五、八八八、八八八	五、一一一、一一一	八、八八八、八八八	二、八八八、八八八	九、九九九、九九九	五、九九九、九九九	五、七七八、七七八
三	一七	一、二二二、二二二	六、六六六、六六六	六、四四四、四四四	一、〇〇〇、〇〇〇	六、六六六、六六六	八、八八八、八八八	六、八八八、八八八	六、六六六、六六六
四	一七	八、八八八、八八八	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	七、七七八、七七八	一、一〇〇、一〇〇	八、八八八、八八八	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四
五	一七	九、九九九、九九九	四、七七八、七七八	四、七七八、七七八	七、七七八、七七八	二、二二二、二二二	九、九九九、九九九	四、七七八、七七八	四、七七八、七七八
六	一七	八、八八八、八八八	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	七、七七八、七七八	一、一〇〇、一〇〇	八、八八八、八八八	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四
七	一七	九、九九九、九九九	四、七七八、七七八	四、七七八、七七八	七、七七八、七七八	二、二二二、二二二	九、九九九、九九九	四、七七八、七七八	四、七七八、七七八
八	一七	八、八八八、八八八	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	七、七七八、七七八	一、一〇〇、一〇〇	八、八八八、八八八	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四
九	一七	九、九九九、九九九	四、七七八、七七八	四、七七八、七七八	七、七七八、七七八	二、二二二、二二二	九、九九九、九九九	四、七七八、七七八	四、七七八、七七八
十	一七	八、八八八、八八八	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	七、七七八、七七八	一、一〇〇、一〇〇	八、八八八、八八八	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四
十一月	一七	九、九九九、九九九	四、七七八、七七八	四、七七八、七七八	七、七七八、七七八	二、二二二、二二二	九、九九九、九九九	四、七七八、七七八	四、七七八、七七八
十二月	一七	八、八八八、八八八	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	七、七七八、七七八	一、一〇〇、一〇〇	八、八八八、八八八	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四

三 職業紹介所經費

市町村職業紹介所經費は昭和十一年度では建設費二二二、〇九五圓八一錢、其の他一、六八四、九七八圓七八錢計一、九〇七、〇七四圓五九錢である。

尙職業紹介所の經費を支出する市町村に對しては國庫は職

業紹介法の規定に依りその建築費及び之に伴ふ初度調辦費の二分の一、經常費の六分の一の補助を爲してゐる。昭和十一年度及昭和元年度以降の職業紹介所經費並に國庫補助額は左の如くである。

昭和十一年度職業紹介所費

(社會局職業課調)

道府縣	十一年度支出濟額		同上補助 基本額上 り控除額	差引補助基本額		要補助額		十一年度補助金支給額		十一年度分 に關する分		十一年度分 に對する過不足	
	(1)建設費 円	(2)其の他 円		(1)建設費 円	(2)其の他 円	(1)建設費 円	(2)其の他 円	円	円	円	円	円	円
北海道	三、三〇〇	六、八七八	—	三、三〇〇	六、八七八	—	—	三、三〇〇	六、八七八	—	—	—	—
東 京	—	四、三六二、二五五	—	—	四、三六二、二五五	—	—	—	四、三六二、二五五	—	—	—	—
京 都	九、五三〇、四	六、二二一、八	—	九、五三〇、四	六、二二一、八	—	—	九、五三〇、四	六、二二一、八	—	—	—	—
大 阪	三、〇〇〇、〇	二、五〇〇、〇	—	三、〇〇〇、〇	二、五〇〇、〇	—	—	三、〇〇〇、〇	二、五〇〇、〇	—	—	—	—
神奈川	八、〇九四、五	五、〇〇〇、五	—	八、〇九四、五	五、〇〇〇、五	—	—	八、〇九四、五	五、〇〇〇、五	—	—	—	—
兵 庫	二、〇七三、〇	一、〇〇〇、〇	—	二、〇七三、〇	一、〇〇〇、〇	—	—	二、〇七三、〇	一、〇〇〇、〇	—	—	—	—
長 崎	—	一、五三三、七	—	—	一、五三三、七	—	—	—	一、五三三、七	—	—	—	—
新 潟	五、〇二六、〇	四、九〇八、九	—	五、〇二六、〇	四、九〇八、九	—	—	五、〇二六、〇	四、九〇八、九	—	—	—	—
埼 玉	五、五八六、三	三、七四六、七	—	五、五八六、三	三、七四六、七	—	—	五、五八六、三	三、七四六、七	—	—	—	—
群 馬	—	一、二九七、五	—	—	一、二九七、五	—	—	—	一、二九七、五	—	—	—	—
千 葉	三、三九三、三	二、二七三、三	—	三、三九三、三	二、二七三、三	—	—	三、三九三、三	二、二七三、三	—	—	—	—
茨 城	—	三、三三六、〇	—	—	三、三三六、〇	—	—	—	三、三三六、〇	—	—	—	—
栃 木	—	三、三〇九、九	—	—	三、三〇九、九	—	—	—	三、三〇九、九	—	—	—	—

石川	九二五六	一八三三三	(2)	四三〇〇	九二五六	一七八七二	四三〇〇	二九六二五	六〇七	(2)	二二八〇〇	七一九	四七〇
富山	四三三〇	一九三三四	(2)	四三〇〇	四三三〇	一九三三四	二二七五	三三〇一九	六三三	(2)	二七六四四	二〇七	二二〇
鳥取	四六六六	四〇〇〇	(2)	二七〇〇	四六六六	四〇〇〇	七八一〇	二二	二二	(2)	七〇七	二九	三五〇
島根	六〇〇〇	六〇〇〇	(2)	一〇一四九	六〇〇〇	一〇一四九	一六七九	七〇七	七〇七	(2)	一〇一四九	七〇七	三五〇
岡山	一五二〇〇	一九二二〇	(2)	一五二〇〇	一五二〇〇	一九二二〇	三三三	二九六二七	二三四	(2)	二九六二七	二三四	九七六
廣島	二八六〇	二四八三九	(2)	三〇〇〇	二八六〇	二四八三九	三〇〇〇	三六〇一七	一四九	(2)	三六〇一七	一四九	四三〇
山口	一八五三六	一八五三六	(2)	一八五三六	一八五三六	一八五三六	三〇六六六	三〇四三三	三〇四三三	(2)	三〇六六六	三〇四三三	二九四
和歌山	三二六五	三二六五	(2)	三二六五	三二六五	三二六五	三二六五	三二六五	三二六五	(2)	三二六五	三二六五	三二六五
徳島	七八六七	七八六七	(2)	七八六七	七八六七	七八六七	七八六七	七八六七	七八六七	(2)	七八六七	七八六七	七八六七
香川	九一六五	九一六五	(2)	九一六五	九一六五	九一六五	九一六五	九一六五	九一六五	(2)	九一六五	九一六五	九一六五
愛媛	一五三三三	一五三三三	(2)	一五三三三	一五三三三	一五三三三	一五三三三	一五三三三	一五三三三	(2)	一五三三三	一五三三三	一五三三三
高知	七三七八	七三七八	(2)	七三七八	七三七八	七三七八	七三七八	七三七八	七三七八	(2)	七三七八	七三七八	七三七八
福岡	三三九七	三三九七	(1)	三三九七	三三九七	三三九七	三三九七	三三九七	三三九七	(2)	三三九七	三三九七	三三九七
大分	六五八三	六五八三	(2)	六五八三	六五八三	六五八三	六五八三	六五八三	六五八三	(2)	六五八三	六五八三	六五八三
佐賀	四四〇一	四四〇一	(2)	四四〇一	四四〇一	四四〇一	四四〇一	四四〇一	四四〇一	(2)	四四〇一	四四〇一	四四〇一

石川	九二五六	一八三三三	(2)	四三〇〇	九二五六	一七八七二	四三〇〇	二九六二五	六〇七	(2)	二二八〇〇	七一九	四七〇
富山	四三三〇	一九三三四	(2)	四三〇〇	四三三〇	一九三三四	二二七五	三三〇一九	六三三	(2)	二七六四四	二〇七	二二〇
鳥取	四六六六	四〇〇〇	(2)	二七〇〇	四六六六	四〇〇〇	七八一〇	二二	二二	(2)	七〇七	二九	三五〇
島根	六〇〇〇	六〇〇〇	(2)	一〇一四九	六〇〇〇	一〇一四九	一六七九	七〇七	七〇七	(2)	一〇一四九	七〇七	三五〇
岡山	一五二〇〇	一九二二〇	(2)	一五二〇〇	一五二〇〇	一九二二〇	三三三	二九六二七	二三四	(2)	二九六二七	二三四	九七六
廣島	二八六〇	二四八三九	(2)	三〇〇〇	二八六〇	二四八三九	三〇〇〇	三六〇一七	一四九	(2)	三六〇一七	一四九	四三〇
山口	一八五三六	一八五三六	(2)	一八五三六	一八五三六	一八五三六	三〇六六六	三〇四三三	三〇四三三	(2)	三〇六六六	三〇四三三	二九四
和歌山	三二六五	三二六五	(2)	三二六五	三二六五	三二六五	三二六五	三二六五	三二六五	(2)	三二六五	三二六五	三二六五
徳島	七八六七	七八六七	(2)	七八六七	七八六七	七八六七	七八六七	七八六七	七八六七	(2)	七八六七	七八六七	七八六七
香川	九一六五	九一六五	(2)	九一六五	九一六五	九一六五	九一六五	九一六五	九一六五	(2)	九一六五	九一六五	九一六五
愛媛	一五三三三	一五三三三	(2)	一五三三三	一五三三三	一五三三三	一五三三三	一五三三三	一五三三三	(2)	一五三三三	一五三三三	一五三三三
高知	七三七八	七三七八	(2)	七三七八	七三七八	七三七八	七三七八	七三七八	七三七八	(2)	七三七八	七三七八	七三七八
福岡	三三九七	三三九七	(1)	三三九七	三三九七	三三九七	三三九七	三三九七	三三九七	(2)	三三九七	三三九七	三三九七
大分	六五八三	六五八三	(2)	六五八三	六五八三	六五八三	六五八三	六五八三	六五八三	(2)	六五八三	六五八三	六五八三
佐賀	四四〇一	四四〇一	(2)	四四〇一	四四〇一	四四〇一	四四〇一	四四〇一	四四〇一	(2)	四四〇一	四四〇一	四四〇一

年度	鹿兒島	宮崎	熊本	計
昭和十一年	一、五八三	七、三三〇	一、三〇〇	三、〇一三
昭和十二年	一、五八三	七、三三〇	一、三〇〇	三、〇一三
昭和十三年	一、五八三	七、三三〇	一、三〇〇	三、〇一三
昭和十四年	一、五八三	七、三三〇	一、三〇〇	三、〇一三
昭和十五年	一、五八三	七、三三〇	一、三〇〇	三、〇一三
昭和十六年	一、五八三	七、三三〇	一、三〇〇	三、〇一三
昭和十七年	一、五八三	七、三三〇	一、三〇〇	三、〇一三
昭和十八年	一、五八三	七、三三〇	一、三〇〇	三、〇一三
昭和十九年	一、五八三	七、三三〇	一、三〇〇	三、〇一三
昭和二十年	一、五八三	七、三三〇	一、三〇〇	三、〇一三
昭和二十一年	一、五八三	七、三三〇	一、三〇〇	三、〇一三
昭和二十二年	一、五八三	七、三三〇	一、三〇〇	三、〇一三

年別職業紹介所経費決算額並に國庫補助

(社會局職業課調)

年度	建築費及之に伴ふ初年度調辨費	其他諸費	計	國庫補助精算額
昭和十一年	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
昭和十二年	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
昭和十三年	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
昭和十四年	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
昭和十五年	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
昭和十六年	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
昭和十七年	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
昭和十八年	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
昭和十九年	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
昭和二十年	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
昭和二十一年	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
昭和二十二年	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇

四 營利職業紹介事業

營利職業紹介業者は大正十二年職業紹介事務局設置當時は一萬人を算したが、昭和二年一月一日内務省令營利職業紹介事業取締規則の實施せられると共に急激に減少し昭和十一年度末には二千十一人となつた、之等營利業者を利用する求人数は年々百万人内外を示し就職者又年々五十萬人内外なるも、求職者数は略漸減の傾向にあり最近三ヶ年を見れば昭和八年七十七萬人、昭和九年七十二萬人、昭和十年七十四萬人、昭和十一年七十一萬人、昭和十二年六十四萬人であつて、殊に女子求職者の減少傾向顯著である。

自大正十二年至昭和十二年 營利職業紹介取扱成績

(厚生省職業部調)

年別	求人		求職者		就職者		營業者數
	男	女	男	女	男	女	
大正十二年	八七、八〇八	四九、六四〇	九七、三三三	四九、七四〇	五五、八六六	七五、〇〇〇	一、〇〇〇
同十三年	五九、六六六	三〇、〇五五	一〇、三七七	四九、五〇〇	三五、八六一	九〇、八六一	一〇、〇〇〇
同十四年	三〇、〇一一	一〇、〇一一	二〇、〇一一	三〇、〇一一	一〇、〇一一	三〇、〇一一	一〇、〇〇〇
大正十五年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和元年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和二年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同五年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同六年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同七年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同八年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同九年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同十年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同十一年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同十二年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

昭和十二年月別營利職業紹介成績

(厚生省職業部調)

總數	營業者數		求人		求職者		就職者	
	男	女	男	女	男	女	男	女
一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

應せしめ縣知事之を囑託すること

(三) 囑託員には年手當拾圓を縣費(國費全額補助)を以て支給すること

出稼者保護團體の助成要綱

(一) 婦女青少年等の出稼者相當多數に上る町村に於ては出稼者の指導保護等を自動的に行はしむる目的を以て出稼者保護團體を組織せしむること

(二) 出稼者保護團體は出稼者及其の父兄家族等を組員とし町村長、小學校長及前述の職業紹介所囑託員を其の會長及役員に地位に就かしめ一面職業紹介所の統制指導下に立たしめて之が後援補助機關たらしむること

(三) 出稼者保護團體は出稼地職業紹介所機關其の他の公私設備關と聯絡を執り出稼思想の普及、出稼者の旅行中の保護指導並に共済、出稼者と郷里との聯絡、出稼者及出稼者家族に對する慰問等に當り出稼者をして後顧の憂なからしむること

(四) 出稼者保護團體の設立及活動を助成する爲其の事業費に對し一團體五拾圓を標準として縣費(國費全額補助)より補助金を交付すること

(五) 既設の團體に於ても縣に於て適當と認むるものに於ては補助金を交付することを得

(六) 助成すべき團體の事業及收支に於ては縣に於て之を監督すること

出稼保護獎勵費配賦額

縣別	出稼保護團體獎勵費	出稼指導囑託員設置獎勵費	計
宮城	500	1,800	2,300
福島	500	1,800	2,300
岩手	1,000	2,000	3,000
青森	1,000	2,800	3,800
山形	1,000	2,800	3,800
秋田	6,000	2,700	8,700
計			21,100

第九章 醫療保護事業

第一節 はしがき

(一) 醫務分布狀況

昭和十一年末現在内務省衛生局調査の醫師・齒科醫師・藥劑師・看護婦數調によれば、内地醫師總數は五九、七〇六人であつて、人口一萬人に付醫師數を地方別に比較すれば、京都府一四・八九人最も多く、東京府一四・六二人、大阪府一〇・四〇人之に次ぎ、廣島縣七・五六人は中央に近接し、最も少きは沖繩縣三・二六人にして、福島縣四・五六人山形縣四・八二人之に次いで居る。

次に、該調により齒科醫師の狀態を窺へば、齒科醫師總數は二一、〇六七人であつて、人口一萬人に付齒科醫師を地方

別に比較すれば、東京府六・二三人最も多く、次いで大阪府三・六五人、神奈川県三・三六人、福岡縣三・〇六人の順序になつて居り、岡山縣は中央値の二・七四人に近く、最も少きは沖繩縣〇・六七人で、岩手縣一・二七人、鹿兒島縣及び山形縣の夫々一・四三人これに次いで居る。藥劑師は、以上の調査に依ると、内地總數二六、七三二人であつて、人口一萬人に付藥劑師分布狀態を道府縣別に見れば、東京府一一・三二人斷然他を抜き最高を示し、これ

に次ぐは、大阪府八・三六人、京都府六・六八人、富山縣五・五三人であり、奈良縣三・八一人は中央値に最も近く、最低は沖繩縣〇・二四人であつて、岩手縣〇・九一人、青森縣〇・九七人、山形縣〇・九九人之に次いで居る。最後に、該調により看護婦總數を點檢すると、一一三、九八六人となつて居る。

醫師、齒科醫師、藥劑師、看護婦數調

昭和十一年末現在 (内務省衛生局企畫課調)

地方別	醫師		齒科醫師		藥劑師		看護婦總數 (準看護婦をも含む)
	診療に從事するもの (*)	付診療に從事するもの (*)	診療に從事するもの (*)	付診療に從事するもの (*)	診療に從事するもの (*)	付診療に從事するもの (*)	
北海道	2,066	1,933	6,661	7,681	6,621	4,444	18,851
青森	600	593	6,011	3,052	6,621	4,444	11,621
岩手	545	557	5,066	2,121	6,621	4,444	5,721
宮城	1,274	1,094	8,331	2,231	6,621	4,444	11,001
秋田	547	556	5,331	2,174	6,621	4,444	9,641
山形	545	556	4,831	2,641	6,621	4,444	11,331
福島	748	766	4,661	2,961	6,621	4,444	11,551
茨城	745	771	4,661	2,961	6,621	4,444	11,551
栃木	609	625	4,031	3,881	6,621	4,444	11,671
群馬	710	621	5,071	3,661	6,621	4,444	11,071

第九章 醫療保護事業

財政 濟生會に對する政府の救濟事業費補助

典據(昭和十二年四月二十六日濟生會理事(長宛)内務省衛生局長の通牒より)

昭和五年	八〇、〇〇〇圓
同六年	一五三、〇〇〇
同七年	一二二、四〇〇
同八年	一五〇、四〇〇
同九年	一四二、四〇〇
同十年	二五〇、〇〇〇
同十一年	二五〇、〇〇〇
同十二年	三〇〇、〇〇〇

なほ、内務省衛生局豫防課調査による昭和十三年度濟生會道府縣救療費豫算支出内譯を見れば、次の如くである。

昭和十三年度財政 濟生會道府縣救療費豫算支出内譯

(内務省衛生局豫防課調査)

道府縣	救療費總額
北海道	九五、二六八
青森	一、五九四
岩手	四七、五九二
宮城	二八、一七五
秋田	四、九二八
山形	一一、九二四

福島	六、一二六
茨城	一二、八五六
栃木	一二、六七四
群馬	一八、三九六
千葉	四、四八七
東京	七〇、五六二
神奈川	一三八、四五四
新潟	一一二、四六八
富山	一八、六九一
石川	三六、七三八
福井	三五、〇九八
山梨	一九、八四七
長野	二〇、五三〇
岐阜	二二、五八〇
静岡	六、二八一
愛知	一一、〇七〇
三重	七七、五一四
滋賀	四二、九〇八
京都	三一、三四六
大阪	一二四、七四六
兵庫	四五二、〇三四
奈良	一一〇、七〇七
和歌山	二五、四一一
徳島	六、二七九

た。之を診療所の所在、開設者の種類等に別ちて掲ぐれば次の如くである。

診療所数

資料(衛生局年報)

鳥取	一七、四八五
岡山	二、七九四
広島	一三、〇九六
山口	六五、七六五
徳島	一〇、九一一
香川	一三、一四九
愛媛	四、八六七
高知	一一、九一〇
福岡	五、七二八
佐賀	一四七、二一五
長門	一四、〇二五
熊本	六四、四三二
大分	三二、一〇九
宮崎	四、七七六
鹿児島	四四、七六五
沖縄	三三、五〇四
計	一九、五七九
備考	二、一一三、七五四

備考 一、〇印の道府縣は委託醫療救護費を含む

(二) 診療所

昭和十一年末現在に於ける病院に非ざる診療所の数は三萬六千三百八十四箇所にして前年に比し六百十二箇所を増し

第九章 醫療保護事業

増した。之を診療所の所在、開設者の種類等に分ちて掲ぐれば次の如くである。

醫師の公共團體に非開設するもの	開設するもの	合計
市部	患者收容施設を有するもの	患者收容施設を有せざるもの
計	一〇、七〇〇	一、〇〇〇
町部	患者收容施設を有するもの	患者收容施設を有せざるもの
計	三、三三八	九、〇九七
村部	患者收容施設を有するもの	患者收容施設を有せざるもの
計	二、一〇〇	九、二〇一
合計	患者收容施設を有するもの	患者收容施設を有せざるもの
計	一五、一〇八	二〇、三〇三

て二府十一縣三十六箇町村に就て實地調査を行つた。而して昭和十年六月社會局參與會議の審議を経て國民健康保險制度案要綱を作成し、同年十月二十八日內務大臣より之を社會保險調査會に諮問することとなつた。

右調査會は慎重審議の結果、現下の社會情勢に照らし必要な施設として同年十二月十日滿場一致可決するに至つた。尙昭和十一年六月內務大臣より農村の現狀に鑑み農村社會事業の振興を計る爲その根本方策に關し、社會事業調査會の意見を求めた處、その答申に於て「國民健康制度ニ關シテハ速ニ之が法制ヲ確立スルト共ニ、特ニ農村ニ付テハ其ノ實情ニ應ジ適切ナル計畫ニ依リ國民健康保險組合ノ普及發達ヲ圖ルコト」を緊要と認めその速かなる實現を希望する所があつた。

斯くして、政府は社會保險調査會の決議せる制度案要綱に依據して國民健康保險法案を作成し、之を第七十議會に提出することとなつた。衆議院に於ては國民健康保險組合の事業を代行する法人の範圍に關して修正が爲された外原案通り可決され、次で貴族院に於ては委員會に於て衆議院の修正通り可決されたのであつた。が衆議院の解散に因り、貴族院は停會となり、本法案は惜しくも一歩手前で不成立となつて了つた。

その後當局に於ては第七十一回帝國議會を目標に諸般の準備を進めたのであつたが、各種の論議に鑑み、本法案は特別議會へは提出せず、更めて検討を加へ通常議會に提案せる方針に決せられた。而して從來最も論議の的となつた所謂代行問題に關しては適切な成案を得る爲、昭和十二年十月二十六日內務大臣は社會保險調査會に對して「國民健康保險組合の事業を國民健康保險組合以外ノ者ニ行ハシムルコトノ可否及其ノ範圍」を諮問した。同調査會は總會を三回、特別委員會を四回開いて慎重審議の結果、滿場一致を以て、本事業は國民健康保險組合をして之を行はしむることを原則とすべきも農山漁村に於ては例外として營利を目的とせざる社團法人にしてその社員の爲に醫療に關する施設を行ひ之に關し相當の經驗を有し訓練を経て居り本事業を完全に遂行し得るものに對しては、一定條件の下に本事業を行ふことを許可し得ることとなし、尙之に併せて組合及び代行法人の醫療組織を適正ならしむる爲に、組合又は代行法人がその診療を擔當すべき醫師、齒科醫師又は藥劑師の範圍を定めんとするときは監督官廳の認可を受けしめ、且監督官廳は之が認可に際しては關係方面の代表者を加へた道府縣國民健康委員會の審議を経べきこととするを適當とする旨の結論を得、同年十二月十日その旨答申した。第七十三回帝國議會に提出された法案は之に基いて作成されたものである。我國の農村に於ては、幸にして古來郷土團結相隣扶助の傳統的美風の強きものがあり、從

つて醫療その他の目的とする互助組合は農村漁村に可成發達して居り、殊に曩に政府に於て國民健康保險制度案要綱を世に發表して以來、醫療費の負擔に苦しみつゝありし各方面に對して少からざる反響を與へ、就中各地方に於て、要綱に準據して國民健康保險組合の類似組合を新設し、以て醫療負擔を輕易にせんとするものが生ずるに至つた。現在かくの如き類似組合は埼玉、山形、愛知、岐阜、熊本の各縣下に十數組合の施設を見るに至り、何れも相當の成績を挙げつゝある。

國民健康保險法案要綱

第一編 總則

一、目的

本保險ハ相扶共濟ノ精神ニ則リ疾病、負傷、分娩又ハ死亡ニ關シ保險給付ヲ爲スヲ目的トスルコト

二、保險者

本保險ノ保險者ハ國民健康保險組合トスルコト

三、其ノ他

- (一) 保險料其ノ他ノ徵收金ヲ徵收シ又ハ其ノ還付ヲ受クル權利及保險給付ヲ受クル權利ノ消滅時効ハ之ヲ一年トスルコト
- (二) 國民健康保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セザルコト
- (三) 保險給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セザルコト
- (四) 保險給付ヲ受クル權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ザルコト

備を進めたのであつたが、各種の論議に鑑み、本法案は特別議會へは提出せず、更めて検討を加へ通常議會に提案せる方針に決せられた。而して從來最も論議の的となつた所謂代行問題に關しては適切な成案を得る爲、昭和十二年十月二十六日內務大臣は社會保險調査會に對して「國民健康保險組合の事業を國民健康保險組合以外ノ者ニ行ハシムルコトノ可否及其ノ範圍」を諮問した。同調査會は總會を三回、特別委員會を四回開いて慎重審議の結果、滿場一致を以て、本事業は國民健康保險組合をして之を行はしむることを原則とすべきも農山漁村に於ては例外として營利を目的とせざる社團法人にしてその社員の爲に醫療に關する施設を行ひ之に關し相當の經驗を有し訓練を経て居り本事業を完全に遂行し得るものに對しては、一定條件の下に本事業を行ふことを許可し得ることとなし、尙之に併せて組合及び代行法人の醫療組織を適正ならしむる爲に、組合又は代行法人がその診療を擔當すべき醫師、齒科醫師又は藥劑師の範圍を定めんとするときは監督官廳の認可を受けしめ、且監督官廳は之が認可に際しては關係方面の代表者を加へた道府縣國民健康委員會の審議を経べきこととするを適當とする旨の結論を得、同年十二月十日その旨答申した。第七十三回帝國議會に提出された法案は之に基いて作成されたものである。我國の農村に於ては、幸にして古來郷土團結相隣扶助の傳統的美風の強きものがあり、從

(五) 組合、組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ保險給付ヲ受ケベキ者ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ戶籍ニ關シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得ルコト

(六) 保險料其ノ他ノ徵收金ノ滯納ニ付テハ組合ハ市町村ニ對シ之ガ處分ヲ請求シ又ハ一定ノ場合ニ於テハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ之ヲ處分スルコトヲ得ルコト

第二編 國民健康保險組合

一、種類

(一) 組合ハ普通國民健康保險組合及特別國民健康保險組合ノ二種トスルコト

二、組織

(一) 普通國民健康保險組合ト其ノ地區内ノ世帯主ヲ組合員トシ、特別國民健康保險組合ハ同一ノ事業又ハ同種ノ業務ニ従事スル者ヲ組合員トシ之ヲ組織スルコト

(二) 被保險者タル資格ナキ者ハ組合員タルコトヲ得ザルコト但シ其ノ世帯ニ被保險者タル資格アル者アルトキハ此ノ限ニ在ラザルコト

(三) 普通國民健康保險組合ノ地區ハ特別ノ事由ナキ限り市町村ノ區域ニ依リ、特別國民健康保險組合ノ組合員ノ範圍ハ規約ノ定ムル所ニ依ルコト

(四) 普通國民健康保險組合ニ付其ノ組合員タル資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上組合員タル場合ニ於テ監督官廳必要アリト認め其ノ組合ヲ指定シタルトキハ組合員タル資格ヲ有スル者(特別ノ事由

下ル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除クハ總テ組合員ト爲ルモノトスルコト

三、設立

組合ヲ設立セントスルトキハ發起人ハ規約ヲ作り組合員タラントスル者ノ同意ヲ得テ監督官廳ノ認可ヲ受クルコト

四、被保險者

(一) 組合ハ組合員及組合員ノ世帯ニ屬スル者ヲ以テ被保險者トスルコト但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラザルコト
一、健康保險ノ被保險者

二、他ノ組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ法人ノ被保險者

三、特別ノ事由アル者ニシテ規約ヲ以テ定ムルモノ

(二) 前項(一)ノ規定ニ拘ラズ組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ組合員ノ世帯ニ屬スル者ヲ包括シテ被保險者ト爲サザルコトヲ得ルコト

五、事業

(一) 保險給付

- (イ) 組合ハ被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ療養ノ給付、分娩ニ關シテハ助産ノ給付、死亡ニ關シテハ葬祭ノ給付ヲ爲スコト但シ特別ノ事由アル組合ハ助産ノ給付又ハ葬祭ノ給付ヲ爲サザルコトヲ得ルコト
- (ロ) 組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ(イ)ノ給付ニ併セテ其ノ他ノ保險給付ヲ爲スコトヲ得ルコト
- (ハ) 特別ノ事由アル組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ(イ)ノ給付ニ代ヘテ療養費助産費又ハ葬祭費ヲ支給スルコトヲ爲スコトヲ得ルコト

(二) 療養、助産又ハ葬祭ノ給付ヲ爲ス組合其ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合其ノ他必要ナル場合ハ其ノ都度之ニ代ヘテ療養費助産費又ハ葬祭費ヲ支給スルコトヲ得ルコト

(ホ) 組合ハ療養ノ給付ニ要スル費用ノ一部ヲ其ノ給付ヲ受クル者(給付ヲ受クル者組合員ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ屬スル世帯ノ組合員)ヨリ徴收スルコトヲ得ルコト

(ニ) 保險給付ノ種類、範圍、支給期間及支給額其ノ他保險給付ニ關シ必要ナル事項ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムルコト

(二) 保健施設

組合ハ被保險者ノ健康ヲ保持増進スル爲必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得ルコト

(三) 費用

(イ) 組合ハ其ノ事業ニ要スル費用ニ充ツル爲組合員ヨリ保險料ヲ徴收スルコト

(ロ) 組合ハ特別ノ事由アル者ニ對シ保險料ヲ減免シ又ハ其ノ徴收ヲ猶豫スルコトヲ得ルコト

(ハ) 組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定期間保險給付ヲ受クル者ナカリシ世帯ノ組合員(組合員ノミヲ被保險者トスル組合ニ在リテハ保險給付ヲ受ケザリシ組合員)ニ對シ其ノ期間ノ保險料ノ一部ヲ拂戻スコトヲ得ルコト

(ニ) 保險料ノ額、徴收方法及減免其ノ他保險料ニ關シ必要ナル事項ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムルコト

六、管理

(一) 組合ニ組合會ヲ置キ組合ノ重要事項ヲ議決セシムルコト

(二) 組合ニ理事數人ヲ置キ組合事務ヲ執行セシムルコト

(三) 理事中一人ヲ理事長トシ組合ヲ代表セシムルコト

(四) 普通國民健康保險組合ニ在リテハ特別ノ事由ナキ限り關係市町村長又ハ其ノ委任ヲ受ケタル吏員ヲ理事中ニ加ヘ之ヲ以テ理事長ニ充ツルコト

(五) 組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ其ノ他ノ役員ヲ置クコトヲ得ルコト

七、分合及解散

(一) 組合ノ分割、合併又ハ解散ハ組合會ニ於テ之ヲ議決シ監督官廳ノ認可ヲ受クルコト

(二) 組合解散ノ場合ニ於ケル清算方法及財產處分ニ付テハ監督官廳ノ認可ヲ受クルコト

第三 國民健康保險組合聯合會

一、組合及組合ノ事業ヲ行フ法人ハ共同シテ其ノ目的ヲ達スル爲國民健康保險組合聯合會ヲ組織スルコトヲ得ルコト

二、組合聯合會ハ之ヲ法人トスルコト

三、組合聯合會ヲ設立セントスルトキハ規約ヲ作り監督官廳ノ認可ヲ受クルコト

第四 監督及補助

一、組合、組合ノ事業ヲ行フ法人及組合聯合會ハ厚生大臣及地方長官之ヲ監督スルコト

二、監督官廳ハ組合、組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會ニ對シ其ノ事業及財產ニ關シ報告ヲ爲サシメ、其ノ狀況ヲ検査シ、規約ノ變更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得ルコト

三、監督官廳ハ一定ノ場合ニ於テ組合、組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會ノ役員ノ職務ヲ官吏又ハ其ノ他ノ者ヲシテ執行セシムルコトヲ得ルコト

四、監督官廳ハ一定ノ場合ニ於テ組合、組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會決議ヲ取消シ役員ヲ解職シ又ハ解散ヲ命ズルコト(代行政法人ニ在リテハ許可ノ取消ヲ爲スコト)ヲ得ルコト

五、組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ法人ノ被保險者ニ對シ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ爲ス醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ範圍ハ監督官廳ノ認可ヲ受クベキコト

六、國庫道府縣及市町村ハ組合及組合ノ事業ヲ行フ法人ニ對シ、補助金ヲ交付スルコトヲ得ルコト

第五 國民健康保險委員會、訴訟及訴訟

一、國民健康保險委員會
左ニ掲グル事項ヲ處理スル爲道府縣ニ關係各方面ノ代表者ヲ加ヘタル國民健康保險委員會ヲ設置スルコト

(一) 保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ノ爲ニ審査ヲ爲スコト
(二) 監督官廳ノ付議スル組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ法人ノ定ムル醫療機關ノ範圍ニ付審議答申ヲ爲スコト

(三) 組合、組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會ト醫療機關等トノ間ニ起リタル保險給付ニ關スル契約ニ付テノ紛争ニ關シ其ノ解決ニ付斡旋ヲ爲スコト

二、訴訟及訴訟

組合ノ爲シタル保險料其ノ他ノ徴收金ノ賦課徴收ノ處分又ハ滯納處分ニ不服アルモノハ訴訟又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得ルコト

第六節

一、營利ヲ目的トセザル社團法人ニシテ其ノ社員ノ爲ニ醫療ニ關スル施設ヲ爲スモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ監督官廳ノ許可ヲ受ケ組合ノ事業ヲ行フコトヲ得ルコト

(七) 健康保險相談所の設置

内務省社會局に於ては、昭和十二年三月十日より政府の管掌する健康保險の被保險者の健康保持に關する施設を分掌せしむるため健康保險相談所を設置することとなり、同日より之を施行した。同相談所は、東京市深川區白河町三丁目五番地の一號に、同支所を大阪市東區區勝山通八丁目四十番地に置き、その取扱事項は 一、健康上の相談 一、太陽燈の照射 一、レントゲン検査 一、尿尿、喀痰、血液其の他の臨床検査 一、負傷又は疾病治癒後の身體機能の検査及之が恢復に關する相談及實地調査 一、住宅の衛生學的検査及住宅の改善に關する相談 一、榮養及病者の食餌に關する相談 一、作業場の産業衛生學的検査及有害物に因る危害の防除に關する相談等一般保健相談の外、被保險者の傷病豫防に關する研究に主力を注いでゐる。

目下實施中に係る調査研究事項は 一、被保險者の微毒反應検査 一、作業場の産業衛生學的検査 一、工場營養に關する講習並に指導 一、廳府縣健康相談所の技術的指導 一、太陽燈浴に關する光線の研究 一、ワツセルマン氏反應の規

格研究 一、地方的特殊疾病の現況調査並に研究 一、被保險者の健康状態調査 一、人造絹絲工場に於ける職業病豫防調査研究 一、被保險者の微毒血清反應に關する統計的研究 一、保健施設の効果の研究 一、職業性疾患の發見、原因、豫防及治療方法の検討 一、スキー講習並に體育の指導 一、工場食の改善指導等であつて、被保險者の健康保持並に増進及び傷病の豫防に最善の努力を拂つてゐる。

社會局健康保險相談所規程

- 第一條 社會局保健相談所及同支所（以下相談所ト稱ス）ニ於テハ本規程ノ定ムル所ニ依リ政府ノ管掌スル健康保險ノ被保險者（以下被保險者ト稱ス）ノ健康保持ニ關スル施設ヲ爲スモノトス
- 第二條 相談所ニ於テ取扱フ事項概ネ左ノ如シ
 - 一、健康上ノ相談
 - 二、太陽燈ノ照射
 - 三、レントゲン検査
 - 四、尿尿、喀痰、血液其ノ他ノ臨床的検査
 - 五、負傷又ハ疾病治癒後ノ身體機能ノ検査及之ガ恢復ニ關スル相談
 - 六、疾病ノ豫防ニ關スル相談及實地調査
 - 七、住宅ノ衛生學的検査及住宅ノ改善ニ關スル相談
 - 八、營養及病者ノ食餌ニ關スル相談
 - 九、作業場ノ産業衛生學的検査及有害物ニ因ル危害ノ防除ニ關スル相談
 - 十、其ノ他必要ト認メタル事項

第三條 本規定ニ依リ相談所ニ於テ取扱フ事項ハ總テ無料トス

第四條 被保險者第二條第一號乃至第八號ニ依ル相談、検査其ノ他ノ取扱ヲ求メントスルトキハ、相談所ニ出頭ノ上被保險者證ヲ提示シ其ノ旨ヲ申出ヅベシ、但シ被保險者證ヲ提示スルトキハ能ハザルトキハ其ノ事由並ニ住所及氏名ノ外左ノ事項ヲ申出ヅベシ

一、生年月日
二、被保險者證ノ記號及番號
三、工場、事業場若ハ事業場ナキ事業ニ在リテハ事務所ノ名稱及所在地

四、工場、事業場ニ於テ從事スル業務ノ種類
第五條 第二條第一號及第四號乃至第八號ニ依ル相談、検査其ノ他ノ取扱ニ付テハ被保險者ハ前條ノ規定ニ拘ラズ住所及氏名ノ外前號各號ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ以テ之ヲ求ムルコトヲ得

第六條 事業主第二條第六號乃至第九號ニ依ル相談、検査其ノ他ノ取扱ヲ求メントスルトキハ相談所ニ出頭シ又ハ書面ヲ以テ其ノ旨申出ヅベシ

第七條 事業主又ハ被保險者希望アルトキハ當該工場、事業場、被保險者住宅等ニ相談所ノ職員ヲ派遣シ第二條ノ規定ニ依ル相談、検査其ノ他ノ取扱ヲ爲スコトアルベシ

第八條 相談所ニ於ケル取扱時間ハ毎日正午ヨリ午後八時迄トス、但シ左ニ掲グル日ハ之ヲ休日トス

- 一、祭日及祝日
- 二、日曜日

三、一月一日及二日並ニ十二月二十九日、三十日及三十一日

前項ノ取扱時間及休日ハ相談所ノ都合ニ依リ變更スルトコトアルベシ

(八) 社會事業大會常設委員會の醫務保護

に關する建議・意見

(一) 救護法實施方要に關する建議意見

現在各種の法律に分散包含されてゐる諸種の醫療救護を單一の法律に綜合統一すると共に、要救護患者の多數なるに鑑み一層救護事業全般の擴充徹底を圖る救護法の制定は斯界多年の要望であり、又曩の第八回全國社會事業大會に於ても特に本問題の解決に資するため繼續委員會第六を設置して研究を進めてゐたのであるが、爾來委員の間に於て調査研究を爲し慎重審議の結果、救護法案要綱並にこれに對する意見書を作成して同法の制定を政府に建議することとなり、昭和十二年十二月二十日常設委員會清浦委員長名を以て左の如く首相、内相並に藏相宛に建議書を提出した。

建議書

昭和十二年十二月二十日

全國社會事業大會常設委員會

伯爵 清 浦 奎 吾

内閣總理大臣公爵 近衛文麿閣下

内務大臣 末次信正閣下

大藏大臣 賀屋興宣閣下

救護法制定實施方要點に關する件

現下我國救護事業實施の狀況は要救護患者數四百萬人の多きを算するに拘らず、救護法に依る醫療救護取扱數は僅に四萬人に滿たず、又之を時局匡救醫療救護事業、恩賜財團濟生會、其他一切の官公私救護事業取扱患者を合算するも猶右要救護患者の半數にも達せざるの狀態にあり。斯くの如きは現下非常時局の進展に鑑みるも眞に由々しき國家の重大事象と謂はざる可からず、依て曩に開催せられたる第八回全國社會事業大會は特に本件の解決に資せん爲め繼續委員會を設置し慎重審議の結果今般別紙の通り意見書を作成するに至りたり。

仍て政府に於かれては特に右趣旨の存するところを斟酌せられ速に救護法を制定實施せられんことを望む。

右及建議候也

救護法案要綱

- 一、傷病疾病に罹りたる者及妊産婦貧困の爲醫療又は助産を受け得ざる者を救護すること
- 二、救護は救護を受ける者の居住地又は現在地市町村長之を行ふこと
- 三、方面委員令に依る方面委員は救護に關し市町村長を補助すること
- 四、要救護者は豫め調査登録を爲し置くこと
- 五、前項の要救護者の確認は市町村長、方面委員、警察官を以て組織する救護委員會に於て之を爲すこと、但し應急處置を要する者は市町村長に於て確認し次の委員會に報告を要すること
- 六、道府縣及市町村及私人は救護施設を設けることを得ること
- 七、救護の範圍程度方法は勅令を以て定むること
- 八、主務大臣は道府縣若しくは市町村に對し救護施設の設置を命ずること

とを得ること

九、被救護者死亡したるときは市町村長及命令の定むる者埋葬を行ふこと

一〇、救護又は埋葬に要する費用は救護を受ける者の居住地市町村の負擔とすること

居住一年未滿の者に對する前項の費用は道府縣の負擔とすること

一一、救護を受ける者の居住地なきとき又は居住地分明ならざるときは救護又は埋葬に要する費用は救護を受ける者の現在地の市町村の負擔とすること

一二、市町村長は救護を受ける者又は其の扶養義務者に對し救護に要する費用の一部を負擔せしむることを得ること

一三、救護委員會に關する費用は市町村の負擔とすること

一四、國庫は勅令の定むる所に依り救護施設費埋葬費委員會費に對し道府縣市町村及私人に對し補助をすること

一五、道府縣は前項の費用にして市町村又は私人の負擔するするものに對し勅令の定むるところに依り補助すること

一六、救護を受け又は受けたる者又は其の扶養義務者救護に要したる費用を辨償するの資力あるに至りたるときは道府縣市町村は費用の辨償を命ずることを得ること

一七、被救護者死亡の際に遺留の金錢又は物品の賣却に依り救護費に充當し得ること

一八、不當に救護を受け又は受けしめたる者に就ては罰則を設けること

救護法制定に關する意見

一、救護法制定要點の理由

1. 救護機關の統制

(イ) 現在救護法、母子保護法、兒童虐待防止法等に分散包含せられたる諸醫療の救護を法的に一原化し府縣市町村其他關係諸機關の取扱上の繁雜を避け得ること

(ロ) 右に準じ經費の節減を爲し得ること

(ハ) 又患者の救護上便利なること

(ニ) 現在の如く醫療救護關係法制が諸法に分散せる狀態に於ては市町村吏員、方面委員等第一線に活動する者は煩雜にして到底之が趣旨取扱等を充分會得する能はず、故に之を統一一元化し得ば法の趣旨徹底に依り能率を増進し得ること

(ホ) 更に救護機關の監督を徹底し得ること

2. 救護事業の積極化

(イ) 生活の資に窮する者(救護法の對象)のみならず衣食住には窮せざるも醫藥の資に窮する者(施療患者)少額自辨をなし得る貧困病者(輕費實費患者)等をも含め對象の範圍を擴大し得ること

3. 國民地位の向上

(イ) 現在に比し一層廣汎なる貧困大家をして發達せる現代醫學の恩典に浴さしむる事に依り國民地位の向上に資し得ること

(ロ) 貧困者は生活上止むを得ず病狀進行如何とも爲し能はざる迄

病氣を放置する現状なるものに對し早期診療を爲し得る事に依り國民罹病率を低下し治療の日數を短縮し得ること

二、救護法制定と從來の關係との關係

救護法制定實施に際し從來の諸醫療機關との關係を豫め充分考慮し置くは最も要なる事と思惟す

1. 救護法との關係

(イ) 新に救護法を制定せずとも現在の救護法中の醫療救護を擴張する事に依り同一目的を達成し得るとなすものあれど、生活費中衣食住の資の如き臨時的性質のものとは區別立法するを適當と認められること

(ロ) 前述(一)の(イ)の如く對象の範圍が相違すること

(ハ) 救護法を新に制定せざれば母子保護法、兒童虐待防止法等の醫療救護を統一し得ること

(ニ) 民間の救護機關統制上便利なること

2. 恩賜財團濟生會との關係

恩賜財團濟生會は明治天皇の特別なる恩召に依り創立せられ過去二十餘年に亘つて國家救護の代行機關として活動したる我國に於ける最大且特異の民間救護團體なり現に政府は昭和十二年度より時局匡救繼續醫療事業費の全額を同會に交附の上その會事業を合體して施行せしめ府縣廳又救護補助は同會に交附して救護の萬全を期す等名實共に全國に亘り國家の代行機關として存在する團體なるに付救護法實施に際しては益々其の歴史的特色を發揮せしむると共に充分なる國家的援助の下に次の如き活動をなさしむること

(イ) 全国各地に診療機關の充實を期せしめ之を法に依る救護施設

- となすと共に救療法實施上の中樞機關たらしむること
- (ロ) 法の外部團體として各種民間救療團體の全國的統一を爲し本會をして之が中央機關たらしむること
- (ハ) 法に規定したる經費を負担し得ざる貧弱町村の救療を行はしむること
- (ニ) 法に規定したる範圍以外の要救療者の救療を行はしむること
- (ホ) 純然たる救療の他預防的醫療事業も行はしむること
- (ヘ) 救療法の趣旨を正しく普及宣傳する機關たらしむること
- 3. 時局匡救繼續醫療保護事業との關係
 - (イ) 本事業は官公私救療能力の現狀に於ては絶對的に繼續必要あるものなるも救療法實施に際しては、本事業の全部を本法の内容として包含せしむること
 - (ロ) 國民の現狀に鑑み絶對的に必要なる事業にも不拘現在の事業形體にては次の如き不利あり
 - 一、觀念上恩惠的任意的にて恒久性なきこと
 - 二、統一ある救療機構の確立を爲し得ざること
- 4. 其他特種疾病に對する防疫又は豫防法制との關係
 - (イ) 精神病院法、精神病者看護法、癲癩防法、花柳病豫防法、結核豫防法等の如き法律は本法に對する特別法として存続すること
 - (ロ) 特別法の對象に對しても必要なる場合は救療をすること
- 5. 現行國民保險法との關係
 - (イ) 保險組合員に對しても救療を爲すこと
 - (ロ) 救療を組合に委託の途を講ずること
 - (ハ) 保險組合の醫療機關に對し被保險者以外の患者をも委託の途

- を開くこと
- 6. 醫療利用組合との關係
- 國民健康保險法と大體同様とすること
- 三、救療法制定上重要な問題
 1. 救療機關の擴充を計ること
 2. 救療方法の地方的考慮を重視すること
 3. 醫療の機會を均等ならしむると共に實質的醫療を爲すべきこと
 4. 醫療内容を絶對に低下せしめざること
 5. 救療事業の科學研究を圖ること
 6. 豫め要救療者の調査登録をなし救療の敏速徹底を圖ること
- (二) 國民健康保險法制定實施方要望に關する建議・意見
 - 第八回全國社會事業大會繼續第六委員會では第七十議會解散に依り不成立に終つて以來懸案となつてゐる國民健康保險法案が防貧對策として極めて緊要なるに鑑み、これが制定實施を要望すると共に五項目に互る意見書を附して昭和十二年十二月二十日常設委員會清浦委員長名を以て首相、内相及び藏相宛に左の建議書を提出した。

昭和十二年十二月二十日
 全國社會事業大會常設委員會
 委員長 伯爵 清 浦 奎 吾
 内閣總理大臣 公爵 近衛文麿閣下
 内務大臣 末次信正閣下
 大藏大臣 賀屋興宣閣下

國民健康保險法制定實施方要望に關する建議

現下庶民生活の重大なる苦惱は醫療費負擔の加重に原因するところ多し。殊に少額所得者其他の極貧階級への轉落の原因は主として疾病の災厄に在り。之が防止は素より保健衛生行政の整備充實に俟つべしと雖も之れと同時に醫療費負擔の軽減を圖り以て中産階級以下の國民層に生活の安定を得せしむるは防貧對策として最緊要事と言はざる可らず。

依て曩に開催せられたる第八回全國社會事業大會は特に本問題解決に資せんため繼續委員會を設置し慎重審議の結果別紙の通り國民健康保險法制定に關する意見を議決したり。

仍て政府に於かれては右趣旨の存するところを斟酌せられ速に國民健康保險法を制定實施せられんことを望む。

右及建議候也

國民健康保險法案に關する意見

國民健康保險制度(以下國保と稱す)の實施に當りては、本制度の本來の目的に鑑み左記五項目の實現を不可缺の要件と考へる。

- 第一項 疾病を速に簡易に且つ徹底的に治療し得ること
 - 第二項 豫防醫學的活動を促進し進んで國民體位の向上を圖り得ること
 - 第三項 組合員大衆の經濟的負擔(保險料及醫療費一部負擔)の支出をして困難ならしめざること
 - 第四項 廣く危險分散をなし得ること
 - 第五項 現下の社會的情勢に鑑み速に本制度の全國的普及を圖ること
- 以上五項目を具現するためには次の如き諸事項に付考慮せられねばならぬ。

- (第一項) 疾病を速に簡易に且つ徹底的に治療し得ること
 - (一) 診療機關の地理的普及を充分ならしめること
 - (二) 被保險者を差別待遇せず親切なる診療を爲し得るやう成るべく直營又は社會的公共的醫療機關の設置を奨励しこれがため相當の助成をなすこと
 - (三) 近代醫學を充分應用し得る完全なる綜合病院を國保醫療の中樞機關となし徹底的治療をなし得るやう奨励すること
 - (四) 長期に渉る慢性的疾病に對しても徹底的に醫療給付をなし得る標政府の助成其他に依り充分考慮すること
 - (五) 醫療選擇の自由を相當考慮すると共に他面、醫療内容の向上を圖り國保醫療機關の統制に便ならしむるため現行健康保險の如き無制限醫師選擇制を避け制限選擇制となすこと
- (第二項) 豫防醫學的活動を促進し進んで國民體位の向上を圖り得ること
 - (一) 病者の減少を以て主眼とする合理的醫療制度の確立に努むること
 - (二) 國保組合(又は代行組合)自身の醫療機關直營主義を原則とし少くとも農村に於ては一般開業醫師の生活をも漸次國保組合(又は代行組合)よりの一定の俸給を以て保證し得るやう根本方針を堅持すること
 - (三) 政府は國保組合(又は代行組合)が設備せんとする法案第二十四條記載の諸保健施設に對し特別助成をなし之が積極的獎勵をなすこと

(第三項) 組合員大衆の經濟的負擔(保險料及び醫療費一部負擔)

の支出をして困難ならしめざることを
(一) 區域内住民の全戸加入をなさしめ(不在地主をも強制加入せしめ贊助組合員となす)各組合の負擔能力を基準とし社會政策的見地より保險料の決定をなさしむること

(二) 貧困者の負擔すべき保險料は救濟法等より支給すること
(三) 農村地方にありては保險料を現金にて納入すること困難なれば農産物を以て代納し得ることとする

(四) 其他保險料の低下を圖るため左記各項に付き充分考慮すること

イ、醫療機關經營の合理化によりて醫療費コストの可及的低下を圖る

ロ、保險料の徴收、醫療費の支拂、其他事業經營に要する經費の可及的節約低下を圖る

ハ、隣保相扶の精神的訓練をなし道徳的節制を保持して人爲的危険(モラル・リスク)の回避に努める

(第四項) 廣く危険分散をなし得ること

(一) 一町村區域の組合單獨にては不時の傳染病流行其他災厄ある場合は忽ち保險經濟の破綻を來すべきを以て左記の點を考慮すること

イ、一府縣を區域とする聯合會の設立を促進しこれに再保險の機能を持たしめること

ロ、更にこれを全國的聯合會に發展せしめ一層その基礎を強固にし廣く危険分散を圖ること

五年には七三、一六六人となり、更に昭和十一年には八六、〇四七人となつてゐる。其他痴愚、白痴等の低能者の數も相當多數を算し、又近時モルヒネ、コカイン等の麻薬による中毒性精神病者も激増しつゝある。之等の病者は治療に長年月を要し、殊に保護上に於て家族の蒙る困惑からざるのみならず動もすれば公安を害する虞あるため、明治三十三年精神病患者監護法が公布せられ、又大正八年には精神病院法が公布せられて精神病患者保護治療の途が講ぜられてゐる。

昭和十一年度道府縣別精神病患者數(内務省衛生局調)

地方別	男		女		計
	男	女	男	女	
北海道	二、一三一	一、四六八	三、五九九		
青森	六八七	二九六	九八三		
岩手	六三三	二六一	八九四		
宮城	七七〇	四三八	一二〇八		
秋田	四八一	一六五	六四六		
山形	一、一七八	五七二	一、七五〇		
福島	九四五	四五三	一、三九八		
茨城	一、五三一	七八三	二、三一四		
栃木	一、二六八	七七八	二、〇四六		
群馬	九七九	六三二	一、六一一		
埼玉	一、四三七	八四八	二、二八五		
千葉	八五六	三七〇	一、二二六		
東京	三、五九七	二、九一一	六、五〇八		

道府縣	男	女	計
神奈川	一、〇二九	七九〇	一、八一九
新潟	一、一一六	五八三	一、六九九
富山	四八八	一九五	六八三
石川	六五八	三〇〇	九五八
福井	七一四	四九七	一二一一
山梨	四〇七	二三四	六四一
長野	一、一五六	五〇四	一、六六〇
岐阜	七六四	四七八	一二四二
静岡	一、六九〇	八七五	二、五六五
愛知	一、九八六	一、〇九二	三、〇七八
三重	一、二〇八	七二二	一、九三〇
滋賀	六八二	四〇四	一、〇八六
京都	二、一一二	一、三〇〇	三、四二二
大阪	三、五四二	二、四八九	六、〇三一
兵庫	二、二八三	一、六五〇	三、九三三
奈良	六五四	三八八	一、〇四二
和歌山	七四五	二九五	一、〇四〇
鳥取	三三三	一九五	五二八
島根	七二二	四五二	一、一七四
岡山	一、二一六	六三四	一、八五〇
広島	二、八〇六	一、八六〇	四、六六六
山口	七三七	三九五	一、一三二
徳島	四二六	一七〇	五九六
香川	一、〇一七	五六九	一、五八六

ハ、公益的金融機關との有機的連結を緊密ならしむること
(第五項) 現下の社會的情勢に鑑み速に本制度の全國的普及を圖ること

(一) 國庫助成金の可及的増額をなし少くとも四、五ヶ年間に全國的普及を圖ること

(二) 既に全國的に普及しある公益的協同團體に對し事業の代行をなさしむること

一、本制度の完全なる發達のためには本制度實施に際し關係深き醫療制度の合理化に努むることを要す

二、本制度の實施に當りては我國農村の實狀に即し各種の有利なる條件を具備せる産業組合其他非營利的協同團體にその事業を代行せしむることを要す

三、本制度の急速なる普及のため補助金の増額と醫療施設及保健施設の獎勵をなすため國保組合(又は代行組合)に特別助成をなすの要ありと認む

第四節 特殊治療事業

一 精神病患者數

(一) 精神病患者數
我國に於ける精神病患者の數は社會組織の複雑なるに伴ひ逐年増加の傾向を示し、精神病の病狀顯著なるもの、數を見るに、昭和元年に於ては六〇、四〇九人を算したものが、昭和

年別	合計	男	女	合計	人口一萬 につき精神 病者数
昭和十一年	五、〇七〇	三、〇七〇	一、〇〇七	三、〇七〇	三・三
同 十 年	三、七〇〇	二、〇七〇	一、六三〇	二、〇七〇	二・三
同 九 年	三、三〇〇	一、九〇〇	一、四〇〇	一、九〇〇	二・一
同 八 年	三、〇〇〇	一、七〇〇	一、三〇〇	一、七〇〇	二・〇
同 七 年	二、七〇〇	一、五〇〇	一、二〇〇	一、五〇〇	一・九
同 六 年	二、四〇〇	一、三〇〇	一、一〇〇	一、三〇〇	一・八
同 五 年	二、一〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇	一・七
同 四 年	一、八〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	一、〇〇〇	一・六
同 三 年	一、五〇〇	八〇〇	七〇〇	八〇〇	一・五
同 二 年	一、二〇〇	七〇〇	五〇〇	七〇〇	一・四
同 一 年	一、〇〇〇	六〇〇	四〇〇	六〇〇	一・三
合 計	五、〇七〇	三、〇七〇	一、〇〇七	三、〇七〇	三・三

年別精神病者總數

資料(衛生局年報)

昭和十一年末に於ける精神病者の数は八六、〇四七人であるが、其の内精神病者監護法に依り監置したる患者数は一一、九九〇人であるが、今それを監置の場所別により見るに官公私立病院に監置したる者五、八〇〇人、其の他の場所に監置したる者七、〇七二人、一時假監置者一一八人である。

精神病者監護法に依る監置者数

資料(第五十七回帝國統計年鑑)
官公私立病院に監置したる者
其他の場所に監置したる者
一時假監置者

年別	男	女	合計	人口一萬 につき精神 病者数
昭和十一年末	一、九〇〇	八七〇	二、七七〇	三・三
同 十 年末	一、六〇〇	八〇〇	二、四〇〇	二・九
同 九 年末	一、四〇〇	七〇〇	二、一〇〇	二・六
同 八 年末	一、三〇〇	六〇〇	一、九〇〇	二・五
同 七 年末	一、二〇〇	五〇〇	一、七〇〇	二・四
同 六 年末	一、一〇〇	四〇〇	一、五〇〇	二・三
同 五 年末	一、〇〇〇	三〇〇	一、三〇〇	二・二
同 四 年末	九〇〇	二〇〇	一、一〇〇	二・一
同 三 年末	八〇〇	一〇〇	九〇〇	二・〇
同 二 年末	七〇〇	〇	七〇〇	一・九
同 一 年末	六〇〇	〇	六〇〇	一・八
同 十 一年末	三、〇七〇	一、〇〇七	四、〇七七	四・七

道府縣別に精神病者監護法に依る患者をみるに、大阪の

二、四六八人が最高、以下東京・兵庫・鹿児島・京都の順位であり、秋田の七九人が最少である。

道府縣別精神病者監護法に依る監置者数(昭和十一年末)

資料(第五十七回帝國統計年鑑)

地方別

官公私立病院に監置したる者
其他の場所に監置したる者
一時假監置者

地方別	男	女	合計	男	女	合計
北海道	七	一	八	一	一	二
青森道	一	一	二	一	一	二
岩手道	一	一	二	一	一	二
宮城県	三	一	四	一	一	二
秋田県	三	一	四	一	一	二
山形県	二	一	三	一	一	二
福島県	一	一	二	一	一	二
茨城県	一	一	二	一	一	二
栃木県	一	一	二	一	一	二
群馬県	一	一	二	一	一	二
埼玉県	一	一	二	一	一	二
千葉県	一	一	二	一	一	二
東京都	一	一	二	一	一	二
神奈川県	一	一	二	一	一	二
新潟県	一	一	二	一	一	二
富山県	一	一	二	一	一	二
石川県	一	一	二	一	一	二
福井県	一	一	二	一	一	二
山梨県	一	一	二	一	一	二
長野県	一	一	二	一	一	二
岐阜県	一	一	二	一	一	二
静岡県	一	一	二	一	一	二
愛知県	一	一	二	一	一	二
三重県	一	一	二	一	一	二
滋賀県	一	一	二	一	一	二
京都府	一	一	二	一	一	二
大阪府	一	一	二	一	一	二
兵庫県	一	一	二	一	一	二
奈良県	一	一	二	一	一	二
和歌山県	一	一	二	一	一	二
鳥取県	一	一	二	一	一	二
島根県	一	一	二	一	一	二
岡山県	一	一	二	一	一	二
広島県	一	一	二	一	一	二
山口県	一	一	二	一	一	二
徳島県	一	一	二	一	一	二
香川県	一	一	二	一	一	二
愛媛県	一	一	二	一	一	二
高知県	一	一	二	一	一	二
福岡県	一	一	二	一	一	二
佐賀県	一	一	二	一	一	二
熊本県	一	一	二	一	一	二
鹿児島県	一	一	二	一	一	二
沖縄県	一	一	二	一	一	二
合 計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇

第九章 警察保護事業

長崎	一	一	一	一	一
熊本	三	三	三	三	三
大分	二	二	二	二	二
宮崎	二	二	二	二	二
鹿兒島	二	二	二	二	二
沖繩	一	一	一	一	一
計	三、六〇〇	三、二二〇	三、五九八	三、二八四	三、九一九

(三) 精神病院法に依る精神病院

精神病院に對する施設としては明治三十三年精神病者監護法を制定し、之により監置を要する精神病者を私宅又は病院に監置してゐるが、大正八年更に精神病院法を公布し國家財政の許す範圍に於て道府縣立精神病院の施設普及に努めつゝある。

昭和十一年度に於ける精神病院法に依る收容患者数は男三、六五三人、女二、一〇四人で、精神病院に收容したるもの男一、三八一人、女七六七人、代用精神病院に收容したるもの男二、二五四人、女一、三三七人である。

精神病院法に依る收容患者数 資料(厚生行政要覽)

昭和六年	精神病院に收容したるもの	男 五、三三	女 三、八〇	計 九、一三三
	代用精神病院に收容したるもの	男 一、二五	女 一、三三	計 二、五八
同 七年	精神病院に收容したるもの	男 六、〇三	女 四、八五	計 一〇、八八
	代用精神病院に收容したるもの	男 一、五二	女 一、三三	計 二、八五

海道の三、一〇五人、これに次いで東京・神奈川・福井・岐阜の順序である、北海道の男一、七三八人及び東京の男一、六二五人が特異の數字を示してゐる。

結核豫防法に依る醫師届出結核患者数

(自和昭十二年七月 至同十三年三月) (厚生省豫防局豫防課調)

一年	男	女	計
一、一五	五〇	五二	一〇二
六、一〇	一一〇	一〇二	二二二
一一、一五	三一一	六四一	九五九
一六、二〇	二、一〇五	二、二〇六	四、三一
二一、二五	二、六〇八	一、九九八	四、六〇六
二六、三〇	二、〇九五	一、五一九	三、六一四
三一、三五	一、三二六	八五二	二、一七八
三六、四〇	九六六	五六三	一、五二九
四一、四五	一、〇六	六一七	一、七二三
五一、六〇	七〇七	三六八	一、〇七五
六一、六五	三六五	一五七	五二二
計	一、七六六	九、〇七五	二〇、八四一
道府縣別	男	女	計
北海道	一、七三八	一、三六七	三、一〇五
東北	一、六二五	一、一三五	二、七六〇

八年 一、二六 六九 一、五〇 一、〇八 三、七六 一、六七
九年 一、三三 七〇 一、〇三 一、〇九 三、〇〇 一、七九
十年 一、三九 七九 一、〇四 一、三三 三、〇五 一、九六
同 十一年 一、三九 七九 一、〇四 一、三三 三、〇五 一、九六
精神病院法に依る府縣立精神病院は昭和十三年六月末現在に於ては七施設である。
精神病院法に依る府縣代用精神病院は昭和十三年六月末現在に於ては七十二施設で、その代用指定患者收容人員は五、六五一人である。

二 結核に對する施設

(一) 結核患者数

昭和十二年四月法律第四十一號結核豫防法中改正法律により同十二年七月以降醫師は環境上病毒傳播の虞ありと認めたる結核患者の届出をなすことになつた。自昭和十二年七月至同十三年三月厚生省豫防課調査による結核豫防法に依る醫師届出結核患者数は次の如くである。

この調査の年齢別に於て、總數二〇、八四一人中、最高は二十一歳より二十五歳までの男女で、この合計四、六〇六人、内譯男二、六〇八人、女一、五一九人である。次は十六歳より二十歳までの男女で、男二、一〇五人、女二、二〇六人、合計四、三一人である。
次に、道府縣別に見れば、總數二〇、八四一人中、最高は北

京 都	三三五	二二七	五六二
大 阪	二四三	一七二	四一五
神 奈 川	一、三五九	八三七	二、一九六
兵 庫	二七五	一六六	四四一
長 崎	一四一	八六	二二七
新 潟	六九	五四	一二三
埼 玉	一四〇	一〇七	二四七
埼 馬	一〇四	一〇四	二〇八
群 馬	三九	二九	六八
千 葉	五七	四〇	九七
茨 城	二四	二六	五〇
栃 木	六五	四八	一一三
三 重	二〇五	一八三	三八八
愛 知	三三〇	二八九	六一九
靜 岡	九三	七三	一六六
山 梨	四三	三四	七七
滋 賀	一四七	一一三	二六〇
岐 重	四三	三六三	七九七
長 野	一七八	一一四	二九二
宮 城	八一	六五	一四六
福 島	六二	二九	九一
岩 手	二八六	二六五	五五一
青 森	一五四	一二九	二八三
山 形	一三八	一〇五	二四三

秋田 田川 石川 富山 鳥取 岡山 廣島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 福岡

年次	人口一萬以上の市	その他の市町村	全
昭和二年	四八	三七	八五
昭和三年	五〇八	四五一	九五九
昭和四年	二五八	二五五	五一三
昭和五年	一一四	九二	二〇六
昭和六年	一二九	九六	二二五
昭和七年	二八	一八	四六
昭和八年	八九	九四	一八三
昭和九年	三一九	二五八	五七七
昭和十年	一四〇	九五	二三五
昭和十一年	一七五	一三四	三〇九
昭和十二年	二〇	一九	三九
昭和十三年	一八六	一〇〇	二八六
昭和十四年	一四一	一五六	二九七
昭和十五年	一〇一	九五	一九六
昭和十六年	三九五	三五〇	七四五

年次	人口一萬以上の市	その他の市町村	全
昭和二年	四八	三七	八五
昭和三年	五〇八	四五一	九五九
昭和四年	二五八	二五五	五一三
昭和五年	一一四	九二	二〇六
昭和六年	一二九	九六	二二五
昭和七年	二八	一八	四六
昭和八年	八九	九四	一八三
昭和九年	三一九	二五八	五七七
昭和十年	一四〇	九五	二三五
昭和十一年	一七五	一三四	三〇九
昭和十二年	二〇	一九	三九
昭和十三年	一八六	一〇〇	二八六
昭和十四年	一四一	一五六	二九七
昭和十五年	一〇一	九五	一九六
昭和十六年	三九五	三五〇	七四五

(二) 結核死亡数

我國に於ては結核は都市と云はず、農漁山村と云はず、國民大衆の間に蔓延し、百數十萬人が此の結核に侵され、年々十二、三萬人の死亡者を出してゐるが、昭和十一年には十四萬五千人と十四萬臺になり、人口一萬に對する比も大正十四年以來久しく二〇を割つてゐたものが二〇・七となり此の中肺結核は一五・三を示してゐる。

結核死亡果年比較

昭和二年 昭和三年 昭和四年 昭和五年 昭和六年

年次	人口一萬以上の市	その他の市町村	全
昭和二年	一七、九七	一七、三三	三五、三〇
昭和三年	一七、七三	一七、〇〇	三四、七三
昭和四年	一八、五三	一七、九四	三六、四七
昭和五年	一八、三〇	一七、八七	三六、一七
昭和六年	二一、三九	二〇、七三	四二、一三

資料 (厚生行政要覽)

昭和七年 昭和八年 昭和九年 昭和十年 昭和十一年

年次	人口一萬以上の市	その他の市町村	全
昭和七年	三、三九	七、五〇	一〇、八九
昭和八年	三、四四	九、四六	一二、九〇
昭和九年	三、八〇	九、九二	一三、七二
昭和十年	三、〇〇	一〇、一〇	一三、一〇
昭和十一年	三、八八	一〇、八三	一四、七二

結核死亡率果年比較 (人口一萬に付)

昭和二年 昭和三年 昭和四年 昭和五年 昭和六年 昭和七年 昭和八年 昭和九年 昭和十年 昭和十一年

年次	人口一萬以上の市	その他の市町村	全
昭和二年	一九・〇	七・一	一三・〇
昭和三年	一八・一	九・八	一三・〇
昭和四年	一八・二	六・九	一三・一
昭和五年	一七・九	六・七	一三・三
昭和六年	一八・五	六・五	一三・五
昭和七年	一四・九	五・〇	一三・七
昭和八年	一六・七	六・二	一三・九
昭和九年	一八・一	六・一	一四・二
昭和十年	一九・八	六・五	一五・三
昭和十一年	一九・八	六・五	一五・三

資料 (厚生行政要覽)

(三) 結核療養施設

昭和十二年四月十日現在内務省衛生局豫防課調査の府縣立結核療養所調を見るに、合計五、二一六床中、既設のもの二八

五床、建設中のもの一、五七四床、計畫中のもの三、三五七床である。

地方別結核患者收容施設 (昭和十二年五月一日現在)

道府	縣名	結核療養所(結核病院を含む)			結核病院を有する病醫院			結核病床を有する病醫院			合
		個所	定員	患者數	個所	定員	患者數	個所	定員	患者數	
北海道		2	216	55	2	26	5	2	26	3	
東北		6	3,300	1,031	5	254	7	4	254	12	
関東		3	491	33	2	54	3	4	58	10	
中部		4	97	21	4	77	5	1	78	14	
近畿		9	811	197	4	25	2	1	26	26	
四国		6	57	20	3	46	1	1	47	10	
九州		4	287	38	3	36	1	1	37	15	
計		35	5,069	1,284	25	505	22	13	518	63	
北海道		2	216	55	2	26	5	2	26	3	
東北		6	3,300	1,031	5	254	7	4	254	12	
関東		3	491	33	2	54	3	4	58	10	
中部		4	97	21	4	77	5	1	78	14	
近畿		9	811	197	4	25	2	1	26	26	
四国		6	57	20	3	46	1	1	47	10	
九州		4	287	38	3	36	1	1	37	15	
計		35	5,069	1,284	25	505	22	13	518	63	

道府	縣名	個所	定員	患者數	個所	定員	患者數	個所	定員	患者數
北海道		2	216	55	2	26	5	2	26	3
東北		6	3,300	1,031	5	254	7	4	254	12
関東		3	491	33	2	54	3	4	58	10
中部		4	97	21	4	77	5	1	78	14
近畿		9	811	197	4	25	2	1	26	26
四国		6	57	20	3	46	1	1	47	10
九州		4	287	38	3	36	1	1	37	15
計		35	5,069	1,284	25	505	22	13	518	63
北海道		2	216	55	2	26	5	2	26	3
東北		6	3,300	1,031	5	254	7	4	254	12
関東		3	491	33	2	54	3	4	58	10
中部		4	97	21	4	77	5	1	78	14
近畿		9	811	197	4	25	2	1	26	26
四国		6	57	20	3	46	1	1	47	10
九州		4	287	38	3	36	1	1	37	15
計		35	5,069	1,284	25	505	22	13	518	63

熊本	三	七	天	二	七	六	五	三	一	六	六	二	七	一〇
宮崎	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鹿兒島	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
沖繩	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	三	七	七	三	三	七	六	八	〇	〇	一	三	七	一〇

公立結核療養所建設状況 (建設中のもの)

(厚生省豫防局調)

公共團體名	創設の別	收容人員	命令又は認可年月日	設置期限	位置認可年月日	收容人員認可年月日	設計認可年月日
東京市	擴	七〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
大阪市	擴	四〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
神戸市	創	四〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
旭川市	創	四〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
京都市	擴	四〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
福岡市	創	三〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
和歌山縣	擴	三〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
札幌市	擴	三〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
東京府	創	三〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
大阪府	創	三〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
大津市	創	三〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
横濱市	創	三〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
兵庫縣	創	三〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
群馬縣	創	三〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七

公共團體名	創設の別	收容人員	命令又は認可年月日	設置期限	位置認可年月日	收容人員認可年月日	設計認可年月日
千葉縣	創	一〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
栃木縣	創	一〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
三重縣	創	一〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
愛知縣	創	一〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
滋賀縣	創	一〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
岐阜縣	創	一〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
山形縣	創	一〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
福島縣	創	一〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
石川縣	創	一〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
岡山縣	創	一〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
山口縣	創	一〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
大分縣	創	一〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
熊本縣	創	一〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
名古屋市	擴	七〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
奈良縣	創	一〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
愛媛縣	創	一〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七
宮崎縣	創	一〇〇	昭和十〇、三、七		昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七	昭和十〇、三、七

(四) 結核豫防法並に結核豫防法施行規則の改正

現在我國に於て結核は都市と云はず農漁山村と云はず國民大衆の間に甚しく蔓延して百數十萬の同胞が此の結核に侵され年々十二、三萬と云ふ多數の死亡者を算して居るのである。従つて、結核に因る損害は國民の保健上は固より國防・産業・教育等各方面に互り實に甚大であつて、結核豫防の效

果の擧ると否とは國民の福祉國運の消長に影響すること頗る大なるものがある。

政府に於ては、結核蔓延の現情に鑑み、大正八年三月法律第二十六號を以て公布され同年十一月一日より施行されつゝ、あつた結核豫防法並にこれに附随する結核豫防法施行規則は、同法並に同規則の適用範圍を廣め、醫師に對し命令の定むる

所に依り結核患者届出の義務を課し、公立結核療養所に入所せしめ得る患者の範圍を擴張する等、劃期的改正をなし、結核豫防法中改正法律は昭和十二年四月五日法律第四十一號を以て、結核豫防法施行規則中の改正條文は同年七月七日内務省令第二十八號を以て夫々公布され、前者は同年七月七日勅令第三百十三號を以て同年七月十日より、後者は同じく七月十日より之を施行することとなつた。

結核豫防法中改正法律案

結核豫防法中左ノ通改正ス

- 第一條 醫師結核患者ヲ診斷シ環境上病毒傳播ノ虞アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ速ニ行政官廳ニ届出ツベシ
- 第二條 第一項及第三條中「結核患者」ヲ「病毒傳播ノ危険アル結核患者」ニ改ム
- 第六條 主務大臣ハ結核患者ニシテ環境上病毒傳播ノ虞アルモノヲ收容セシムル爲北海道府縣市其ノ他必要ト認ムル公共團體ニ對シ結核療養所ノ設置ヲ命ズルコトヲ得
- 第七條 第一項ヲ左ノ如ク改ム
地方長官ハ環境上病毒傳播ノ虞アル結核患者ニシテ豫防上特ニ必要ト認ムルモノヲ前條ノ規定ニ依リ設置スル結核療養所ニ入所セシムコトヲ得
- 第十條中「療養ノ途ナキ結核患者」ヲ「環境上病毒傳播ノ危険アル結核患者」ニ改ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

結核豫防法施行規則中改正ノ件

- 結核豫防法施行規則中左ノ通改正ス
- 第一條 結核豫防法第一條ノ規定ニ依リ届出ハ患者ノ住所、氏名、年齢及病名ヲ具シ診療所所在地又ハ醫師ノ住所地方長官ニ之ヲ爲スベシ
- 第一條ノ二 結核豫防法第二條第一項ノ規定ニ依リ醫師ノ指示スベキ消毒其ノ他ノ豫防方法ハ左ノ各號及第六條ノ規定ニ準據スベシ
- 一、患者ノ居室ハ成ルベク専用トシ採光換氣ニ注意シ常ニ清潔ヲ保持スルコト
- 二、患者ト同居セル者ハ時々健康診斷ヲ受クルコト
- 三、患者ノ食器、手拭、寢具等ハ専用トシ衣服、寢具ヲ時々日光ニ曝スルコト
- 四、唾痰ハ唾壺、布片、紙片又ハ下水、便池其ノ他病毒傳播ノ危険ナキ場所ノ外ニ喀出セザルコト
- 五、唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後之ヲ便池ニ投棄シ唾痰ノ附着シタル布片、紙片ハ之ヲ消毒シ又ハ便池ニ投棄スルコト
- 六、咳嗽、噴嚏ノ際ハ成ルベク布片、紙片等ニテ口鼻ヲ覆フコト
- 七、患者ノ常用シタル衣服、寢具、書籍其ノ他ノ物件ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシメントスルトキハ消毒スルコト
- 八、患者ノ居室又ハ住家ヲ轉ジタルトキハ其ノ使用シタル居室又ハ住家ニシテ必要ト認ムル場所ヲ消毒スルコト
- 九、患者死亡シタルトキハ其ノ使用シタル居室、衣服、寢具、書籍其ノ他ノ物件ハ之ヲ消毒スルコト

第四條 旅店、下宿屋其ノ他地方長官ノ指定シタル場所ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ遵守スベシ

- 一、營業ノ用ニ供ズル寢具ハ白布ヲ以テ被包スルコト
- 二、前號ノ白布及貸浴衣ハ使用者ヲ更ムル毎ニ洗濯スルコト
- 三、病毒傳播ノ危険アル結核患者若ハ其ノ疑アル患者ノ宿泊シタル室又ハ使用シタル物件ヲ他人ニ使用セシメントスルトキハ消毒スルコト
- 第五條 第一號及第二號中「結核患者」ヲ「病毒傳播ノ危険アル結核患者」ニ改ム
- 第七條ノ二 結核豫防第六條ノ規定ニ依リ療養所ヲ設置スル公共團體ハ療養所ノ前年度事業成績ヲ毎年五月末日迄ニ内務大臣ニ報告スベシ

附 則

本令ハ昭和十二年法律第四十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

- 大正八年十月二日 内務省第二十號結核豫防法施行規則抄録
- 第一條 結核豫防法第二條第一項ノ規定ニ依リ醫師ノ指示スベキ消毒其ノ他ノ豫防方法ハ左ノ各號及第六條ノ規定ニ準據スベシ
- 一、唾痰ハ唾壺、布片、紙片又ハ下水、便池其ノ他病毒傳播ノ危険ナキ場所ノ外ニ喀出セザルコト
- 二、唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後之ヲ便池ニ投棄シ唾痰ノ附着シタル布片、紙片ハ之ヲ消毒シ又ハ便池ニ投棄スルコト
- 三、咳嗽、噴嚏ノ際ハ成ルベク布片、紙片等ニテ口鼻ヲ覆フコト
- 四、患者ノ食器、手拭、寢具等ハ専用トシ衣服、寢具ハ時々日光ニ

曝スコト

- 五、患者ノ居室ハ採光換氣ニ注意シ掃除ハ濕布ヲ以テ拭淨スル等塵埃ノ飛散ヲ防グコト
- 六、患者ノ常用シタル衣服、寢具、書籍其ノ他ノ物件ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシメントスルトキハ消毒スルコト
- 七、患者ノ居室又ハ住家ヲ轉ジタルトキハ其ノ使用シタル居室又ハ住家ニシテ必要ト認ムル場所ヲ消毒スルコト
- 八、患者死亡シタルトキハ其ノ使用シタル居室、衣服、寢具、書籍其ノ他ノ物件ハ之ヲ消毒スルコト
- 第四條 地方長官ノ指定シタル溫泉場、海水浴場、轉地療養所ニ於ケル旅店ハ左ニ掲グル事項ヲ遵守スベシ
- 一、營業ノ用ニ供ズル寢具ハ白布ヲ以テ被包スルコト
- 二、前號ノ白布及貸浴衣ハ使用者ヲ更ムル毎ニ洗濯スルコト
- 三、結核患者若ハ其ノ疑アル患者ノ宿泊シタル室又ハ使用シタル物件ヲ他人ニ使用セシメントスルトキハ消毒スルコト
- 前項ノ規定ハ前項以外ノ旅店及下宿屋、貸座敷其ノ他ノ場所ニシテ地方長官ノ指定シタルモノニ之ヲ準用ス
- 第五條 病院其ノ他患者ヲ收容スル場所ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ遵守スベシ
- 一、結核患者ト他ノ患者トヲ同室ニ收容セザルコト
- 二、結核患者ヲ收容シタル病室ニハ消毒スルニ非ザルバ他ノ患者ヲ收容セザルコト

(五) 結核豫防法に依る行政處分

行政處分を受ける結核豫防法の適用條項は、同法の第二

條・第三條・第四條第一項・第五條第一項・第十一條・第十四條・第十五條であるが、昭和十二年に於ける該行政處分状況を厚生省豫防局の調査によつて見れば、次の如くである。

先づ第一に、行政官廳に於て「病毒傳播ノ危険アル結核患者又ハ其ノ死者アリタル場所ニ付家屋物件ノ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ施行シ又ハ其ノ施行ヲ患者又ハ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ命ズル」と云ふ結核豫防法第三條によりて適用される行政處分件数は、合計三八、二六四件であり、これを地方別に見て、行政官廳自ら爲したるもので最高は神奈川県四、三〇二件、これに次ぐは東京・栃木・三重・茨城の順序であり、管理者等をして爲さしめたるもの、最高は福岡縣の九、三七八件、以下東京・神奈川・三重・京都となつてゐる。

結核豫防法第四條第一項は、行政官廳は結核豫防上必要と認めるとき「業態上病毒傳播ノ虞アル職業ニ従事スル者又ハ病毒蔓延ノ虞アル場所ニ居住シ若ハ其ノ場所ニ於テ職業ニ従事スル者ニ對シ健康診断ヲ施行スルコト」とあるが、これによつて行政處分された件数は總數二二九、六六七件、この中行政官廳自ら消毒を爲したるもので最高は茨城縣二、三二八件、行政官廳自ら消毒を爲さずして他に爲さしめたるもの、最高は福岡縣九五、三二二件であり、行政官廳自ら廢棄したもの、最高は茨城縣二、三九件、行政官廳自ら廢棄しないもの、最高は

奈良縣で二、四六六件である。

結核豫防法の第四條第一項は行政處分權が行政官廳に所在するに對して、同法第五條第一項は該權が地方長官にあつて、地方長官に於いて「結核豫防上必要ト認ムルトキ」は「採光、換氣其ノ他ノ關係」に於て「衛生上不良ナル建物ヲ制限シ又ハ禁止」することを得るやうになつてゐる。しかし、昭和十二に於てはかかる適用を受けた件数は皆無であつた。

次いで、結核豫防法第十五條を見れば、上記同法第四條第一項及び第五條第一項の罰則を規定してゐるが、第十五條に依る罰金又は科料件數の總數二一七件の中、最高は滋賀縣四〇件、これに次ぐは静岡・香川・廣島であり、これが皆無は東京・大阪を初め二十九府縣、全國の過半以上に達し、洵に立法の趣旨に適つた成績を示してゐる。

結核豫防法第十一條に依る生活費補給とは、第四條第二項により行政官廳に於て「結核患者ニ對シ業態上病毒傳播ノ虞アル職業ニ従事スルヲ禁止」したる場合、及び第七條により地方長官に於て「環境上病毒傳播ノ虞アル結核患者ニシテ豫防上特ニ必要ト認ムルモノ」を「北海道府縣市其他必要ト認ムル公共團體」に行政官廳より命じて設置したる結核療養所に收容したる場合、「生活スルコト能ハザル者ニ對シ其ノ生活費ヲ補給」するの意であつて、補給される者の狀況は從業禁止に依つて生活費を補給される者と療養所入所によつて生活費

を補給される者となる。前者の實數合計は五九、延數合計は八、三三三であるが、これが最高は東京府、實數四一、延數六、八一六で、夫々合計の約四分の三に達してゐる。これに對して、後者の實數合計は六、延數合計は一、一一四であつて、これは單に東京府のみの數字である。前者後者合してこれに給與する補給金は總額三、五四一・七八圓であるが、この補給額の最高は東京府の二、五五七・二八圓、これに次ぐは茨城縣の三六五・〇〇圓、石川縣の二四二・〇〇圓であり、補給金を給與しない府縣は四十一府縣となつてゐる。

最後に、同法の第十四條を見れば、醫師が「病毒傳播ノ危険アル結核患者ヲ診断シ又ハ其ノ死體ヲ檢案シタ」時に「患者ノ場合ニ在リテハ患者又ハ其ノ居住ノ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其ノ代理ヲ爲ス者、死體ノ場合ニ在リテハ死體所在ノ場所ノ管理ヲ爲ス者又ハ其ノ代理ヲ爲ス者」に對して醫師は「消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示ス」べき（同法第二條）ことになつて居り、また本項最初に掲げた第三條に於いては行政官廳自らするか若しくは管理者等をして爲さしめる消毒其他の豫防方法を施行することになつて居るが、これに違反したる者に對すを處罰を規定してゐる。昭和十二年に於けるこれが處罰狀況を下掲の調査によつて見れば、醫師に對するもの（同法第二條違反）は全國皆無の絶好成績、醫師以外のもの（同法第三條違反）は總數一七件、愛媛縣の一七件の外は極めて

微少、絶無の府縣数は四十四に達し、これまた法運用上相當の成果を得たものと見ても可乎。

(六) 結核豫防法第六條による結核療養所の設置

結核豫防法第六條は「主務大臣ハ結核患者ニシテ環境上病毒傳播ノ虞アルモノヲ收容セシムル」ため「北海道府縣市其他必要ト認ムル公共團體ニ對シ結核療養所ノ設置ヲ命ズルコトヲ得」となつてゐるが、この趣旨に基き、内務省は昭和十二年五月十一日附を以て左記七縣に對し結核療養所の設置を命じた。設置期限、患者收容定員、建設及設備費は左の通りである。

福井縣 設置期限昭和十三年三月末日迄、收容定員一三七名、建設及設備 一三七、〇〇〇圓

〔理由〕本縣の結核死亡率は人口一萬に對し二四・八五で全國で第四位現在の患者は一萬六千と推定さる。

千葉縣 設置期限昭和十三年三月末日迄、收容定員一〇〇名、建設及設備費一〇〇、〇〇〇圓

〔理由〕本縣結核死亡者は年々二千名餘で患者は二萬と推定さる。

三重縣 設置期限昭和十三年三月末日迄、收容定員一六〇名、建設及設備費一六〇、〇〇〇圓

〔理由〕昭和九年の結核死亡者は二、二二六名にして年々増加の傾向にあり、現在の患者は二萬數千と推定さる。

栃木縣 設置期限昭和十三年三月末日迄、收容定員一六〇名、建設及設備費一五九、八四一圓

〔理由〕結核死亡者昭和九年に一、五七三名にして年々増加の傾向にあり、現在の患者一萬六千と推定さる。病床は宇都宮市立として僅かに三十床あるのみ。

岡山縣 設置期限昭和十三年三月末日迄、收容定員三〇〇名、建設及設備費三〇〇、〇〇〇圓

〔理由〕死亡率一萬に付一六・二三、現在の患者二萬二千名、岡山市立療養所に四十五床あるのみ。

愛知縣 設置期限昭和十二年、三年度繼續事業、收容定員五〇〇名、建設及設備費四一〇、〇〇〇圓

〔理由〕死亡率一萬に付二〇・一五、現在の患者五萬以上、名古屋市立として二二四床、豊橋市立として六十床あるのみ。

大分縣 設置期限昭和十二年、三年度繼續事業、收容定員一〇〇名、建設及設備費一〇〇、〇〇〇圓

〔理由〕人口一萬に付結核死亡率一九・八、全國で第二〇位なれど療養所の施設全くなし。

(七) 特志基金結核豫防助成會の誕生

帝都には直ちに入院を必要とする診断を受けながら入院出来ないでゐる結核患者が數千人あり、しかも都下公私立病院に利用されてゐない空床が三百餘床もあるといふので、從來救療事業連絡會で小規模ながらも空床利用事業を經營し、結核患者のみならず一般患者をも救療して頗る好成績を擧げてゐるのであるが、今回警視廳に於ても特志者の寄附金を得て衛生部内同じ方法に依る特志結核豫防助成會が設

立された。

本會の事業は昭和十二年四月より向ふ五ヶ年間警視廳管下に於ける貧困なる結核患者で病毒傳播の慮あり、且つ公私救護の手の届かない者を適當なる病院に委託救療するのであり、今後結核の豫防乃至撲滅に大いに寄與する所があらう。

なほ特志基金結核豫防助成會の救療患者は、昭和十二年度末に於て

- 一、生活の途全く無き者 七七名
- 二、公私扶助を受くるに非ざれば生活し得ざる者 三五七名
- 三、辛うじて生計を維持し居る者 五〇名
- 四、近親者もなく又孤獨者にて他に頼るべき方途なき者 二七名
- 五、近親者其の他に於て療養せしむる資力なき者 四五名
- 六、其の日の生計に支障なき程度にして自力によりて、は當底療養(隔離)せしむること能はざる者 四〇名
- 七、家族中數名の疾患を抱へ當底療養せしむる能力なき者 七名
- 八、出征軍人家族にして軍事救護(生活救力)を受けつもの 四八名
- 九、前各號の外負債又は多勢の家族を擁し若くは其の他の事情により眞に救療の要ありと認むる者 一七名

計 六六八名

であつて、以上の六六八名を立ち入つて調査すれば次の如くである(いづれも昭和十二年度末現在、警視廳衛生部醫務課調)

家族數	一家ノ總收入										計
	無收入	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	
一	七	二	三	九	二	三	七	三	三	三	三
二	九	三	七	二	三	八	二	三	三	三	三
三	二	三	七	二	三	八	二	三	三	三	三
四	二	三	七	二	三	八	二	三	三	三	三
五	二	三	七	二	三	八	二	三	三	三	三
六	二	三	七	二	三	八	二	三	三	三	三
七	二	三	七	二	三	八	二	三	三	三	三
八	二	三	七	二	三	八	二	三	三	三	三
九	二	三	七	二	三	八	二	三	三	三	三
十	二	三	七	二	三	八	二	三	三	三	三
計	二	三	七	二	三	八	二	三	三	三	三

第九章 醫療保護事業

となり、更に昭和五年の調査に於ては一四、二六一人で漸次減少の傾向を示してゐたが昭和十年三月三十一日現在調査では男一〇、七九九人、女四、五七二人、合計一五、三七一人を算してゐる。

癩患者数 (昭和十年三月三十一日現在)

(内務省衛生局調)

道府縣	男	女	計	同上の内療養所内患者数
北海道	五五	二六	八一	
東北	九三四	三七一	一、三〇五	一、二四五
関東	七〇	一四	八四	
中部	三七四	一二七	五〇一	
近畿	六五	二一	八六	
四国	二九八	九八	三九六	
九州	一六九	七五	二四四	
新加坡	八八	三八	一二六	
南洋群島	四四	二三	六七	
千島	六六〇	三四一	一、〇〇一	四七六
茨城	二〇	九	二九	
栃木	四四	二二	六六	
群馬	一〇四	五六	一六〇	
新潟	五九	二八	八七	
東京	一三九	六〇	一九九	
神奈川	三二〇	九九	四一九	

道府縣	男	女	計	同上の内療養所内患者数
山梨	二一六	九五	三一	一一一
静岡	一〇三	二四	一二七	六二
岐阜	八七	三四	一二一	
長野	一八四	四八	二三二	
富山	六九	二五	九四	
石川	八五	六八	一五三	
福井	五八	四七	一〇五	
山形	二〇七	四七	二五四	
秋田	五九三	九四	三八一	
岩手	一〇二	五一	一五三	
青森	一六四	七〇	二三四	
山形	九七	三五	一三二	
福島	五二	二四	七六	
茨城	三三	六〇	九三	
群馬	六七	二七	九四	
新潟	一〇〇	二八	一二八	
山梨	八二七	二七五	一一〇二	一、〇三一
山梨	九一	三七	一二八	
山梨	一〇一	三七	一三八	
山梨	一〇六	二三	一二九	
山梨	一〇四	三九	一四三	
山梨	六一	一九九	二六〇	
山梨	一六一	四八	二〇九	
山梨	一四九	四八	一九七	

右の一斉調査は執れも警察官に依つて調査せしめたものであるが、最近栃木縣下全般に亘つて行はれた比較的精密な調査の結果を参酌して考へると現存患者数は本調査に其の二割を加へた数と見れば大差ないとの事である。

(二) 癩療養所

癩療防のためには明治四十年三月法律第十一號を以て癩療防法が公布同四十二年四月より實施せられ、同法に基いて全國を五區に分ち各區に道府縣聯合療養所を設置して患者の隔離保護其他の豫防方法が講ぜられてゐる。

大正八年三月全國一斉調査を爲した處癩患者總數一萬六千二百六十一人の内療養の資力を有せず救護の必要を認むるもの約一萬人に達する實狀が判明した。然るに當時收容隔離せられて居つたものは前記五ヶ所の道府縣立癩療養所に收容中のもの一千五百三十名と六ヶ所の私立癩療養所に收容中のもの

の三百餘名とで其の數も二千人に達せず其の他のものは全國各所に散在し依然恐るべき病毒を傳播しつゝあつたのである。仍て政府は取り敢へず第一期計畫と前記療養の途を有せず且つ救護者なきもの一萬人の内其の半數五千人の患者を收容し得る設備を講ずることの方針を決定し、十ヶ年計畫を以て道府縣立癩療養所の定員を四千五百人に増員し別に五百人を收容する國立癩療養所を建設することとし、道府縣立癩療養所に對しては大正十年度以降年々擴張を計り又昭和二年度以降三ヶ年繼續事業を以て差當り定員四百人の國立癩療養所長島愛生園を建設することとしたのである。其の後引續き擴張を行ひ更に昭和六年度には群馬縣草津町に栗生樂泉園を昭和九年度には鹿児島縣大始良村に星塚敬愛園を設置して患者收容を計つてゐる。

又別に沖繩縣宮古島に沖繩縣で設置した宮古療養所を移管して臨時國立癩療養所として沖繩縣知事の管理に屬せしめてゐる。

昭和十三年三月末現在の患者收容定員は八千四百四十人收容患者数は七千三人で、其の内譯左の通りである。

癩患者收容施設 資料(厚生行政要覽)

國立癩療養所	定員	收容患者数
長島愛生園 (岡山縣)	一、二〇〇人	一、三六八人

名	經常費	臨時費	合計
愛媛	一八、四四〇	三、三七一	三、九七六
高知	一〇、三九〇	二、三二〇	二、七一〇
福岡	六〇、八五〇	九、五五〇	三、〇〇〇
大分	三、九〇〇	一、九七三	九、五八三
佐賀	一七、四八〇	二、三三七	九、三六五
熊本	三、五五〇	三〇、九九〇	二四、八七〇
鹿兒	一八、四九〇	二、三三三	七、四四五
宮崎	三、九〇〇	二、六四六	三、五五三
鹿児島	一〇、八七〇	九、五五〇	四、〇〇〇
計	一、三三六、四四〇	一、〇〇一、七〇三	三、〇七、九一六

昭和十二年度道府縣立癩療養所豫算額は經常費九九九、四〇二圓、臨時費五一九、七九九圓、合計一、五一九、二〇一圓である。

昭和十二年度道府縣立癩療養所豫算額

名	經常費	臨時費	合計
第一區全生病院	三〇、六〇〇	—	三〇、六〇〇
第二區北部保養院	三九、七三三	—	三九、七三三
第三區外島保養院	一六、三三三	—	一六、三三三
第四區大島療養所	一三、三三三	—	一三、三三三
第五區九州療養所	二六、八八八	—	二六、八八八
合 計	九六、九三三	—	九六、九三三

昭和十年度私立癩療養所決算額は經常費一七九、九四四圓、臨時費四一、四二七圓、計二二一、三七一圓である。

昭和十年度私立癩療養所決算額

名	經常費	臨時費	合計
癩療園	三六、一四三	四、八〇二	三〇、九九〇
聖バルナバ醫院	四、三三〇	八、〇〇〇	四、三三〇
私立復生病院	三、五八七	三、四七三	三、五八七
身延深敬病院	一八、四三三	一、九三三	一八、四三三
熊本回春病院	三、三三〇	六、三三〇	三、三三〇
待 勞 院	三、三三〇	四、三三〇	三、三三〇
計	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇

財團法人癩療防協會

財團法人癩療防協會の昭和十二年度事業執行状況は左の如くである。

- 一、癩療防の爲の宣傳
 - ① パンフレットの印刷配布「皇太后陛下御歌樂譜」ほか六種 七五、九〇〇部。
 - ② 癩療防デー 六月二十五日、内務省、警視廳、東京府、東京市等と協同主催の下に東京市日比谷公會堂に於て開催したが、聴衆三千人を算へ盛況であつた。
 - ③ ラヂオ放送 六月二十五日名古屋放送局より全国中繼にて理事 扶間茂氏の講演を放送。
- 二、癩に關する研究
 - ① 癩の學術的研究に對して昭和十二年度に於いては研究七十件に對し

金九千圓の補助金を交付した。尚、日本癩學會に對して金壹千圓の補助金を交付した。

三、癩治療薬の製劑配付

厚生省東京衛生試験所内に設けたる製薬部に於て製劑せる大風子油、丸薬並錠劑等の癩治療薬を各癩療養所其他希望の向に實費を以て左記の通り配付した。

昭和十二年度に於ける大風子油其他配付額

送付先	大風子油	大風子油錠劑 (ソリダ錠を含む)
長島愛生園	一〇〇	—
栗生樂泉園	一〇〇	—
星塚敬愛園	一〇〇	—
宮古療養所	一〇〇	—
全生病院	一〇〇	—
北部保養院	一〇〇	—
大島療養所	一〇〇	—
九州療養所	一〇〇	—
癩療園	一〇〇	—
聖バルナバ醫院	一〇〇	—
神山復生病院	一〇〇	—
身延深敬病院	一〇〇	—
身延深敬病院九州分院	一〇〇	—
待 勞 院	一〇〇	—

第九章 醫療保護事業

第五回癩療防デー

六月二十五日は癩療事業に常に深き御仁慈を垂れさせ給ふ皇太后陛下御誕辰の日であらせらる。癩療防協會ではこの佳辰をトして毎年癩療防デーを開催し、癩療防思想の普及宣傳救癩運動の擴充徹底等を行つて來てゐるのであるが、第五回癩療防デーは昭和十二年六月二十五日を中心にして全国各地では講演會の開催、或は十坪住宅建設のための贈金或は癩患者をその家庭に訪問して慰問、治療の指導等を行つた。東京では内務省、警視廳、東京府、財團法人癩療防協會主催の下に癩療防デー講演會が六月二十五日午後一時より日比谷公會堂に於て左記のプログラムに依り盛大に開催された。

講演會プログラム

開會の挨拶
 内務防協協理 廣瀬久忠
 内務大臣 馬場 一
 東京帝國大學校長 長 與 又 郎
 東洋音樂學校生徒 皇太后宮 御歌奉唱

第二區道縣立癩瘡所
 北都保護院院長 中條 資 俊
 癩瘡防協評議員 家庭組合婦人會
 癩患者住宅建築資金贈呈式 東洋音樂學校生徒
 合唱、獨唱、舞踊
 ワーナー・ブラザーズ映畫「白衣の天使」全九巻
 閉會の辭 内務省衛生局豫防課長 高野 六 郎
 癩瘡防協會理事 高野 六 郎
 ラヂオ放送—全國中繼 二・三〇

講演「癩瘡防施設に就て」 内務省衛生局長 狭 間 茂
 癩瘡防協會理事 狭 間 茂
 尙講演會に於ける馬場内務大臣の講演の要旨は左の通りである。

内相講演要旨

本日畏くも 皇太后陛下には第五十四回の御誕辰を迎へさせられ、御機嫌彌々御慶しく御座り給ふことは、洵に恐悦に存じ奉る次第で御座います。我癩瘡防協會に於きましては、此佳辰を卜し、毎年癩瘡防デーを開催致して居るのでありますが、之には國民的感激とも申すべき、極めて意義深きものがあるので御座います。申すも畏きことではありますが、皇太后陛下に於かせらまはしては、

一萬五千を算して居るのであります。他の文明諸國に比較致しまするときは、洵に遺憾と申すべき状態に在るのであります。由來我が國の癩瘡防施設は、甚で貧弱でありまして、今日より約四十年前には、全國を通じて、僅々數ヶ所の私立癩瘡所を存するに過ぎず、又、收容患者數も四百人に満たざる状態であつたのであります。

政府に於きましては、斯かる状態に顧みまして、本病の豫防根絶の方針の下に明治四十年癩瘡防法を制定致し、爾來漸次施設の擴充を圖つて参つたのであります。此の結果、今日では國立癩瘡所四ヶ所、公私癩瘡所十數ヶ所の設置を見るに至つたのであります。而して右各癩瘡所に收容せらるゝ患者數は、約七千名に達して居るのであります。が、何れも進歩せる醫療と、懇切なる保護とを受けまして、日々感謝の生活を送つて居る次第であります。さりながら、癩の豫防根絶に付、之が一段の徹底を計りまする爲には、現在各癩瘡所に於て保有致して居ります收容設備七千床に對し、少くとも三千床を増加致し、總計一萬床と致し得ることが、最少限度の必要であると認められます。其の實現に努めて居つた次第であります。折柄、三井報恩會より厚意ある寄附の申出でがございましたので、之により、今年度以降三ヶ年の計畫を以ちまして、國立癩瘡所三千床を増設致すことと、相成り、之により癩對策上、更に一步を進むることとなつた次第であります。

此の如く政府と致し、着々癩根絶に向つて歩を進めつゝある譯であります。申す迄もなく此の種の事業は官民協力事に當りません。充分の能率を擧げることを得ないものであります。先刻申述べました 皇太后陛下の御下賜金を基とし、之に朝野義捐の資を加へ、財團法人癩瘡防協會を設立致したのであります。本協

かねがね癩患者の上に厚き御憐憫の情を垂れさせ給ひまして、昭和五年十一月には、癩患者救護の資として多額の御手許金を賜はり、又昭和七年十一月には、大宮御所の御歌會に於て「癩患者を慰めて」といふ御歌題にて

つれづれの友となりても慰めよ
 行くことかたきわれにかわりて

と御詠み遊ばれたのであります。此の御歌を拜しまして、癩患者の感激は申すに及ばず、癩瘡防に關係致して居ります者一同も、たゞ感涙に咽んだ次第で御座います。又昭和九年以降年々各地の癩瘡所の患者に對しまして、赤坂御苑の楓の實生の苗木を御下賜に相成つて居るのであります。漏れ承る處に依りますれば、之は 昭憲皇太后の御印章の若葉に因ませられた趣でありまして、此の苗木を培養致し、成木の曉には、夏は若葉の蔭に憩ひ、秋は紅葉の色を賞で、昭憲皇太后の御徳を仰がしめよとの深き思召に出でさせ給ひし由で御座います。

右の外、尙 皇太后陛下には、或は癩瘡所長を御召しあらせられて癩瘡所の状況に關し御下問を賜はり、或は又、癩瘡所に對し御使を御差遣に相成り、更に又癩瘡所火災其の他の災害に遭致しました際には、其の都度、御手厚き御救恤を賜はつて居るのであります。

我が國の癩瘡所を訪れます者は、職員患者が赤誠をこめて、成育に努めて居る楓の苗木や、感謝に溢れつゝ建立致しました御歌の碑を拜しまして、癩患者の爲に垂れさせ給ふ 陛下の厚き御仁慈に、只管感激致します次第で御座います。

却説、我が國に於ける癩は、豫防施設の發達に伴ひまして、漸次減少を示しつゝあるのであります。現在尙、内地に於きます患者數

會は民間に在つて政府の諸施設と相俟ち、癩瘡防に必要な各種の事業經營を致して居るのであります。

申すまでもなく、國民の健康保持乃至は之が向上の問題は、經濟産業國防等凡ゆる方面より見まして、國家の生成發展上、最も重要な問題であります。中に就き癩に關しましては、文明國として、最も根本的に之が對策を考慮致し、其の根絶に向つて最も大なる努力を拂はねばならぬと考へるのであります。

今日御來會下さいました各位は、何れも此の問題に付きましては、厚き御同情と關心とを寄せらるゝ方々であると存するのであります。が、何卒政府の意の存する所を十分御諒承の上、一層癩瘡防及之が根絶の事業の爲御協力下さいまして、皇太后陛下の御仁慈の萬分の一に副ひ奉らんことを、切望して已まぬ次第であります。

四 トラホームに對する施設

(一) トラホーム患者數

トラホームは昔から我が國民に廣く蔓延せる疾患であつて罹患者は視力の上に多大の障害蒙り、國家の經濟上は勿論軍事上、教育上等に及ぼす影響は尠くない。故に之が豫防は重要な問題である。今その罹患者を觀るに昭和十一年中に全國各地で行つた檢診成績によれば檢診人員七百一十一萬八千四百四十四人中トラホーム患者と決定したものは六十一萬二百四十八人の多きを示し罹患者率は八・五七%である。

第九章 醫療保護事業

年次	検査人員	患者と決定したる人員		
		重症	輕症	疑似症
昭和十一年	七、二八、四四	四、九六	四、〇八	二七、〇七
同 十年	六、五九、〇七	三、五三	三、〇六	二〇、〇八
同 九年	六、八三、〇六	三、九八	三、〇六	二〇、〇八
同 八年	六、五三、〇六	三、九八	三、〇六	二〇、〇八
同 七年	六、七六、八〇	四、〇九	三、一五	二〇、〇八
同 六年	六、六九、〇七	四、〇九	三、一五	二〇、〇八
同 五年	六、八四、〇七	四、〇九	三、一五	二〇、〇八
同 四年	六、六三、〇七	四、〇九	三、一五	二〇、〇八
同 三年	六、八三、〇七	四、〇九	三、一五	二〇、〇八

徴兵事務摘要により昭和十二年度に於ける徴兵検査の成績に徴すれば、受検壯丁六〇六、〇一九人中トラホーム患者は五一、七八六人で、千分比は八五・四五を示してゐる。

受検壯丁トラホーム患者数 (昭和十二年)

資料(徴兵事務摘要)

地方別	検査人員	トラホーム患者数	検査人員	患者数
北海道	二八、八一九	二、一八六	千	七五・二三

地方別	検査人員	トラホーム患者数	検査人員	患者数
静岡	一八、三〇六	一、〇四五	千	五七・〇七
愛知	二二、三九二	二、四一〇	千	一〇三・〇三
三重	一一、五八四	九四二	千	八一・三二
滋賀	七、三七六	二八五	千	三八・六四
京都	一一、八五七	四三一	千	三三・五二
大阪	二七、三九三	四、〇八二	千	一四九・〇二
兵庫	二二、七〇九	一、六二二	千	六八・四一
奈良	六、四一一	八五九	千	一三三・九七
和歌山	八、三三二	七一四	千	八五・一八
鳥取	四、七八五	二八三	千	五九・一四
島根	六、二九〇	二四三	千	三八・六三
岡山	一一、九八七	八三九	千	六九・九九
広島	一六、二三六	二、一一一	千	一三〇・六四
山口	九、九一四	六八九	千	六九・五〇
徳島	七、二二九	七八六	千	一〇八・七三
香川	七、六〇六	一、〇五四	千	一三八・五七
愛媛	一〇、九六一	一、〇五七	千	九六・四三
高知	六、五八〇	二九三	千	四四・五三
福岡	二一、三三八	三、四八四	千	一六三・二八
佐賀	六、五一三	七四四	千	一一四・二三
長崎	一〇、六一一	八八二	千	八三・一一
熊本	一一、一五八	一、一四二	千	九三・九三
大分	八、五一三	六七〇	千	七八・七〇
宮崎	六、七一一	四五七	千	六八・〇九

昭和二年

検査人員	トラホーム患者数	検査人員	患者数
一三、四六九	一、三〇四	千	九六・八一
五、三六五	二七一	千	五〇・五一
三、一〇五	一七七	千	五七・〇〇
六〇六、〇一九	五一、七八六	千	八五・四五

泉年別受検トラホーム患者数

資料(徴兵事務摘要)

年次	検査人員	トラホーム患者数	検査人員	患者数
昭和二年	五八二、六八八	七三、七八二	千	一三九・五六
同 三年	五七一、七一六	六九、六〇一	千	一一一・七四
同 四年	五八八、〇一九	六五、七九三	千	一一一・八九
同 五年	五九八、四五五	六六、四七七	千	一一一・〇八
同 六年	六二五、七九六	六八、六九二	千	一〇九・七七
同 七年	六三四、六三六	六二、七七七	千	九八・九〇
同 八年	六四一、四五三	六一、五九八	千	九六・〇三
同 九年	六四六、九三三	六一、三〇九	千	九四・七七
同 十年	六三六、二四六	五八、八七七	千	九二・五四
同 十一年	六一八、三二三	五二、〇八七	千	八四・二四
同 十二年	六〇六、〇一九	五一、七八六	千	八五・四五

(二) トラホーム豫防法による施設

トラホームは古來から我が國民の間に廣く蔓延してゐる疾患で罹患者は視力の上に多大の障害を蒙るので、忽諸に附することを許さぬ疾病である。トラホーム豫防に關しては政府は大正八年三月トラホーム豫防法を制定し、政府にあつては、

第九章 醫療保護事業

第九章 醫療保護事業

郡	市	町	村	合計
鹿兒島	三	一	一	二
龍井	一	一	一	三
佐賀	一	一	一	三
福岡	一	一	一	三
高知	一	一	一	三
愛媛	一	一	一	三
香川	一	一	一	三
徳島	一	一	一	三
和歌山	一	一	一	三
山形	一	一	一	三
廣島	一	一	一	三
岡山	一	一	一	三
鳥取	一	一	一	三
島根	一	一	一	三
鳥島	一	一	一	三
石川	一	一	一	三
山形	一	一	一	三
青森	一	一	一	三
岩手	一	一	一	三
宮城	一	一	一	三
長野	一	一	一	三
滋賀	一	一	一	三
静岡	一	一	一	三
合計	二	一	一	四

道府縣名	昭和十一年度	昭和十一年度	昭和十一年度	昭和十一年度	昭和十一年度
京都	一	一	一	一	一
大阪	一	一	一	一	一
奈良	一	一	一	一	一
和歌山	一	一	一	一	一
鳥取	一	一	一	一	一
島根	一	一	一	一	一
岡山	一	一	一	一	一
広島	一	一	一	一	一
山口	一	一	一	一	一
徳島	一	一	一	一	一
香川	一	一	一	一	一
愛媛	一	一	一	一	一
高知	一	一	一	一	一
福岡	一	一	一	一	一
佐賀	一	一	一	一	一
熊本	一	一	一	一	一
鹿兒島	一	一	一	一	一
合計	一	一	一	一	一

私立トラホーム治療所状況 (昭和十二年三月末日現在)

道府縣名	昭和十二年	昭和十一年	昭和十一年	昭和十一年	昭和十一年
京都	一	一	一	一	一
大阪	一	一	一	一	一
奈良	一	一	一	一	一
和歌山	一	一	一	一	一
鳥取	一	一	一	一	一
島根	一	一	一	一	一
岡山	一	一	一	一	一
広島	一	一	一	一	一
山口	一	一	一	一	一
徳島	一	一	一	一	一
香川	一	一	一	一	一
愛媛	一	一	一	一	一
高知	一	一	一	一	一
福岡	一	一	一	一	一
佐賀	一	一	一	一	一
熊本	一	一	一	一	一
鹿兒島	一	一	一	一	一
合計	一	一	一	一	一

果は昭和十一年に於ける密賣淫檢舉人員四、八一〇名で同上 九〇名、健康診断人員に對する有毒人員千分比二二・二・六名健康診断人員は四、六六五名、有毒者九九二名、無毒者三、六 である。

年別密賣淫檢舉人員及健康診断結果

(内務省警保局調)

年次	密賣淫檢舉人員	同上健康診断人員	健康診断結果				健康診断人員に對する有毒人員千分比		
			微毒	淋毒	軟性下疳	其他			
昭和元年	八、九九五	八、三二九	二三五	一、五二九	四八七	三三一	二、五八四	五、七四五	三一・〇・二
二年	九、一一八	八、五三九	一七三	一、八二二	五二一	二二七	二、七四三	五、七九六	三二・一・二
三年	七、一三〇	六、六八六	一一八	一、一八四	三〇七	一三六	一、七五五	四、九三一	二六・二・五
四年	七、一一一	六、五五八	一一八	八〇三	一六四	一一〇	一、二〇五	五、三三三	一八・三・七
五年	七、〇四六	六、六八五	八〇	七八九	一六二	一〇一	一、一三二	五、五五三	一六・九・三
六年	六、五四二	六、一三四	一〇三	七六二	一三九	八〇	一、〇八四	五、〇七六	一七・六・七
七年	五、八五七	五、六一一	一七四	七九二	一四五	七七	一、一八八	四、四三五	二一・一・七
八年	六、六四四	六、三七四	二二三	九〇三	二〇九	一三四	一、四六九	四、九〇五	二三・〇・四
九年	六、六八六	六、五五四	一六七	八〇二	一七二	一四三	一、二八四	五、二七〇	一九・五・八
十年	六、〇二八	五、七九三	一三六	六五一	二三六	一五一	一、一七四	四、六二六	二〇・二・六
十一年	四、八一〇	四、六六五	六七	六七	一四一	一一三	九九二	三、六九〇	二二・二・六

娼妓健康診断成績は昭和十二年末現在に於ては健康診断延人員二、七七〇、四二七名のうち微毒患者三、七一五名、淋病 患者二八、四七九名、軟性下疳一七、四五〇名、剝脱三、五一

(昭和十二年末現在)

(厚生省衛生局調)

地方別	一年中健康診断延人員	同上有病者	微毒患者數	淋病患者數	軟性下疳患者數	剝脱患者數	患者數百分比	
							患者數	百分比
北海道	四、七三六	一、三三三	二二	二四	九三	三〇	五・三	三・五
青森	二、五五五	一、〇〇〇	三	三	二	四	一・四	七・三
岩手	二、五五五	一、〇〇〇	三	三	二	四	一・四	七・三
宮城	一、九八三	一、〇〇〇	三	三	二	四	一・四	七・三
秋田	一、九八三	一、〇〇〇	三	三	二	四	一・四	七・三
山形	六、九〇九	一、〇〇〇	三	三	二	四	一・四	七・三
福島	七、八六四	一、〇〇〇	三	三	二	四	一・四	七・三
茨城	三、三三九	一、〇〇〇	三	三	二	四	一・四	七・三
栃木	三、三三九	一、〇〇〇	三	三	二	四	一・四	七・三
群馬	三、三三九	一、〇〇〇	三	三	二	四	一・四	七・三
埼玉	三、三三九	一、〇〇〇	三	三	二	四	一・四	七・三
千葉	三、三三九	一、〇〇〇	三	三	二	四	一・四	七・三
東京	三、三三九	一、〇〇〇	三	三	二	四	一・四	七・三
神奈川	三、三三九	一、〇〇〇	三	三	二	四	一・四	七・三
新潟	三、三三九	一、〇〇〇	三	三	二	四	一・四	七・三
富山	三、三三九	一、〇〇〇	三	三	二	四	一・四	七・三
石川	三、三三九	一、〇〇〇	三	三	二	四	一・四	七・三
福井	三、三三九	一、〇〇〇	三	三	二	四	一・四	七・三
山梨	三、三三九	一、〇〇〇	三	三	二	四	一・四	七・三
長野	三、三三九	一、〇〇〇	三	三	二	四	一・四	七・三
岐阜	三、三三九	一、〇〇〇	三	三	二	四	一・四	七・三
静岡	三、三三九	一、〇〇〇	三	三	二	四	一・四	七・三
愛知	三、三三九	一、〇〇〇	三	三	二	四	一・四	七・三
三重	三、三三九	一、〇〇〇	三	三	二	四	一・四	七・三
滋賀	三、三三九	一、〇〇〇	三	三	二	四	一・四	七・三

群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	
二八	九	二												一〇	三五	二四						六		
五七〇	六〇七													二六	一三							三六八		
五六五	一一八	一〇												一、七三九	一、〇九八	一、〇四五						三七七		

廣島	山口	山形	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	鹿本	宮崎	鹿児島	沖縄	總計
九	六	三	二	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九	一七九
三四〇	一八六	四五	一七三	五五	三八一	二二六	二二六	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二、八二三
一八六	四五	一七三	五五	三八一	二二六	二二六	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	八、二四〇

六 麻薬中毒に対する施設

麻薬中毒患者とは麻薬の連用に因つて精神的、肉體的に中毒症状を呈するものである。内地に於ては其の數極めて少數であつたが、近時國際間の交通頻繁を加ふるに從ひ外國の悪風を輸入するものがあり最近に於ては例へば「ヘロイン」を喫煙に使用したり、或は中毒者に名を藉り麻薬を手に入れ之を不正に配布して中毒者の増加を圖る等麻薬亂用の傾向が次

第に濃厚となり憂慮すべき實情を呈することゝなつた爲、政府に於ては麻薬取締規則の一部を改正し昭和十年一月一日より麻薬中毒患者を診療する醫師に對し其の患者の住所、氏名及中毒麻薬の種類並中毒治療の目的を以て麻薬を配伍する處方箋を交付したときは患者の氏名、薬名、分量、用法、處方の年月日及使用期間等を届出しむる義務を命じ同時に各地方長官に對し嚴重取締の勵行方を通牒した。

尙之等中毒者に對しては各地方長官に於て醫師會、齒科醫師會、藥劑師會等と緊密なる連絡を執り其の防止に努むると共に一面大阪府神奈川縣警視廳等に於ては社會事業團體等と協力して精神病院其の他に收容治療を加へつゝある情況であるが之等は稍もすれば其の徹底を缺く憾なしとしない。

昭和十年末現在内務省衛生局調査による麻薬に因る中毒患者は二千九百七十八名であつて其の藥品の重なるものは「モルヒネ」「ヘロイン」「コカイン」「ナルコボン」「バビナール」等である。

麻薬中毒者救護會收容人員は、昭和十一年度に於いて半島人八十六名、内地人四十七名であつたが、同十二年度に於ては半島人五十二名に對して内地人百三名である。これら收容者に對し解毒處置の上、精神訓練と體力恢復をはかる相當長期に亙る隔離的な收容監督と輔導とを行つてゐる。

麻薬中毒者救護會收容人員

(昭和十二年度)

北海道	青森縣	秋田縣	宮城縣	岩手縣	福島縣	東京府	神奈川縣	千葉縣	埼玉縣	茨城縣	群馬縣	新潟縣	富山縣	福井縣	山梨縣	長野縣	静岡縣	愛知縣	京都府				
一	〇	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	〇	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一